

平成29年 第86回定例会

あわらし議会会議録

平成29年2月27日 開会

平成29年3月24日 閉会

あわらし議会

平成29年 第86回あわらし議会定例会 会議録目次

第 1 号 (2月27日)

| | |
|----------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 地方自治法第121条により出席した者 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 3 |
| 議長開会宣告 | 4 |
| 市長招集挨拶 | 4 |
| 開議の宣告 | 5 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 行政報告 | 8 |
| 会議録署名議員の指名 | 9 |
| 会期の決定 | 10 |
| 議案第1号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決 | 10 |
| 議案第2号から議案第8号の一括上程・提案理由説明 | |
| ・総括質疑・委員会付託 | 11 |
| 議案第9号から議案第17号の一括上程・提案理由説明 | |
| ・総括質疑・委員会付託 | 14 |
| 議案第18号から議案第23号の一括上程・提案理由説明 | |
| ・総括質疑・委員会付託 | 22 |
| 議案第24号及び議案第25号の一括上程・提案理由説明 | |
| ・総括質疑・委員会付託 | 23 |
| 議案第26号及び議案第27号の一括上程・提案理由説明 | |
| ・総括質疑・委員会付託 | 24 |
| 議案第28号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決 | 25 |
| 議案第29号から議案第32号の一括上程・提案理由説明 | |
| ・総括質疑・討論・採決 | 25 |
| 散会の宣言 | 27 |
| 署名議員 | 28 |

第 2 号 (3月7日)

| | |
|--------------------|----|
| 議事日程 | 29 |
| 出席議員 | 30 |
| 欠席議員 | 30 |
| 地方自治法第121条により出席した者 | 30 |
| 事務局職員出席者 | 30 |
| 開議の宣告 | 31 |

| | |
|------------|-----|
| 会議録署名議員の指名 | 31 |
| 一般質問 | 31 |
| 森 之 嗣 君 | 31 |
| 一般質問 | 36 |
| 吉 田 太 一 君 | 36 |
| 一般質問 | 51 |
| 八 木 秀 雄 君 | 51 |
| 一般質問 | 60 |
| 仁 佐 一 三 君 | 60 |
| 一般質問 | 65 |
| 平 野 時 夫 君 | 65 |
| 一般質問 | 74 |
| 山 川 知一郎 君 | 74 |
| 一般質問 | 86 |
| 山 本 篤 君 | 86 |
| 一般質問 | 102 |
| 卯 目 ひろみ 君 | 102 |
| 一般質問 | 107 |
| 毛 利 純 雄 君 | 107 |
| 散会の宣言 | 113 |
| 署名議員 | 113 |

第 3 号 (3月24日)

| | |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程 | 114 |
| 出席議員 | 116 |
| 欠席議員 | 116 |
| 地方自治法第121条により出席した者 | 116 |
| 事務局職員出席者 | 116 |
| 開議の宣告 | 117 |
| 会議録署名議員の指名 | 117 |
| 議案第2号から議案第27号の委員長報告・総括質疑・討論・採決 | 117 |
| 発議第1号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決 | 141 |
| 発議第2号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決 | 142 |
| 議員派遣の件 | 143 |
| 閉議の宣告 | 143 |
| 市長閉会挨拶 | 144 |
| 議長閉会挨拶 | 144 |
| 閉会の宣告 | 145 |
| 署名議員 | 145 |

第86回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成29年2月27日（月）

午前9時30分開議

- 1. 開会の宣告
- 1. 市長招集挨拶
- 1. 開議の宣告
- 1. 諸般の報告
- 1. 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度あわら市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 4 議案第 2号 平成28年度あわら市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 5 議案第 3号 平成28年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 4号 平成28年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 5号 平成28年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成28年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 7号 平成28年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 8号 平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 9号 平成29年度あわら市一般会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成29年度あわら市国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成29年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成29年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 平成29年度あわら市水道事業会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成29年度あわら市工業用水道事業会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成29年度あわら市公共下水道事業会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成29年度あわら市農業集落排水事業会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成29年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算
- 日程第20 議案第18号 あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

- て
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 あわら市職員の育児休業等に関する条例及びあわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 あわら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 あわら市農業集落排水事業条例及びあわら市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 あわら市老人憩いの家百寿苑条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 市道路線の変更について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（あわら湯のまち広場）
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（金津創作の森）
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 あわら市教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

(散 会)

出席議員（18名）

| | | | |
|------|---------|------|-----------|
| 1 番 | 仁 佐 一 三 | 2 番 | 山 本 篤 |
| 3 番 | 平 野 時 夫 | 4 番 | 毛 利 純 雄 |
| 5 番 | 吉 田 太 一 | 6 番 | 森 之 嗣 |
| 7 番 | 杉 本 隆 洋 | 8 番 | 山 田 重 喜 |
| 9 番 | 三 上 薫 | 10 番 | 八 木 秀 雄 |
| 11 番 | 笹 原 幸 信 | 12 番 | 山 川 知 一 郎 |
| 13 番 | 北 島 登 | 14 番 | 向 山 信 博 |
| 15 番 | 坪 田 正 武 | 16 番 | 卯 目 ひ ろ み |
| 17 番 | 山 川 豊 | 18 番 | 杉 田 剛 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

| | | | |
|---------------------------|---------|-------------|-----------|
| 市 長 | 橋 本 達 也 | 副 市 長 | 前 川 嘉 宏 |
| 教 育 長 | 大 代 紀 夫 | 総 務 部 長 | 佐 藤 雅 美 |
| 財 政 部 長 | 平 井 俊 宏 | 市 民 福 祉 部 長 | 城 戸 橋 政 雄 |
| 経 済 産 業 部 長 | 川 西 範 康 | 土 木 部 長 | 堀 江 与 史 朗 |
| 教 育 部 長 | 久 嶋 一 廣 | 会 計 管 理 者 | 三 上 進 |
| 市 民 福 祉 部 理 事 | 塚 田 倫 一 | 土 木 部 理 事 | 長 谷 川 義 則 |
| 芦 原 温 泉 上 水 道 財 産 区 管 理 者 | 高 橋 啓 一 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|-------------|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 長 谷 川 ま ゆ み | 事 務 局 長 補 佐 | 宮 川 利 秀 |
| 主 事 | 坂 井 真 生 | | |

◎議長開会宣告

- 議長（坪田正武君） ただいまから、第86回あわら市議会定例会を開会いたします。
(午前9時30分)
-

◎市長招集挨拶

- 議長（坪田正武君） 開会に当たり、市長より招集のご挨拶がございます。
(「議長」と呼ぶ者あり)
- 議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。
- 市長（橋本達也君） 第86回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

立春を過ぎ、先日には春一番が観測され、いよいよ本格的な春が訪れようとしております。議員各位には、ご健勝にてお過ごしのことと、心よりお慶びを申し上げます。

本年は、年明けから比較的好天が続き、雪の心配は無用かと思われましたが、先日は、この冬最強と言われた寒波が押し寄せ、本県でも嶺南を中心に大雪となりました。小浜市では24時間降雪量が1980年の観測開始以降、最多となる81cmを記録しましたが、幸いなことに本市での降雪量は予想を下回り、大きな混乱もなく安堵したところであります。

しかし、近年は年間を通して、豪雨、突風、高温、そして豪雪といった気象現象が全国各地において発生しております。本市においても、気象災害に対する十分な備えが必要であると、改めて感じたところであります。

さて、平成28年度は、16年3月にあわら市が誕生してから13年目、十二支でいう新たな一回りが始まる区切りの年であったと思います。

昨年3月末には、第2次あわら市総合振興計画を策定し、また11月には、本市の今後の地域ブランド戦略の核となるブランドスローガンを決定いたしました。また、昨年末の市民投票で選ばれたJR芦原温泉駅周辺の将来的なビジョンを踏まえ、北陸新幹線芦原温泉駅の整備にあわせたJR芦原温泉駅周辺基本計画や、本市の土地利用の総合的な方針となる、あわら市都市計画マスタープランを本年度末に改定することになっております。まさに、これからの市政を運営していくための長期的かつ重要な計画及び方針を決定し、実行に移す節目の年になったと感じております。

今後は、これらの方針等に沿った新たなまちづくりを、市民、職員、関係団体、そして議員の皆様とともに実現して参りたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

本定例会は、新年度予算をご審議いただき、最も重要な議会でございます。提出いたします議案は、専決処分の承認を求めるもの1議案、平成28年度補正予算及び平成29年度当初予算に関するもの16議案、条例の改正等に関するもの6議案、市道路線の認定等に関するもの2議案、公の施設の指定管理者の指定に関するもの

2議案、人事に関するもの5議案の計32議案の審議をお願いするものであります。議案の内容、提案の主旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、招集のご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（坪田正武君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（坪田正武君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（坪田正武君） 諸般の報告を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 事務局長。

○事務局長（長谷川まゆみ君） 諸般の報告をいたします。

本定例会の付議事件は、市長提出議案32件であります。説明出席者は、市長以下13名であります。

以上でございます。

○議長（坪田正武君） 次に、広域連合及び一部事務組合の議会報告を関係議員に報告していただきます。

初めに、坂井地区広域連合議会について報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 16番、卯目ひろみ君。

○16番（卯目ひろみ君） 16番、卯目でございます。坂井地区広域連合議会現況報告について報告いたします。

平成29年2月開催の第56回坂井地区広域連合議会定例会の概要について報告をいたします。

去る2月10日に、広域連合大会議室におきまして定例会が開催されました。議案8件が上程されました。

議案の主な内容と、審議結果について報告いたします。

議案第1号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ711万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,040万4,000円とするもので、その内容といたしまして、総務費及び衛生費で、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定により給料等を102万円増額します。衛生費では、今井地区農道整備舗装工事請負費420万円を減額し、負担金226万7,000円を増額するものです。また、さかいクリーンセンターの維持管理・運営委託料、一般廃棄物処分委託料等で620万円を減額します。その財源は、歳入において構成市からの負担金711万3,000円を

減額するものです。

議案第2号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を111億9,245万9,000円とするものです。

その内容といたしましては、総務費で、人事院勧告に伴う給与改定等により職員の給与等31万円の増額を行い、委託料では、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修費用259万2,000円の増額をするものです。

これらに伴い歳入では、構成市負担金205万2,000円を増額し、国庫支出金80万円、県支出金5万円を追加計上しております。

議案第3号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計予算については、議会費のほか、庁舎管理費、ネットワーク・システム管理費、代官山斎苑管理費、さかいクリーンセンター管理費等で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億2,390万円とするもので、対前年度比347万円の減額、率にして1.5%の減となりました。

主なものといたしましては、議会費では、隔年で実施しています議会視察研修等、総務費では、ウイルス感染対策としてメール無害化システムの導入、衛生費では、代官山斎苑予約・表示システムの更新、電動収骨台車の購入、指定管理者選考委員会の設置、一般廃棄物収集運搬体制調査業務委託などであります。

議案第4号、平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算については、第6期介護保険事業計画に基づき提供するサービスの保険給付費、賦課徴収費、介護認定審査会経費等、介護保険事業に係る経費で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ114億686万円とするもので、対前年度比3億8,414万円の増額、率にして3.5%の増となります。

主なものといたしまして、従来の介護保険業務に取り組むほか、坂井地区広域連合第7期介護保険事業計画の策定、給付適正化システムの構築、坂井地区フレイル予防モデル事業などがあります。このフレイル予防とといいますのは、筋力などが衰えることですので、そのモデル事業があります。保険給付費106億1,533万円、地域支援事業費5億6,179万円等が計上されております。

また、歳入予算の分担金及び負担金、16億1,950万9,000円のうち、あわら市の負担金は、4億3,502万2,000円となっております。

議案第5号、平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を、それぞれ218万円とするものです。

主なものといたしましては、指定管理者委託料205万8,000円等が計上されております。

議案第6号、坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、保険料率について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期及び短期の譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができることとし、また減免申請期限について変更を行うなど、所要の改正を行うものです。

議案第7号、坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、小規模多機能型居宅介護事業所に従事する看護師等が、同一敷地内に併設される地域指定密着型通所介護事業所においても従事することができるように、所要の改正を行うものです。

議案第8号、坂井地区広域連合広域計画の変更については、現在の坂井地区広域連合広域計画の期間満了に伴い、その見直しを行うものです。

以上、8議案につきましては、慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当と認め、原案のとおり、可決いたしました。

一般質問では、畑野麻美子議員が「今後の高齢社会に向けて、介護職員の人材不足についてどのように把握し、どう対応していくのか広域連合の具体的な取り組みについて」といたしまして質問いたしました。

以上、坂井地区広域連合議会の現況報告といたします。

○議長（坪田正武君） 次に、嶺北消防組合議会について報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） 嶺北消防組合議会における審議状況について報告いたします。

平成28年12月20日に第4回臨時会が開会されました。提案された議案は、平成28年度嶺北消防組合一般会計補正予算（第3号）、嶺北三国消防署庁舎改修工事（建築）請負契約の変更について及び嶺北消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての3件です。

議案の主な内容と審議結果について報告いたします。

初めに、議案第15号、平成28年度嶺北消防組合一般会計補正予算（第3号）については、2,714万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を、それぞれ27億8,122万3,000円とするものです。

歳入の主なものとしましては、分担金及び手数料並びに組合債を減額し、繰越金及び諸収入を増額するものです。

一方、歳出の主なものとしましては、常備消防費の人件費として1,947万円、非常備消防費の団員報酬で128万円を減額するほか、事業費確定に伴う減額補正を行うものです。

次に、議案第16号、嶺北三国消防署庁舎改修工事（建築）請負契約の変更については、昨年5月に請負契約を締結いたしました嶺北三国消防署庁舎改修工事（建築）の契約を変更するもので、内容としましては、屋外階段の防水工事等の追加工事分787万3,200円を増額し、契約額を1億8,369万7,200円に変更するものです。

最後に、議案第17号、嶺北消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、平成28年の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、嶺北消防組合一般職の職員の給与に関する条例等について所要の規定を整備するものです。

これらの議案につきまして、慎重に審議した結果、原案どおり可決いたしました。
以上、嶺北消防組合議会の報告といたします。

○議長（坪田正武君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（坪田正武君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係について報告いたします。

総務課所管では、2月9日に福井街角放送株式会社と「災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定」を締結いたしました。これは、昨年10月30日に本市と福井県が合同で開催した総合防災訓練において、同社が総務省北陸総合通信局と共同で臨時災害放送局の開局訓練を実施し、実際に放送が可能であることが確認できたことから、今回、本市からの呼びかけに応じ、協定の締結に至ったものであります。

これにより、大規模な災害が発生し、市が臨時災害放送局の開設が必要と判断した場合、同社が市にかわって放送免許の申請手続き、放送設備の貸与、設営及び運営等を行うもので、市民に対し、必要な災害情報や生活関連情報等をきめ細かに提供できることとなります。

なお、総務省北陸総合通信局によりますと、今回の協定のように、放送区域外の自治体とコミュニティ放送局が臨時災害放送局の開局に関する協定を結ぶのは、北陸管内では初めてとのこととあります。

市としましては、今後も防災関係機関と連携を深め、防災体制の充実、強化を図って参りたいと考えております。

続きまして、経済産業部関係について報告いたします。

観光商工課所管では、出向宣伝関係について報告いたします。

去る2月3日に、ホテルニューオータニにおいて、首都圏の旅行事業者、交通事業者、マスコミ関係者のほか、観光学を学ぶ学生など約120人を招待し、「美し国越前あわらフェア」を開催いたしました。

第1部の観光プロモーションでは、本市の地域ブランド戦略「ああ、あわら贅沢。」の概略を説明いたしました。また、田中光敏監督とあわら温泉女将の日本酒きき酒師の資格取得を指導した、本県出身の飲料水コンサルタントでありソムリエでもある友田晶子さんがトークセッションに加わり、本市の魅力を紹介していただきました。

第2部の交流パーティーでは、田中光敏監督と本市の観光プロモーションビデオにも出演している、せりかなさんのお二人に「越前あわら観光大使」を委嘱し、本市の魅力を国内外に向け情報発信することをお願いいたしました。また、本市の食

材を使った料理や郷土料理を出席者に提供し、本市の魅力あふれる食の紹介を行いました。この食フェアは、本市単独または他市と連携して行うなど、形を変えながらも4回目を迎えましたが、首都圏での本市の知名度向上と観光誘客において一定の効果を上げることができたものと考えております。

続いて、2月14日から17日までの4日間、勝山市、坂井市、永平寺町、加賀市の4市町とともに、外国人観光客誘客のため、香港において出向宣伝を行いました。これは、昨年5月に設立した越前加賀インバウンド推進機構の広域連携事業として、国の地方創生加速化交付金を活用して実施したもので、各首長や担当部課長など合わせて11人が参加いたしました。

香港では、本県出身の在香港日本国総領事館の松田総領事及び日本政府観光局の山田所長に対し、各首長から越前加賀インバウンド推進機構の活動について説明し、越前加賀地域への観光誘客等に関して助言及び情報の提供などを要請いたしました。また、香港の主要な旅行会社3社を訪問するとともに観光説明会を開催し、各首長から当地域の観光資源の魅力や交通の利便性等について説明し、越前加賀地域を各社の旅行商品に加えてもらえるよう強く要望いたしました。特に観光説明会では、香港の旅行会社24社から31人の訪日観光担当者に参加いただき、本市の観光素材である温泉、食、地酒、芦湯、屋台村、そして各種イベント等を広く紹介して参りました。

香港は、越前加賀地域への観光送客数が台湾に次いで多く、かつ中国本土への足がかりともなることから、今後もこの広域連携事業を継続的かつ効果的に取り組み、香港をはじめとする東南アジアでの本市を含む越前加賀地域の知名度向上と外国人観光客の増加につなげて参りたいと考えております。

続きまして、教育委員会関係について報告いたします。

スポーツ課所管では、昨年7月から改修工事を行ってきました農業者トレーニングセンターが、間もなく完成を迎えます。9月から体育館の利用を中止し、多くの利用者の皆様にご不便をおかけしていましたが、4月1日から利用を再開いたします。4月9日には改修工事の完成に伴い、「福井国体バレーボール会場竣工記念 東レアローズバレーボール教室」を開催いたします。東レアローズ女子選手が講師となり、市内のスポーツ少年団4チーム及び芦原・金津両中学校のバレーボール部員に指導をしていただきます。

平成30年福井しあわせ元気国体のバレーボール競技の開催に向けて、市民の関心を高め、機運醸成が図られるものと期待をいたしております。

以上で、行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坪田正武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、北島 登君、14番、向山信博君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（坪田正武君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間といたしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より3月24日までの26日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

◎議案第1号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（坪田正武君） 日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度あわら市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第1号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、去る1月31日に国の第3次補正予算が成立し、国庫債務負担行為の対象事業として本市の石塚橋架け替え事業が採択されたことを受け、あわら市一般会計補正予算第5号について、2月8日付で専決処分を行ったものであります。

補正予算の内容につきましては、平成29年度における石塚橋架け替え工事7,000万円に係る債務負担行為を追加するものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する質疑を許します。

○議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

○議長（坪田正武君） ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより討論、採決に入ります。

○議長（坪田正武君） 議案第1号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度あわら市一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第2号から議案第8号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（坪田正武君） 日程第4、議案第2号、平成28年度あわら市一般会計補正予算（第6号）、日程第5、議案第3号、平成28年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第6、議案第4号、平成28年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第7、議案第5号、平成28年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第6号、平成28年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第7号、平成28年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第8号、平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）、以上の議案7件を一括議題といたします。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第2号、平成28年度あわら市一般会計補正予算（第6号）から、議案第8号、平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）までの7議案について提案理由を申し上げます。

議案第2号、平成28年度あわら市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ2億8,438万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億1,558万円とするものであります。

今回の補正につきましては、年度末補正でありますので、主に歳出各項目において、事業費の確定や精算等により生じた不用額を減額したものとなっております。これらの余剰の財源が生じたことのほか、市税及び繰越金等を追加計上し、財政調整基金の取り崩し分7億1,000万円を減額するとともに、財政調整分として4億9,000万円を積み立てております。

それでは補正の内容について、歳出の主なものをご説明いたします。

まず総務費では、一般管理費で、事業の組み替えに伴い、コミュニティ助成事業補助金1,500万円を減額する一方、集会施設整備事業補助金750万円を追加計上するほか、情報化推進費で、福井坂井地区広域市町村圏事務組合に係る電算共同

利用負担金2,881万8,000円などを減額いたしております。

民生費では、障害者福祉費で、訓練等給付費2,330万円、老人福祉総務費で、後期高齢者医療広域連合に係る療養給付費負担金1,185万2,000円などを追加計上する一方、老人福祉施設費で、老人保護施設措置費800万円、児童措置費で、児童手当支給費954万円、生活保護扶助費で、生活保護費2,000万円などを減額いたしております。

衛生費では、塵芥処理費で、福井坂井地区広域市町村圏事務組合に係る清掃センター負担金1,578万7,000円などを減額いたしております。

農林水産業費では、農業振興費で、企業的園芸確立支援事業補助金5,176万2,000円を減額する一方、農地中間管理に伴う機構集積協力金1,877万1,000円を追加計上するほか、農地費で、経営体育成基盤整備事業負担金1,085万円、多面的機能支払交付金事業補助金1,358万1,000円、林業振興費で、県単林道事業工事1,149万9,000円、剣ヶ岳線に係る県営林道事業負担金629万8,000円などを減額いたしております。

土木費では、都市計画総務費で、北陸新幹線関連公共施設等整備事業補助金1,697万1,000円、屋外広告物景観改善支援事業補助金644万6,000円、公共下水道費で、公共下水道事業会計への負担金及び補助金1,410万円などを減額いたしております。

教育費では、中学校費の学校管理費で、臨時職員賃金672万7,000円、体育振興費で、福井しあわせ元気国体あわら市実行委員会運営負担金369万4,000円などを減額いたしております。

このほか、公債費では、地方債償還に係る利子3,206万3,000円を減額するほか、諸支出金では、財政調整基金積立金4億9,199万9,000円、ふるさとあわらサポート基金積立金6,075万円、学校施設整備基金積立金999万9,000円などを追加計上いたしております。

続いて、歳入についてご説明いたします。

市税で2億9,600万円、地方交付税で1億1,450万2,000円、国庫支出金で2,370万円、寄附金で6,073万8,000円、繰越金で6億6,703万4,000円などを追加計上する一方、配当割交付金で1,040万円、株式等譲渡所得割交付金で1,020万円、地方消費税交付金で5,000万円、県支出金で6,384万8,000円、繰入金で7億1,168万4,000円、市債で5,010万円などを減額いたしております。

次に、繰越明許費であります。総務費のブランド推進事業500万円のほか、土木費で、芦原温泉駅周辺整備事業1億3,278万4,000円、教育費で、小学校空調設備整備事業1億4,637万8,000円など19事業について、それぞれ翌年度に繰り越して使用できる経費として定めております。

最後に地方債の補正であります。県営かんがい排水事業負担金など8件についてそれぞれ所要の変更を行っております。

議案第3号、平成28年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出からそれぞれ1億3,211万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億9,107万7,000円とするものであります。

歳出といたしましては、一般被保険者療養給付費6,650万円、一般被保険者高額療養費1,410万円、後期高齢者支援金3,563万3,000円、介護納付金2,325万5,000円、保険財政共同安定化事業拠出金3,831万円などを減額する一方、高額医療費共同事業医療費拠出金571万5,000円、基金積立金4,016万4,000円を追加計上いたしております。

歳入といたしましては、国庫支出金4,956万2,000円、療養給付費等交付金2,667万円、繰入金1億4,627万9,000円を減額する一方、国民健康保険税2,810万円、共同事業交付金5,407万5,000円、諸収入650万円などを追加計上いたしております。

議案第4号、平成28年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,330万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,070万1,000円とするものであります。

歳出といたしましては、広域連合に対する保険料納付金1,330万1,000円を追加計上しており、歳入といたしましては、後期高齢者医療保険料1,020万円、一般会計繰入金310万1,000円を追加計上いたしております。

議案第5号、平成28年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の営業収益で、一般会計負担金90万円を減額する一方、水道加入負担金430万円を追加計上いたしております。

また、営業外収益で、一般会計補助金90万円を減額する一方、建物災害共済金203万6,000円などを追加計上いたしております。

収益的支出では、営業費用で、機器保守管理業務等の委託料141万7,000円などを減額する一方、機械及び装置等の固定資産除却費169万7,000円を追加計上するほか、営業外費用で、企業債利息112万円を減額し、補正後の予定額を、7億7,415万3,000円とするものであります。

また、資本的収入では、消火栓設置に係る一般会計負担金100万円を追加計上し、資本的支出の補正がないため、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額について、当年度未処分利益剰余金100万円を減額し、収支の調整を行っております。

議案第6号、平成28年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の営業外収益で、一般会計からの補助金520万円及び負担金670万円などを減額いたしております。

収益的支出では、営業費用で、減価償却費302万8,000円、営業外費用で、企業債利息810万8,000円などを減額し、補正後の予定額を、11億3,377万2,000円とするものであります。

また、資本的収入では、公共下水道事業債1,330万円を減額する一方、北陸新

幹線整備関連事業補償費420万円を追加計上いたしております。

資本的支出では、汚水管渠布設工事1,000万円などを減額し、補正後の予定額を、13億71万2,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分損益勘定留保資金101万8,000円を減額し、収支の調整を行っております。

議案第7号、平成28年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の営業外収益で、一般会計からの補助金150万円を減額いたしております。

収益的支出では、営業費用で、施設修繕料131万円などを減額し、補正後の予定額を、7,293万4,000円とするものであります。

議案第8号、平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の営業収益で、一般会計負担金109万2,000円を追加計上する一方、ペットボトル水販売収益89万円を減額いたしております。

収益的支出では、営業費用で、ペットボトル水売却原価76万8,000円を減額する一方、営業外費用で、消費税及び地方消費税50万1,000円を追加計上するほか、特別損失で、過年度損益修正損21万2,000円を減額し、補正後の予定額を、1億7,261万4,000円とするものであります。

資本的収入では、他会計負担金で、一般会計負担金108万円を減額し、資本的支出の補正がないため、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額について、建設改良積立金108万円を追加計上し、収支の調整を行っております。

以上が補正予算の概要であります。

これら7議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

○議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

○議長（坪田正武君） ただいま議題となっております議案第2号から議案第8号までの7議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

◎議案第9号から議案第17号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（坪田正武君） 日程第11、議案第9号、平成29年度あわら市一般会計予算、日程第12、議案第10号、平成29年度あわら市国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第11号、平成29年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算、日程第14、議案第12号、平成29年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算、日程第15、議案第13号、平成29年度あわら市水道事業会計予算、日程第16、

議案第14号、平成29年度あわら市工業用水道事業会計予算、日程第17、議案第15号、平成29年度あわら市公共下水道事業会計予算、日程第18、議案第16号、平成29年度あわら市農業集落排水事業会計予算、日程第19、議案第17号、平成29年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算、以上の議案9件を一括議題といたします。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第9号、平成29年度あわら市一般会計予算から議案第17号、平成29年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算までの9会計予算につきまして、予算編成の基本方針を申し上げます。

政府においては、昨年11月29日に「平成29年度予算編成の基本方針」を閣議決定しております。この基本方針は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済財政再生計画」に則り、歳出改革等を着実に推進し、財政健全化への取組を強化する一方、「一億総活躍社会の実現」に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進することにより、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すこととしております。

なお、地方財政対策については、地方創生等の重要課題に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう、地方税や地方交付税などの一般財源総額について、前年度の水準を下回らないよう実質的に確保されたものの、前年度と比較して地方交付税の総額は2.2%の減、臨時財政対策債を6.8%の増とする内容となっております。臨時財政対策債が増額されたことを踏まえ、地方財政の健全化の観点から、臨時財政対策債制度の抜本的な見直しと地方交付税法における法定率の引上げが必要であると改めて認識しております。

このような中、本市におきましては、今後、北陸新幹線県内延伸に向けた財政需要への対応、合併特例債発行期間の満了、地方交付税の一本算定への完全移行など、財政運営を取り巻く環境が厳しさを増すことが予想されます。平成28年3月に策定した「第2次あわら市総合振興計画」の基本理念である「暮らしやすく 幸せを実感できるまち」を実現するため、また雇用の創出、移住の促進、子育て支援に特化した「あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向け、これまでに施策を体系化し、積極的な展開を図ってきたHEEC E構想を踏まえた各種施策を、総合的かつ複合的に推進していきたいと考えております。

以上が予算編成の基本方針であります。

なお、各会計予算の内容につきましては、副市長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 副市長、前川嘉宏君。

○副市長（前川嘉宏君） それでは、私から議案第9号、平成29年度あわら市一般会

計予算及び議案第10号から第17号までの各特別会計予算について、その概要を申し上げます。

まず、議案第9号、平成29年度あわら市一般会計予算について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ139億4,000万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして8億8,000万円、5.9%の減となっております。

予算総額が減となりました主な要因としては、国営九頭竜川下流土地改良事業負担金、庁舎耐震補強・改修事業、農業者トレーニングセンター改修事業などの完了が挙げられます。

それではまず、歳入の主なものについて申し上げます。

第1款 市税は、総額46億4,085万9,000円で、前年度と比較して1億4,199万1,000円、3.2%の増となっております。これは、個人市民税で6,000万円、固定資産税で約5,000万円の増収を見込んだことなどによるものです。

第2款の地方譲与税から第9款の地方特例交付金までは、前年度における調定の状況や県の見込額等を勘案し、合計で7億4,200万円を計上いたしております。前年度比で10.5%の減となっております。

第10款 地方交付税は、27億8,000万円を計上しており、前年度比0.7%の減となっております。

第12款 分担金及び負担金は、こども園料、給食費負担金などで、前年度比4.6%の減となる2億9,230万9,000円を計上いたしております。

第13款 使用料及び手数料は、市営住宅使用料、一般廃棄物処理手数料などで、前年度比1.5%の減となる1億6,371万4,000円を計上いたしております。

第14款 国庫支出金は、19億3,459万3,000円を計上しており、前年度比1.2%の減となっております。社会資本整備総合交付金及び防災・安全社会資本整備交付金の減などが要因であります。

第15款 県支出金は、12億972万6,000円を計上しており、前年度比6.1%の減となっております。観光まちなみ魅力アップ事業補助金、原子力防災における住民避難対策補助金の減などが要因であります。

第18款 繰入金は、5億7,242万6,000円を計上しており、前年度比20.9%の減となっております。これは、財政調整基金繰入金を前年度に比べ、1億4,000万円減の5億7,000万円としたことなどによるものです。

第20款 諸収入は、3億6,317万2,000円で、前年度比16.6%の減となっております。地域スポーツ施設整備助成金の減などが要因であります。

第21款 市債は、前年度比32.7%の減となる11億7,320万円を計上いたしております。臨時財政対策債5億4,000万円、土木債5億1,060万円が主な内容であります。

次に、歳出であります。まず性質別の状況を申し上げます。

人件費等の義務的経費は、62億8,519万6,000円で、前年度比1.7%の

増、構成比は45.1%となっております。また、義務的経費以外のその他の経費は、76億5,480万4,000円で、前年度比11.4%の減、構成比は54.9%であります。

増減の主な内容を申し上げますと、物件費では、小中学校におけるコンピュータ整備費などで1億4,228万1,000円の減、補助費等では、公共下水道事業会計負担金及び補助金、嶺北消防組合負担金などで1億2,712万5,000円の減、普通建設事業費では、庁舎耐震補強・改修事業、国営九頭竜川下流土地改良事業負担金、農業者トレーニングセンター改修事業などで7億591万8,000円の減となっております。

次に、目的別の概要を申し上げます。

第1款 議会費は1億7,138万7,000円で、前年度と比較して345万3,000円、2.0%の減となっております。

第2款 総務費は13億7,357万4,000円で、前年度と比較して3億7,101万円、21.3%の減となっております。庁舎耐震補強・改修事業の完了などが要因であります。

総務費の主な内容といたしましては、第1項 総務管理費で、電算共同利用費等に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金1億7,310万6,000円、地域活性化推進費として9,651万8,000円、第4項 選挙費で、市議会議員選挙費1,343万6,000円などをそれぞれ計上いたしております。

第3款 民生費は46億2,054万7,000円で、前年度と比較して9,037万8,000円、2.0%の増となっております。教育費から放課後子どもクラブ費を移行したこと及び認定こども園施設整備費補助金、認定こども園施設型給付金の増などが要因であります。

民生費の主な内容といたしましては、第1項 社会福祉費で、国民健康保険特別会計繰出金1億9,173万9,000円、障害者自立支援給付費6億619万6,000円、介護保険費等に係る坂井地区広域連合負担金4億5,066万9,000円、療養給付費等に係る後期高齢者医療広域連合負担金3億7,187万3,000円、第2項 児童福祉費で、児童手当支給費4億62万円、認定こども園施設型給付金8億1,900万円、認定こども園施設整備補助金6,215万8,000円、放課後子どもクラブ費4,782万6,000円、第3項 生活保護費で、生活保護給付費2億4,000万円などをそれぞれ計上いたしております。

第4款 衛生費は7億9,879万4,000円で、前年度と比較して4,631万1,000円、6.2%の増となっております。高料金対策に係る水道事業会計補助金の増などが要因であります。

衛生費の主な内容といたしましては、第1項 保健衛生費で、予防接種委託料5,450万円、環境衛生費及び葬祭費に係る坂井地区広域連合負担金5,531万4,000円、高料金対策に係る水道事業会計補助金1億7,790万円、第2項 清掃費で、一般廃棄物収集委託料7,637万2,000円、清掃センター費等に係る福

井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金 2 億 5 4 5 万 4, 0 0 0 円などを計上いたしております。

第 5 款 労働費は 5, 4 1 1 万円で、前年度と比較して 2, 0 3 4 万 2, 0 0 0 円、2 7. 3 %の減となっております。市民生活安定資金預託金の減などが要因であります。

第 6 款 農林水産業費は 7 億 9, 1 1 4 万 2, 0 0 0 円で、前年度と比較して 4 億 7, 4 4 0 万 1, 0 0 0 円、3 7. 5 %の減となっております。国営九頭竜川下流土地改良事業負担金の減などが要因であります。

農林水産業費の主な内容といたしましては、第 1 項 農業費で、園芸産地総合支援事業補助金 4, 5 6 1 万 3, 0 0 0 円、企業的園芸支援事業補助金 4, 3 2 8 万円、農業集落排水事業会計負担金及び補助金 4, 9 0 1 万 4, 0 0 0 円、多面的機能支払交付金事業補助金 2 億 2, 2 9 0 万 5, 0 0 0 円などを計上いたしております。

第 7 款 商工費は 3 億 9, 1 3 4 万 8, 0 0 0 円で、前年度と比較して 1 億 4, 7 9 0 万 7, 0 0 0 円、2 7. 4 %の減となっております。温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業の完了などが要因であります。

商工費の主な内容といたしましては、中小企業振興資金預託金 1 億円、魅力発信事業委託料 1, 3 0 0 万円、観光事業補助金 2, 4 5 2 万 5, 0 0 0 円、外国人滞在型観光促進事業補助金 1, 0 0 0 万円、セントピアあわらに係る管理費及び改修費として 6, 2 5 0 万円などを計上いたしております。

第 8 款 土木費は 2 3 億 1, 0 3 9 万 2, 0 0 0 円で、前年度と比較して 3 億 6, 8 4 1 万 1, 0 0 0 円、1 9. 0 %の増となっております。社会資本整備総合交付金における市道改良事業、芦原温泉駅周辺整備事業などが要因として挙げられます。

土木費の主な内容といたしましては、第 2 項 道路橋りょう費で、瓜生・石塚線改良事業 1 億 3 0 0 万円、石塚橋架替事業 2 億 8, 4 0 0 万円、除雪機械整備費 3, 2 2 7 万 2, 0 0 0 円、第 4 項 都市計画費で、芦原温泉駅周辺整備事業 5 億 3, 8 7 8 万 5, 0 0 0 円、北陸新幹線関連公共施設等整備事業補助金 9, 7 0 5 万 2, 0 0 0 円、公共下水道事業会計負担金及び補助金 4 億 7, 8 2 6 万 7, 0 0 0 円、社会資本整備総合交付金における公共下水道事業会計補助金 1 億 5, 0 0 0 万円などを計上いたしております。

第 9 款 消防費は 4 億 8, 8 6 2 万 5, 0 0 0 円で、前年度と比較して 3, 9 7 7 万 1, 0 0 0 円、7. 5 %の減となっております。嶺北消防組合負担金の減などが要因であります。

第 1 0 款 教育費は 1 4 億 3 3 3 万 6, 0 0 0 円で、前年度と比較して 4 億 1, 3 3 3 万円、2 2. 8 %の減となっております。小中学校における教育用コンピュータ整備事業、農業者トレーニングセンター改修事業の完了などが要因であります。

教育費の主な内容といたしましては、第 2 項 小学校費で、臨時講師賃金 3, 3 2 5 万 5, 0 0 0 円、スクールバス運行业務及び運転業務委託料 4, 5 5 3 万 1, 0 0 0 円、平成 3 0 年度に予定しております金津東小学校改修及び金津小学校・金津東小

学校プール改修に係る設計業務委託料としてそれぞれ270万円及び300万円、第3項 中学校費で、臨時講師賃金1,902万4,000円、スクールバス運行業務及び運転業務委託料4,361万9,000円、芦原中学校グラウンド整備事業4,500万円、第4項 社会教育費で、北潟公民館改修事業3,300万円、金津創作の森に係る管理費、改修費及び運営補助として1億1,460万円、第5項 保健体育費で、福井しあわせ元気国体あわら市実行委員会運営負担金5,430万6,000円、学校給食原材料費1億1,250万円などを計上いたしております。

第11款 災害復旧費は130万円で、前年度と同額の計上であります。

第12款 公債費は14億8,390万7,000円で、前年度と比較して7,664万円、5.4%の増となっております。

内容といたしましては、市債の償還元金13億7,132万3,000円、償還利子1億1,250万6,000円などを計上いたしております。

第13款 諸支出金は4,153万8,000円で、前年度と比較して847万4,000円の増となっております。

内容といたしましては、国民体育大会運営基金への積立金4,000万円のほか、各基金に係る利子分等を積立金として計上いたしております。

第14款 予備費は1,000万円で、前年度と同額を計上いたしております。

次に、特別会計等について申し上げます。

まず、議案第10号、平成29年度あわら市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ36億2,450万円で、前年度と比較して2億1,580万円、6.3%の増となっております。

主な内容であります。歳入におきましては、国民健康保険税5億9,869万円、国庫支出金6億7,578万7,000円、前期高齢者交付金10億6,000万円、共同事業交付金7億2,323万5,000円、一般会計繰入金1億9,173万9,000円などを計上いたしております。

また、歳出におきましては、保険給付費23億790万1,000円、後期高齢者支援金等3億6,901万5,000円、介護納付金1億4,110万円、共同事業拠出金7億2,323万7,000円などを計上いたしております。

議案第11号、平成29年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,510万円で、前年度と比較して1,770万円、6.0%の増となっております。

主な内容であります。歳入におきましては、後期高齢者医療保険料2億3,758万7,000円、一般会計繰入金7,714万8,000円などを計上いたしております。

また、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金3億1,163万4,000円などを計上いたしております。

議案第12号、平成29年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ500万円で、前年度と同額となっております。

主な内容であります。歳入においては、共済掛金150万円、基金繰入金318万4,000円などを計上いたしております。

また、歳出では、総務管理費93万8,000円、共済給付金150万円などを計上いたしております。

議案第13号、平成29年度あわら市水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して2.7%の減となる8億1,087万6,000円を計上いたしております。

また、支出につきましても、2.5%の減となる7億5,477万2,000円を計上いたしております。県水受水費4億1,463万2,000円、固定資産減価償却費1億9,140万9,000円、企業債利息3,057万5,000円が主な内容であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して8.7%の減となる6,552万4,000円を計上いたしております。

支出におきましても、8.1%の減となる2億5,081万6,000円を計上いたしております。老朽管の布設替えなどの配水設備改良費4,600万円、基本計画策定業務委託料1,185万9,000円、企業債元金償還金1億6,737万円が主な内容であります。

第14号、平成29年度あわら市工業用水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して30.7%の減となる772万9,000円を計上いたしております。

支出におきましても、13.6%の減となる1,101万3,000円を計上いたしております。

なお、本会計は、平成29年度においても建設改良等の予定がないため、収益的収支のみの計上となっております。

議案第15号、平成29年度あわら市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して1.7%の減となる11億5,623万4,000円を計上いたしております。

支出につきましても、1.3%の減となる11億3,957万9,000円を計上いたしております。九頭竜川流域下水道維持管理負担金2億2,495万円、固定資産減価償却費6億1,150万3,000円、企業債利息1億8,752万4,000円が主な内容であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して13.3%の減となる8億462万7,000円を計上いたしております。

支出につきましても、9.4%の減となる12億3,051万2,000円を計上い

たしております。管渠建設費として社会資本整備総合交付金事業分3億円、単独事業分6,300万円のほか、九頭竜川流域下水道事業建設負担金5,210万9,000円、企業債元金償還金7億9,399万7,000円が主な内容であります。

議案第16号、平成29年度あわら市農業集落排水事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して10.9%の増となる8,158万8,000円を計上いたしております。

支出につきましても、12.4%の増となる8,343万9,000円を計上いたしております。処理施設補修工事1,700万円、固定資産減価償却費4,087万5,000円、企業債利息714万7,000円が主な内容であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して7.3%の増となる1,739万円を計上いたしております。

支出におきましても、3.9%の増となる3,224万5,000円を計上いたしております。

全額、企業債元金償還金であります。

また、劔岳地区に係る農業集落排水処理施設につきましては、平成29年11月に廃止し、公共下水道により汚水処理を行う予定としております。

議案第17号、平成29年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して3.4%の増となる1億7,740万4,000円を計上いたしております。

支出におきましても、1.4%の増となる1億7,310万3,000円を計上いたしております。県水受水費7,302万6,000円、固定資産減価償却費4,106万2,000円が主な内容であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して6.8%の減となる109万5,000円を計上いたしております。

支出におきましても、43.1%の減となる3,013万2,000円を計上いたしております。老朽管の布設替えなどの配水設備改良費1,794万5,000円が主な内容であります。

以上、あわら市各会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る平成29年度当初予算の概要を申し上げます。

十分なるご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

○議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

○議長（坪田正武君） ただいま議題となっております議案第9号から議案第17号までの9議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任

委員会に付託いたします。

○議長（坪田正武君） 暫時休憩といたします。再開は11時からといたします。

（午前10時44分）

○議長（坪田正武君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時59分）

◎議案第18号から議案第23号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（坪田正武君） 日程第20、議案第18号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、日程第21、議案第19号、あわら市職員の育児休業等に関する条例及びあわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第22、議案第20号、あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第23、議案第21号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第24、議案第22号、あわら市農業集落排水事業条例及びあわら市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第25、議案第23号、あわら市老人憩いの家百寿苑条例を廃止する条例の制定について、以上の議案6件を一括議題といたします。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第18号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第23号、あわら市老人憩いの家百寿苑条例を廃止する条例の制定についてまでの6議案について提案理由を申し上げます。

議案第18号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在の市民福祉部が他の部局と比較して、予算額、職員数ともかなり大きな組織となっていることから、平成29年度から、市民生活部と健康福祉部の二つの部とし、より密度の高い事業運営を行いたいので、所要の改正を行うものであります。

議案第19号、あわら市職員の育児休業等に関する条例及びあわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、市職員が育児休業を取得できる子の範囲を拡大するため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号、あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が実施する農地の利用調整活動に対して報酬を支払うため、報酬の額の改正を行うものであります。

議案第21号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うものであります。内容といたしましては、個人住民税の住宅ローン控除制度適用期限の2年間の延長、法人市民税の税率の引き下げ、軽自動車税の環境性能割の創設などであります。

なお、法人市民税及び軽自動車税の環境性能割等の改定につきましては、平成31年10月1日施行となっております。

議案第22号、あわら市農業集落排水事業条例及びあわら市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年11月1日をもちまして、劔岳地区の農業集落排水事業を廃止し、公共下水道に接続することになるため、所要の改正を行うものであります。

議案第23号、あわら市老人憩いの家百寿苑条例を廃止する条例の制定につきましては、あわら市老人憩いの家百寿苑の利用者の減少に伴い、当該施設の用途を廃止するものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

○議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

○議長（坪田正武君） ただいま議題となっております議案第18号から議案第23号までの6議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎議案第24号及び議案第25号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（坪田正武君） 日程第26、議案第24号、市道路線の認定について、日程第27、議案第25号、市道路線の変更について、以上の議案2件を一括議題といたします。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第24号、市道路線の認定について及び議案第25号、市道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

議案第24号、市道路線の認定につきましては、根上り区内の道路2路線及び田中温泉区内の1路線を、根上り3号線、根上り4号線、及び温泉30号線として市道認定するものであります。根上り区内の道路につきましては、宅地造成の際に整備された道路であり、市道認定の各要件を満たしております。

また、田中温泉区内の道路につきましては、現在の市道舟津6号線の一部であり

ますが、えちぜん鉄道舟津1号踏切が廃止となることに伴い、新たに市道認定を行うものであります。

続いて、議案第25号、市道路線の変更につきましては、今ほど申し上げました、えちぜん鉄道舟津1号踏切の廃止に伴い、舟津6号線の起点を変更するものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

○議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

○議長（坪田正武君） ただいま議題となっています議案第24号及び議案第25号の2議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第26号及び議案第27号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（坪田正武君） 日程第28、議案第26号、公の施設の指定管理者の指定について（あわら湯のまち広場）、日程第29、議案第27号、公の施設の指定管理者の指定について（金津創作の森）、以上の議案2件を一括議題といたします。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第26号及び議案第27号、公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

両議案につきましては、平成24年4月に指定管理者を指定いたしました「あわら温泉湯のまち広場」及び「金津創作の森」について、それぞれ指定期間が終了することから、あわら温泉湯のまち広場についてはあわら観光協会を、金津創作の森については公益財団法人金津創作の森財団を、引き続き指定管理者として指定したので、本案を提出するものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

○議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

○議長（坪田正武君） ただいま議題となっています議案第26号及び議案第27号の2議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委

員会に付託いたします。

◎議案第28号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（坪田正武君） 日程第30、議案第28号、あわら市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第28号、あわら市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

議案第28号につきましては、現教育委員会委員の玉川洋一氏が、本年5月11日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員として任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

玉川氏は、人格、識見ともに教育委員会委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する質疑を許します。

○議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

○議長（坪田正武君） ただいま議題となっています議案第28号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより討論、採決に入ります。

○議長（坪田正武君） 議案第28号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第28号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、あわら市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第29号から議案第32号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

○議長（坪田正武君） 日程第31、議案第29号、人権擁護委員の候補者の推薦につ

いて、日程第32、議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦について、日程第33、議案第31号、人権擁護委員の候補者の推薦について、日程第34、議案第32号、人権擁護委員の候補者の推薦について、以上の議案4件を一括議題といたします。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第29号から議案第32号、人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

議案第29号につきましては、現人権擁護委員の有馬ひとみ氏が、本年3月31日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

議案第30号につきましては、現人権擁護委員の宮崎絹子氏が、本年6月30日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

議案第31号につきましては、現人権擁護委員の下家 茂氏が、本年3月31日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

議案第32号につきましては、現人権擁護委員の藤井さち江氏が、本年6月30日で任期満了となるため、その後任として、河間第12号21番地の青木直美氏を委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

4氏は、人格、識見ともに人権擁護委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

○議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

○議長（坪田正武君） ただいま議題となっております議案第29号から議案第32号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（坪田正武君） 議案第29号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第29号を採決します。

本案は、「適任」という意見をつけて答申することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、人権擁護委員の候補者の推薦については、「適任」という意見をつけて答申することに決定いたしました。

○議長（坪田正武君） 議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第30号を採決します。

本案は、「適任」という意見をつけて答申することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦については、「適任」という意見をつけて答申することに決定をいたしました。

○議長（坪田正武君） 議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第31号を採決します。

本案は、「適任」という意見をつけて答申することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第31号、人権擁護委員の候補者の推薦については、「適任」という意見をつけて答申することに決定いたしました。

○議長（坪田正武君） 議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第32号を採決します。

本案は、「適任」という意見をつけて答申することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、人権擁護委員の候補者の推薦については、「適任」という意見をつけて答申することに決定いたしました。

◎散会の宣言

○議長（坪田正武君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、3月7日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時16分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成29年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第86回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成29年3月7日(火)

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

出席議員（18名）

| | | | |
|------|---------|------|-----------|
| 1 番 | 仁 佐 一 三 | 2 番 | 山 本 篤 |
| 3 番 | 平 野 時 夫 | 4 番 | 毛 利 純 雄 |
| 5 番 | 吉 田 太 一 | 6 番 | 森 之 嗣 |
| 7 番 | 杉 本 隆 洋 | 8 番 | 山 田 重 喜 |
| 9 番 | 三 上 薫 | 10 番 | 八 木 秀 雄 |
| 11 番 | 笹 原 幸 信 | 12 番 | 山 川 知 一 郎 |
| 13 番 | 北 島 登 | 14 番 | 向 山 信 博 |
| 15 番 | 坪 田 正 武 | 16 番 | 卯 目 ひ ろ み |
| 17 番 | 山 川 豊 | 18 番 | 杉 田 剛 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

| | | | |
|---------------|---------|-------------|-----------|
| 市 長 | 橋 本 達 也 | 副 市 長 | 前 川 嘉 宏 |
| 教 育 長 | 大 代 紀 夫 | 総 務 部 長 | 佐 藤 雅 美 |
| 財 政 部 長 | 平 井 俊 宏 | 市 民 福 祉 部 長 | 城 戸 橋 政 雄 |
| 経 済 産 業 部 長 | 川 西 範 康 | 土 木 部 長 | 堀 江 与 史 朗 |
| 教 育 部 長 | 久 嶋 一 廣 | 会 計 管 理 者 | 三 上 進 |
| 市 民 福 祉 部 理 事 | 塚 田 倫 一 | 土 木 部 理 事 | 長 谷 川 義 則 |
| 芦原温泉上水道財産区管理者 | 高 橋 啓 一 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|-------------|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 長 谷 川 ま ゆ み | 事 務 局 長 補 佐 | 宮 川 利 秀 |
| 主 事 | 坂 井 真 生 | | |

◎開議の宣告

○議長（坪田正武君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（坪田正武君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（坪田正武君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（坪田正武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、北島 登君、14番、向山信博君の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（坪田正武君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇森 之嗣君

○議長（坪田正武君） 一般質問は通告順に従い、6番、森 之嗣君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 6番、森 之嗣君。

○6番（森 之嗣君） 通告順に従い、6番、森、一般質問をさせていただきます。今回は、二つの質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、市民投票の結果を踏まえた芦原温泉駅周辺整備についてお尋ねをいたします。

北陸新幹線県内延伸と、新幹線芦原温泉駅の開業まであと6年となりました。用地の取得も順調に進んでいるようで、今年度末までの取得率は、あわら市内では92%、県内全体でも79%、約8割に達する見込みとのこととあります。このように、軌道部分については2023年春の新幹線の走行開始に向けて着実に事業が進んでいるようであります。

一方、北陸新幹線の福井県最初の停車駅で、嶺北観光の起点となる芦原温泉駅周辺については、昨年11月27日に、3人のデザイナーの提案を踏まえて、駅西口や商店街、竹田川などの将来デザインに対する市民投票が行われました。私も参加をさせていただきましたが、会場に詰めかけた多くの市民の皆さんからは、駅周辺の整備に対する期待と関心の高さを感じ取ることができました。また、市民投票という斬新な手法も、おおむね評価されていたようです。

投票の結果、名古屋工業大学准教授の伊藤先生の案が採用されることとなりました。西口広場に100畳敷きというコア施設を配置し、周囲に観光案内所、子育て施設、高齢者施設などを加えてにぎわいをつくるというものです。

ただ、当日、主催者側の説明でもありましたが、「採用された案がそのまま実現するものではない」「市民みんなの目標であり、イメージとなるものである」ということを踏まえておく必要があります。私自身、あのデザインがそのまま実現するものとは思ってはおりません。想像しただけでもかなりの事業費になると思いますから。ただ、市民投票という手法によって採用されたイメージは、非常に重要であると思います。

新幹線開業まで待たなし。新年度からは駅周辺のデザインを現実のものとする作業に入ることと思いますが、市民投票で採用されたイメージをどう反映させていくのか、そしてそこに市民の意見というものをどう取り入れていくのか、市長の考えをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） 森議員のご質問にお答えをいたします。

ただいまは、芦原温泉駅周辺整備の進め方についてお尋ねをいただきました。

昨年11月に行った「芦原温泉駅周辺将来デザイン市民投票」には、建築家を目指す中学生からお年寄りまで、会場が満員となる約400人の皆さんに参加をいただきました。

3人のデザイナーによるまちづくりの提案を踏まえ、参加者一人一人が共感する将来デザインに投票するという全国でも余り例のない手法で実施しましたが、採用された6点のうち5点までが伊藤氏の提案によるものとなりました。

採用されたデザインは、現在、市役所1階ロビーにも掲示してありますが、このうち駅西口については、ご紹介いただきましたように、100畳敷きというコア施設を中心に各種の施設を配置するというものです。

ただ、議員からもご指摘いただいたように、これらの施設をそのまま西口に整備するものではありません。このことは当日も申し上げ、また広報紙でもお知らせしてありますが、採用されたデザインは、市民みんなの目標であり、まちづくりを進めるための動機づけとなるものです。

なお、現在作業を進めているJR芦原温泉駅周辺基本計画の改定作業については、市民投票によって選ばれたデザインに、人々が集える交流スペースを設けていたことから、西口に二つのロータリーを整備するこれまでの案から、にぎわい空間を設けた上でロータリーを一つにする案に変更し、パブリックコメントを実施中であります。

また、西口広場には、市民も観光客も集い憩えるコミュニティ施設などを整備していくことになるとと思いますが、具体的な施設の整備案を平成29年度中に策定したいと考えております。

採用されたイメージの反映につきましては、作業を進めるに当たり、デザインコンセプトを大切にするため、伊藤氏には引き続き駅周辺のデザインに関わっていただくとともに、ほかの2人のデザイナーについても、アドバイスをいただきたいと思います。

考えております。

市民の意見をどう取り入れていくのかということについては、これまでも駅周辺のデザインを検討し、市民投票の運営などにも関わっていただいた「芦原温泉駅まちづくりデザイン部会」のメンバーを中心に、昨年行ったオープン形式のワークショップなどを通して、幅広く反映させていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 6番、森 之嗣君。

○6番（森 之嗣君） ただいま答弁いただきました。答弁の中で、採用されたデザインコンセプトを大切にするために、29年度も伊藤デザイナーに引き続き駅周辺のデザインにかかわっていただくということでございましたが、重視しなければならないのは、それを選んだ市民の意向ではないかと思えます。これまで湯のまち広場やaキューブなど、市民がかかわりながらその意向が反映されず、批判の対象となった施設があります。「あれも欲しい」「これも欲しい」と市民の要望を詰め込んだ構想が、いざ整備する段になって実情とそぐわなくなり、変更を余儀なくされたためであります。

しかし、今回は違います。市民の意見を踏まえて専門家が描いたまちの将来像がそのマネジメントも含めて選ばれたということでもあります。「餅は餅屋」という言葉があります。市民の意見も大事でございますが、初めから市民に任せてしまうと、これまでのような轍を踏むことになりかねません。幸い、伊藤デザイナーという優れたコーディネーターの協力が得られるわけでございますから、ワークショップなどを通じて市民の意見・意向を踏まえたデザインづくりに努めていただきたいと思います。しっかりとした形に仕上げていただきたいと思います。期待をいたしております。冒頭に申し上げましたが、残された時間は多くありません。スピード感を持って進められるよう要望いたします。

続いて、2点目の質問をさせていただきます。

2問目は、新幹線芦原温泉駅舎のコンセプトについてお尋ねいたします。

昨年末、あわら市では、新幹線駅舎のデザインコンセプトを「あわらの大地に湧き出る贅の駅」とし、事業主体である鉄道建設・運輸施設整備支援機構に提出をいたしました。

このデザインコンセプトは、市が進めるブランド創出事業で決定した「ああ、あわら贅沢。」をもとに、芦原温泉駅周辺整備基本計画策定委員会などで選定したと聞いております。「贅」もしくは「贅沢」というキーワードを全面に押し出すあわら市のブランド戦略の一環と理解いたしますが、このコンセプトは、駅だけを視野に入れたものなのでしょうか。それとも、東口や西口周辺、将来の在来線駅舎までも見込んでのものなのでしょうか。

また、機構からは、このデザインコンセプトをもとに今年秋までに駅のデザイン3案が示されることとなっております。市では、その中から1案に絞るということですが、どういう手続きで進める予定でしょうか。時間的制約もあると思いますが、

昨年行った市民投票のように、市民に意見を聞くといったことは考えているのでしょうか、市長の考えをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

○市長(橋本達也君) お答えいたします。

まず、昨年末に、鉄道・運輸機構に提案しました「あわらの大地に湧き出でる贅の駅」というデザインコンセプトに関しては、新幹線駅舎を対象としたものになっております。ただし、デザインコンセプトの決定に当たっては、市民アンケートをもとに作成した候補案を、芦原温泉駅周辺整備基本計画改定委員会で選定し、地域ブランド戦略会議での審議等を経て決定しており、ご指摘のとおり、あわら市のブランドコンセプトである「都会にはない贅沢があるまち」と整合を図ったものになっております。したがって、駅前広場や東西自由通路等についても、新幹線駅舎を含めトータルデザインとして整合性を図った上で、景観やデザイン等を決定していきたいと考えております。

また、鉄道・運輸機構も「新幹線駅舎のデザインについては、要望等をできる限り反映させ、駅前広場・周辺施設などと調和した計画を心がけていく」としており、今年のお盆をめぐって今回のコンセプトを踏まえた新幹線駅舎のデザイン案3案が本市に提案されることになっております。

次に、駅舎デザインの選定方法についてであります。市といたしましては、市のホームページや広報紙等により広く周知し、市民の皆さんから意見をいただきながら決定して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 6番、森 之嗣君。

○6番(森 之嗣君) ただいまの答弁で、「あわらの大地に湧き出でる贅の駅」という新幹線駅舎のデザインコンセプトは、西口周辺や自由通路なども含めた駅周辺のトータル的なデザインとして整合を図っていくということで理解をいたしました。当然のことながら、新しい在来線駅舎も同様のコンセプトで整備をしていくことになるんだろうと思います。

また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構から示される3つの駅舎デザイン案についても、広く市民の意見を募るということで、こちらもしっかりやっていただきたいと思います。

ただ、残念ながら、今回の駅周辺整備の基本計画の改定では、新幹線開業時には在来線の駅舎の移転は間に合わないとのことですが、多くの市民は新幹線開業と同時に在来線駅舎も移転するものと考えているようです。また望んでもいるようです。市として新幹線駅舎と在来線駅舎の同時開業を目指し、関係機関に強力に働きかけをしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） お答えをいたします。

在来駅舎の移設時期につきましては、駅周辺整備や鉄道利用者の乗りかえ、利便性の観点から、新幹線と同時開業が望ましいことは同じ認識であります。しかしながら、県とともにJR西日本と協議をしてきた結果、新幹線工事と並行して移設工事を実施することは、現在の特急運行への影響やホーム幅等の構造上の問題から困難なことが判明をいたしました。

また、将来JRから移管される第三セクターの運行形態も未定な状況であり、現段階では具体的に設計等を進める状況にはないことを、まずご理解をいただきたいと思っております。

ただし、鉄道利用者や市民への影響を考慮し、ご指摘のように県、JR西日本等関係機関とは、継続的に協議をしていく予定でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 6番、森 之嗣君。

○6番（森 之嗣君） 今回の答弁ですと、なかなかハードルが幾つもあるように思います。しかし、現状はどうであれ、同時開業へ向けた努力は続けていくべきだと私は思います。仮に第三セクター移管後に在来線駅舎を移設することとなったときは、そのときはいつ実現できるのか、その期限を明示することが必要と考えますが、いかがでしょうか。といいますのは、新幹線開業という大きな山を越してしまうと、その次にとという話は、なかなか前へ進まないんじゃないかなというふうに私は危惧をいたしております。その点からも、期限を明示することが必要でないかなと思っております。

また、その場合には、当然市に負担を求められることも想定されますが、どのぐらいになるのか、早急に試算を行う必要があると思っております。試算を行うつもりがわかりかどうか、この2点、お尋ねをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） お答えいたします。

先ほどの理由によりまして、移設期限について現段階で明言できる状況にはありませんが、重要な問題でありますので、協議を進める中で議会とも相談をしていきたいと考えています。

在来駅の移設に関しましては、その費用と負担割合は重要な課題と認識をしているところです。芦原温泉駅の場合、新幹線事業で支障物件とはなりませんので、移転補償費の対象とならず、新たな財源が必要となります。

ご質問の移転費用の試算については、設置駅の市としてJR西日本と協議していく中で、概算にはなりますが、新年度中に明らかにしていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 6番、森 之嗣君。

○6番（森 之嗣君） 是非ただいまの答弁のように進めていただきたいと思います。

芦原温泉駅周辺の整備がいつ実現できるのか、幾らぐらい必要なのか、残された時間がないということは先ほども何度も申し上げてきましたが、短い時間の中で処理すべきことは、山積みの状態であろうと思います。是非、中長期的なビジョンのもと、手戻りの無いように的確に作業を進めていただきたいと思います。あわら市の未来は新幹線とともにあると言っても過言ではありません。今まで以上に、我々議会や市民とともに情報を共有しながら事業を進めていただきたいと思います。

また、市長は日ごろ申されておりますが、新幹線県内延伸はあわら市にとって100年に一度の大きなチャンスであるとたびたび申されております。私も全くそのとおりだと思います。インバウンドを含めた交流人口を高めるということも大事だろうと思いますけども、是非ともあわら市民のための新幹線駅舎整備であり、駅周辺整備であってほしいと思います。市民のわくわく感、ドキドキ感、これをしっかりと形にしていきたいと思います。

最後に、いま一度、市長の新年度の駅周辺整備に向けた決意をお伺いしたいと思います。お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） 昨年の秋から、市民の皆さんとともに立てた計画ができ上がりましたので、これを新年度29年度の中でいかに具体化できるかということが大きな仕事になってこようかと思えます。

森議員のご質問の裏にあるのは、恐らく新幹線が来たということだけで、そこがにぎわうかということ、必ずしもそうではないのではないかと。むしろ新幹線が延伸したことによって、それを一つの契機にして行うまちづくりの中に、まさに地元の人たちが集い、憩い、そしてにぎわう、そして地域経済に新しい波を起こすような、そういう好ましいまちづくりに変換をしていく、その大きな契機として捉えるべきではないかというようなご趣旨ではないかと思えます。私も全くそのように思っております。

その辺のことを考えるがゆえに、やはり市民の皆さん方のご意見がいかほどのところにあるのかということを探りつつ、この事業は進めてきましたし、これからも計画の具体化においては、その市民の目線というものを忘れずに進めていかなければいけないなというふうに思っているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 6番、森 之嗣君。

○6番（森 之嗣君） 以上、私の一般質問を終わらせていただきます。

◇吉田太一君

○議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、5番、吉田太一君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

○5番(吉田太一君) おはようございます。本日もよろしく申し上げます。それでは、通告順に従い、5番、吉田、一般質問をいたします。

今回の質問内容は、人口減少対策についてとH E E C E構想についてです。この2つは、あわら市の今後の方向性を見る上で、非常に重要かつ関連性があると思います。特に市長の今後の政策、考え方についてお尋ねいたします。

まず最初に、人口減少対策についてお尋ねします。

これまで発表されていると思いますが、改めてお伺いをいたします。あわら市の合併当初からの人口推移と将来予想される人口数を教えてください。

次に、人口減少から人口増加に持っていく対策、政策は考えていると思いますが、何でしょうか。

まず、1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 総務部長、佐藤雅美君。

○総務部長(佐藤雅美君) 吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口推移と将来の人口予測であります。合併した平成16年3月の人口は3万1,727人でした。以後、国勢調査人口では、平成17年が3万1,081人、22年が2万9,989人、27年が2万8,729人と5年ごとに1,000人余りが減少しております。

将来人口につきましては、国の社会保障・人口問題研究所が公表する人口推計があり、次回の国勢調査を行う32年には2万7,323人、さらに37年には2万5,840人と5年ごとの減少数が約1,500人に加速することが予測されております。このことは、一昨年「あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに策定した「あわら市人口ビジョン」でも公表しており、その中では、25年後の平成52年には2万1,039人、45年後の72年には1万4,703人と、現在と比較してほぼ半減すると予想しております。

人口減少の要因としては、過去5年の平均では約6割が出生と死亡との差である自然減、約4割が転入と転出との差である社会減となっております。なお、社会減は、ここ数年、減少傾向にあるのに対し、自然減は増加傾向にあり、今後も死亡が出生を上回る自然減が人口減少の大きな要因になるものと思われま

す。次に、人口減少から人口増加へと転換させる政策は考えているのかとのご質問であります。ごく一部の都市部を除き、全国的な課題となっている人口減少を食い止め、それをV字回復させる特効薬は、そう容易には見つからないと思います。ただ、減少幅を少しでも小さくすることは可能だと考えており、それが「あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる各施策になります。

具体的には、企業立地助成や勤労者住宅資金利子補給制度などの安定した雇用を創出する施策、5歳児こども園料の無料化などの子育て支援施策、縁結び支援事業

などによる若い世代の出会いを創出する施策、そして地域ブランド創出事業など市の魅力を再認識し、磨き上げ、発信する施策など、趣旨を同じくするH E E C E構想事業を取り込んだ24の施策になります。

これらの施策の効果もあってか、人口減少対策取り組み後は、それまで毎年100人以上で推移していた社会減が、27年度は25人と大幅に減少しております。先般の報道でもあったように県全体でも転出数が減少していますが、その中でも本市は上位であり、これらの取り組みが功を奏しているものと考えております。

市といたしましても、今後も「あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる各施策について効果検証を行いながら推進して参りたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

○5番(吉田太一君) それでは、一つ一つお伺いをしたいと思います。

人口減少の主な要因として、自然減が6割、社会減が4割、高齢化が進んでいるあわら市にとって自然減はある意味仕方ないと思いますが、社会減が100人から平成27年度には25人と大幅に減少していることは評価に値すると思いますが、逆に転入はどれくらいあったのでしょうか、お伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 総務部長、佐藤雅美君。

○総務部長(佐藤雅美君) 答えいたします。

先ほども申し上げましたけども、社会増あるいは社会減というのは、転入者と転出者の差でございます。平成27年の1年間で申しますと転入者が846人ございました。そして、転出者が871人と、その差が25人ということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

○5番(吉田太一君) 社会減の4割について、もう一度お尋ねします。

進学とか転勤による転出以外はどれくらいでしょうか。要は私が聞きたいのは、例えば市外に家を建ててあわら市内から転出した数はどれくらいでしょうか。わかる範囲でいいので、お答えをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 総務部長、佐藤雅美君。

○総務部長(佐藤雅美君) 申し訳ございませんが、市ではですね、住所を移動する際に、理由をお伺いしたり、あるいは転出先で家を建てるかどうかとかいう居住形態については伺っておりませんので、今のご質問にはちょっとお答えできません。よろしくようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

○5番（吉田太一君） 今後のことを考えてね、こういうアンケート調査も必要だと思います。例えば、家を新築して出る場合に、防げる場合もあると思うんですよ。この後、また質問しますけれども、今後のことを考えて、そういうアンケート調査も、是非実施してほしいと思います。

先日、新聞に載っていましたが、池田町の当初予算に池田町地方創生総合戦略に基づいた定住化促進で、新たにファミリー向け一戸建て住宅を3棟、単身や夫婦世帯用の集合住宅2棟を建設することや、結婚やUターンなどで多世代が同居する住宅の新築や増改築をした場合、500万円を上限に経費の30%を補助する、また景観に配慮した住宅の新築に350万円、増築に200万円をそれぞれ上限に30%補助すると新聞に書かれていました。

定住化促進で新たにファミリー向け一戸建て住宅3棟、単身、夫婦世帯用の集合住宅2棟を建設することに関しては、後ほど平野議員が空き家の活用についての中で、将来、市営住宅建設計画を立てる予定はあるかないかという質問をするので、私はここで質問しませんが、あわら市内に新居を立てた場合、あるいは増築をした場合、どのような補助がありますか、お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 総務部長、佐藤雅美君。

○総務部長（佐藤雅美君） まずですね、住宅の新築または購入の場合の助成でございますけれども、勤労者住宅資金利子補給制度がございます。これは勤労者が住宅を新築、あるいは購入する場合に借入金の利子の一部を補給する制度でございます、借入金のうち300万円分を対象として利子補給を行うものでございます。

それから、住宅のリフォームに対する助成ですが、こちらの方は多世代同居リフォーム支援事業補助金というのがございまして、例えば3世代同居などを目的に住宅を新築したり、改修したりする場合に、80万円を限度にその費用の一部を、補助対象の2分の1なんですけれども、助成するという制度がございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 5番、吉田太一君。

○5番（吉田太一君） 我々議員は、こういう内容はわかっているんですけども、一般市民の方、こういう補助があるというのを知らない人がほとんどやと思うんですよ。もっと広報活動に励んでいただいて、皆さんに利用していただけるようにしていただけるといいと思います。

若い世代があわら市に住む、移住しようとしたときに将来のビジョンを描くと思います。まず、子育て環境、子どもの教育環境、自然環境、生活の利便性など、そして私たちが払う税金ですよね。子育て環境、子どもの教育環境、自然環境は、他市と比べて劣るところはないと私は思っています。

そこでお伺いをします。

あわら市の市民税、固定資産税、上下水道料、国民健康保険税、保育料は、県内他市と比べて税率は高いのか低いのか、教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 総務部長、佐藤雅美君。

○総務部長(佐藤雅美君) 市民税、固定資産税につきましては、いずれもほかの他市町と同じ税率でございます。それから、上下水道料金なんですけど、これは県内でも高い方、上位に入ってきます。それから、保育料については、今ちょっと手元に資料がないんですけども、後で市民福祉部長が答えます。

それから、国民健康保険税ですね、これも本市の医療費が高いという、こちらの方も県内でも高い方なんですけども、医療費が高いということもございまして、国民健康保険税についても、県内では高い方ということになっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) 保育料、本市ではこども園料と申し上げておりますが、5歳児を無料化したということ、それと5歳児へつなぐために4歳児のこども園料も抑制をいたしております。さらに、0歳児から3歳児の保育料につきましても、国の基準からいたしますと、やはりこれも軽減を図っておりますので、いずれもトータル的に考えますと、県内でも低い方にあるという具合に考えております。

加えて、先ほど国民健康保険税のお話がございましたが、国民健康保険税には標準税率というものがございませんので、比較することは困難でございますが、先ほど総務部長が申し上げたとおり、県内でも上位にあるということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

○5番(吉田太一君) 上下水道料は高いというのは、ある程度内容はわかっているんですけど、どうしても人口が少ないとそこで割っていくと高くなるというのは理解できるんですけども、市民にとってはね、やっぱり安い方がいいと思うんで、今後ちょっと対策を考えていくべきだと思います。人口が増えれば、上下水道料も安くなっていくと思うんで、なるべく人口を増やすような対策をしていくべきかなと思います。

人口減少は全国的な問題で、特にあわら市だけが抜き出て減少しているわけではありませんが、実際に増えているところもあります。人口が減っていけば、当然税収も減り、財政も悪くなっていくと予想されます。このことは私が言うまでもなく、わかっていると思います。そこで、どうやって人口減少にストップをかけ、逆に増やしていくかですが、再度お伺いをいたします。

あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向け、28年度は創業支援、観光振興、移住定住、少子化対策など施策を積極的に推進してきましたが、移住定住のことにしてお伺いします。具体的にどのような政策事業を行ってきましたか。また、中間でいいので、成果を教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 総務部長、佐藤雅美君。

○総務部長(佐藤雅美君) この件につきましては、12月議会で三上議員からもご質

問いただきまして、一部お答えをさせていただいておりますので、そちらの方も参照いただきたいと思います。まず今年度ですが、地域おこし協力隊員を1名、移住定住支援員として採用いたしました。7月から市役所の中の政策課に配属しまして、各種施策を進めているところです。この支援員には、都市圏で開催されます移住相談会等への参加とか移住を含めたあわら市全般の情報発信などの業務を行わせております。おかげさまで、都市圏の在住者などからの相談とか紹介も徐々に増えてきているところでございます。

現時点ではですね、これらの取り組みが実際の人口増に結びついたという直接的な結果は出ておりませんが、今後、例えばお試し移住のような施策も検討しながら、本市への移住定住の施策の強化に努めて参りたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

○5番(吉田太一君) 都会へ行って、そういうなのをやると。結構問い合わせがあるって、今、部長がおっしゃったんで、できればね、お試しのあれを是非やっていただいて、あわら市をPRしてほしいと思います。

市長にお尋ねします。

あわら市の人口を増やすために幾つかの方法があると思いますが、結婚して家族を増やしてもらい、あるいは優良企業があわら市に来ることによって通勤族がそのままあわら市に住みつく、または新居をあわら市に建ててあわら市から市街へ通勤する、定年退職者があわら市に移住するなど、幾つも考えられると思います。いずれも市の考え方、政策によって移り住んでもらえることもあると思います。そこで大事なのが、あわら市の政策だと思います。市長があわら市をどのような市にしていきたいか、今さらながらですが、お聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

○市長(橋本達也君) 非常に大きなご質問かと思えます。あわら市が将来どういうふうなまちになってほしいか、どういうまちに向かって施策を紡ぎ上げていくかということは、非常に大事なことだと思っております。

今から7、8年前に、私はH E E C E構想という余り聞きなれない言葉だったと思えますけども、そういう発表をいたしました。当時、これからの時代に必要なもの、あるいは重視していくべき分野というのはどの分野も必要ではありますが、特に健康、教育、環境、そして地域社会、そしてそれらを支えるべき税収増となる経済産業の発展、大きくこれらの5つの分野をですね、ある程度尊重したような施策の立案、あるいは税の投入を続けることによって、結果として若い世代が住んで、生んで、育てたくなるまちになるのではなかろうかということを考えてわけがあります。この5つの施策だけではありませんけども、これらの中心にしてこの10年間、あわら市は進んできたと思えます。

当時から考えていたのは、極めて強い少子高齢化社会が到来するということが想定ができましたので、そのような中で若い世代が住んで、生んで、育てたくなるようなまちがもし実現できるのであれば、全国の自治体間競争の中でもかなり優位を占めるのではなかろうかと、そういう思いがあったからであります。

その結果、それが全てではないかもしれませんが、おかげさまで少しよい流れが出てきているのではないかなというふうに今実感をしております。時あたかも、地方創生の時代が叫ばれるようになって参りました。東京を中心とした都会に人や物や金や情報が集まり過ぎているのではなかろうか、それを少し地方に還元すべきではなかろうかという議論と大きな政策が今始められたわけであります。

振り返りますと、今までやってきたH E E C E構想は、おおむねその方針どおりでありましたし、方向性は間違っていなかったなというふうに感じているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

○5番(吉田太一君) これからもいろいろとね、頑張っていたきたいと思います。

2問目の質問に入ります。

H E E C E構想についてお伺いをします。

あわら市の重要政策である、H E E C E構想、先ほど市長もおっしゃいましたが、「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」、これを掲げて何年になりますか。H E E C E構想の成果はいかがでしょうか。

次に、H E E C E構想のもとで、幾つかの事業を行っていますが、その中でめり張りが必要だと私は思いますが、何が一番重要だと考えますか。

また、あわら市の重要政策である、「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」の中で、あわら市には出産ができる病院がないことについて、市長はどう考えているのか。市長の掲げるH E E C E構想は素晴らしいものだと思っていますが、出産ができる病院がないことに大変残念でなりません。出産ができる病院が再びあわら市にできることによって、H E E C E構想がより輝くと思いますがいかがでしょうか。

それと、出産してからも大事で「育てたくなるまち」、現在、教育環境にも力を入れており、教育環境も完璧ではないが整いつつあると思います。子どもが育っていく中で病気もしますし、けがもします。あわら市は医療補助を中学校、義務教育が終わるまで補助をしていますが、これも完全無料化でないことに少しだけ不満もありますが、あわら市内に小児科は幾つありますか。

最後に、子どもを生むことに対しての出費も大きいものです。子育てにもお金がかかります。県内でも出産祝い金を出している自治体があります、現在あわら市は出産祝い金を出していませんが、あわら市は考えているのか、お答え願います。

1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） お答えいたします。

HEECE構想事業は、市の重点政策である「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」を実現するため、平成22年度からスタートしたもので、今年度で7年目となります。今年度は構想の5つの柱である「健康」「教育」「環境」「コミュニティ」及び「経済産業」の各分野に40の事業を体系づけ、強力に展開をしているところです。

このHEECE構想の成果についてであります。社会減の抑制に加え、出生数においても平成26年度の164人が、平成27年度174人、本年度は180人を超える見込みとなるなど、徐々に成果があらわれているものと考えております。

また、構想の目的には、「住む」以外に「生み、育てたくなること」があり、さらには、これらによって「まちの元気」を取り戻すことがあります。その意味で、「5歳児のこども園料無料化」をはじめ、「子ども医療費の助成」や「第3子以降のこども園料無料化」など、特に子育て世代の皆さんからは多くの支持をいただいているところです。

このほかにも、伝承料理の普及推進による健康づくりや市民活動サポート助成金などのまちづくり応援事業など、多くの施策において本市の元気回復が図られていると考えております。

さらに、市の政策の方針をHEECE構想として掲げる狙いはほかにもあります。それは、本市が今後どのような目的を持って、どの方向に進んでいくのかを市民の皆さんに的確にお示しするということです。「HEECE構想」という言葉、そしてHEECE構想を形づくる各種事業が、今まさに本市が発信しているメッセージであり、サービスを受ける市民も、サービスを提供する職員も、本市が目指すまちの将来像をイメージしやすくできているものと考えています。

29年度は、構想のスタートから8年を迎えることとなります。これを契機にHEECE構想を一段階進化させた「HEECE構想プラス」として取り組むことといたしました。プラスする分野は「魅力創造」で、これまでの5つの要素に市の魅力創造を加えることにより、市のイメージと知名度を一層向上させることができると考えています。

議員からは、めり張りが必要で、何が一番必要と考えるかとお尋ねをいただきましたが、「これが重要で、あれは重要ではない」ということではなく、各事業を有機的に連携させながら進めていくことにより、一定の効果が出てくるものと考えております。

今後は、42の事業で構成するHEECE構想プラスを強力に展開することにより、「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」の実現と、まちの元気増進に努めて参りたいと考えております。

なお、育児環境等に関するご質問につきましては、市民福祉部長からお答えをい

たします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本市で開業する産婦人科は、平成23年2月以降、分娩の取り扱いは行っておりません。しかしながら、妊娠中の健診等は継続しており、必要に応じて分娩可能な医療機関と連携するなど、安心して出産に臨むことのできる態勢を維持しています。

なお、近隣の市町における分娩可能な医療機関は、坂井市2カ所、福井市8カ所、永平寺町1カ所、石川県加賀市1カ所の計12カ所がありますが、いずれも30分から1時間程度で到達することが可能となっています。

さて、近年の産科医療を取り巻く環境は、勤務実態が苛酷なことに加えまして、医療事故に対する訴訟リスクが高いことなどから、全国的に医師不足が問題となっています。一方で、周産期医療には、高度で専門的な医療が必要であり、少子化が進む今日、より安全で安心な環境での出産を望む人が増えています。

このような中、本市における人口10万人当たりの産科医師数は9.1人で、全国平均の8.3人を上回っています。さらに、リスクの高い妊婦や新生児を24時間体制で受入れる「総合周産期母子医療センター」は、福井県立病院と福井大学医学部附属病院の2カ所があり、福井県済生会病院ほか5カ所の「地域周産期母子医療センター」との連携体制を構築しているなど、全国的に見ましても、周産期医療体制の充実が図られているところです。以上のことから、分娩可能な医療機関のない本市ではありますが、安心して出産ができる環境は整っているものと考えております。

次に、市内における小児科の数であります。病院2カ所、診療所6カ所の8カ所となっています。

なお、二次医療圏である福井坂井地区における小児人口10万人当たりの小児科医は130.1人で、全国平均の93.9人、本県における94.1人を上回っており、本市における小児医療の体制は、十分に整っていると考えております。

続いて、出産祝い金についてであります。県内では現在1市6町において、対象や金額、名称は異なるものの、出産や出産準備に対する現金給付が行われています。これらは、過疎化や少子化などへの対策として、それぞれの事情によって取り組まれてきたものと思われませんが、幾つかの担当部署にお聞きしたところ、「出生数の減少は続いている」あるいは「出生率の改善効果は見られない」とのことです。

さて、本市における子育て支援策につきましては、昨年4月に開設をいたしました、子育て世代包括支援センター「こあらっこ」により、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制を構築したほか、認定こども園の設置による多様な保育ニーズへの対応、子育て支援センターにおける子育て不安の解消やアドバイスなど、他に劣らず、積極的な施策を展開しています。これらにより、先ほど市長が

申し上げたとおり、本市における出生数が増加に転じているものと考えています。

市といたしましては、総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく中長期的な視点に立ち、より効果的な人口減少対策及び少子化対策に取り組むことが重要であると捉えており、現時点では出産祝い金を導入する考えはございませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

○5番(吉田太一君) 小児医療は確かに整っていると思います。ただ、分娩機能を備えた産婦人科、近隣で30分から1時間以内に行けるとおっしゃいましたが、できればやっぱり市内にあれば安心感が増すと思うんで、あわら市内に大きな病院が幾つかあります。今後引き続き、市としていろんなリスクはあると思うんですけれども、再度お願いをして、できるといいなと思います。また、できるように今後動いていただきたいと思います。

まず最初に、HEECE構想プラスについてお伺いします。

プラスする分野で「魅力創造」、これはどのような事業をするのでしょうか。お答えをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 総務部長、佐藤雅美君。

○総務部長(佐藤雅美君) プラス部分について申し上げます。内容といたしましては、今年度から取り組んでおります地域ブランド関連施策、これが主体となった事業でございます。具体的には、地域ブランド創出事業、それから「ちはやふる」関連事業、越前加賀インバウンド推進事業、外国人滞在型観光促進事業などが挙げられますが、これまでの健康、教育、環境、コミュニティ、経済産業に、新たにこの魅力創造を加えることで、新幹線開業を見据えたまちづくりの推進というメッセージを強力に伝えていけるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

○5番(吉田太一君) 是非頑張っていたきたいと思います。

先ほど幾つかの事業を行っていますが、その中でメリハリが必要だと思いますという問いに対しまして、何が一番重要かとの問いに、これが重要で、あれは重要でないということではなく、各事業を有機的に連携させながら進めていくことにより、一定の効果が出てくるという市長の回答でしたが、これは市長らしい回答というか、市長としての立場を考えての回答だと思いますが、HEECE構想、改めて私はいい構想だと思っています。7年目でそれなりの成果も出ていると私も思っています。

市長、再度お伺いしますが、その中でも市長個人として、ここだけはこの政策は何でしょうか、お答えできますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） 先ほども申し上げましたけども、行政のテリトリーというのは極めて広いですし、行政事務は各般にわたっております。その中でも、これからの時代を考えたときには、H E E C E 構想で述べたような分野を重視しながら政策を立案していくことが大事ではないかなというふうに考えたものがこれでございます。したがって、H E E C E 構想自体がめり張りを持たせた構想だというふうに私は思っております。

5つ、さらにもう一つ、魅力アップというものをつけ加えましたけれども、そのどれをとったからといって、例えば人口増につながるかということ、それ単独のものではないと私は思っております。もしこれこそがですね、例えば人口増化の特効薬だというような制度がもしあるのであれば、日本は人口減少に悩むことはないと思います。国がその施策をやれば人口が増えるわけですから、なかなかそうはいかないのが実態ではなかろうかと思っております。

こういう事業を中心に有機的に結びつけて、我々の目指すところはこの辺だということ常を常に市民の皆さんと共有をしながら進めていくことによって、何年かすれば何らかの効果が出てくるのではないかなと、そんなふうに思っております。

ただし、交流人口という意味ではですね、これから新幹線が福井に延伸してくる、これは100年に一度のチャンスだと思っておりますし、先ほど森議員にもお答えしましたけれども、これをもってチャンスに変えていくことが今の我々に与えられた歴史的使命ではないかなというふうに思っているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 5番、吉田太一君。

○5番（吉田太一君） なかなかね、市長、答えにくいと思いましたが、テレビなんかを見ていると名古屋の市長なんかはね、「減税」というのを前面に出してやってこられたんで、市長もなんかそういうなのが、ぼんというのがあるのかなと思ってちょっとお聞きしたんですけれども。

最初の質問にも関連がありますが、H E E C E 構想、「若い世代が住み、生み、育てたくなるまち」、そこからあわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略がプラスされ、総合戦略では創業支援、観光振興、移住定住、少子化対策などの施策を積極的に28年度は取り組んできましたが、今回は少子化対策についてお伺いします。

あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本的方向で子どもを生むまでの支援、産後の健やかな成長を促進する専門的な支援を充実することにより、子育ての負担感や不安の軽減を図り、出産、子育てに希望や期待を持つ家庭を増やしますと掲げていますが、子育て世代包括支援センター「こあらっこ」に、これまでどれくらいの相談者が訪れていますか、お答えをお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長（城戸橋政雄君） 子育て世代包括支援センター「こあらっこ」は、妊

娠期から子育て期におけるさまざまなニーズに対して、総合的な総合支援を提供するワンストップ拠点として機能するものでありますが、保健師や看護師を配置し、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定しています。

昨年4月から本年2月末までの状況は、面接相談54件、電話による相談349件、妊産婦訪問268回、赤ちゃん訪問268回のほか、母子手帳発行時における相談180件などとなっています。

なお、本市独自の施策といたしまして、お母さんに対する産後1カ月の健診を無料で実施しており、産後の経過や育児不安などに対する情報の共有化にも努めているところでございます。昨年4月に立ち上げ、間もなく1年でございますが、初年度の滑り出しとしては順調に推移しているものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

○5番(吉田太一君) 今の数字を聞いていると、機能していると思います。引き続き頑張っていたきたいと思います。

ここからが本題ですが、出産費用に約50万円かかります。産後、本人が加入している医療保険から一時金が42万円支給されますが、医療費だけで約8万円の個人負担がかかります。そのほか出産準備金等でそろえるものもあり、出産で家族が増えると何かと物入りで出費がかさみ、お金がかかります。出産までにかかる費用として産着等の準備に一般的に幾らかかるかわかりますか。わかる範囲でいいのでお答え願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) 出産に要する経費は、大きく分けまして四つに区分されると考えております。まずは妊娠中の検診費用に約9万円、マタニティー用衣料など出産に備える妊婦の費用として5万円程度、ベビー服やおむつ、ベビーベッドなど育児用品の準備費用に10万円程度、入院・分娩に要する出産費用、これは地域差がございますが、福井県の平均額で申し上げますと、平成24年度の統計において約46万円となっているところです。これらの費用の合計は70万円ということになります。このうち検診14回に要する費用は全て公費で負担しておりますし、出産費用に関しましては議員ご指摘のとおり、出産育児一時金として健康保険から42万円が支給されます。したがって、これらの支給額等を除きますと出産に要する自己負担額といたしましては、個人差はございますけれども、おおむね20万円程度になるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

○5番(吉田太一君) やっぱり結構かかりますね。生活が厳しい中でこれだけ20万の負担というのは、やはり大きいと思います。

先ほど部長の回答で、現時点で出産祝い金を導入する考えはございませんとの回答に大変残念でなりません。池田町で手厚い子育て支援を継続とし、第1子に出産準備金20万円支給、3歳までの育児手当として、町内で使える商品券を毎月2万円支給するママがんばる手当事業を行うと、3月2日の新聞に掲載されていました。また、勝山市で29年度から第3子以降20万円、坂井市は名目は違うがこれに準じた祝い金を出しています。また、全国を見ると、お隣の石川県輪島市では、第1子に45万円、2子目に50万円、3子目55万円と、出産祝い金は兄弟が多いほどたくさんもらえます。中には100万円以上の超高額なお祝い金を出している自治体もあります。これはインターネットで調べた県なんですけれども。あわら市にそこまで出せとは言いませんが、調べていくと少子化対策に積極的に取り組んでいる地域ほど実施しています。あわら市は少子化対策に積極的に取り組んでいると私は思っていました、違うんでしょうか。

そこで、去年の例をとって出産祝い金、本当は20万にしたいんですけども、10万円出すとして、27年度では1,740万円、28年度では約1,800万円、大きな金額は間違いありません。長期的に見れば人口も増え、将来的にも税収は上がってくると思います。出産祝い金、それでも考えられませんか。出産祝い金、育児一時金など、考え方として子育て世代が一番お金を消費します。視点を変えれば、税金を投入し、この世代を増やすことによって地域の商店がより活性化することにもなると思います。地域商店が活性化することにより、税収アップにもつながっていくと思います。目先のことでなく、中長期的に見れば、税収アップにもつながり、人口が増えてくる可能性があると思います。それでも、部長、考えられませんか。お答え願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) 議員ご指摘のとおり、人口の減少は地域における活力を低下させ、これが経済の縮小を招き、さらに負のスパイラルとなって更なる地域力の低下、また税収の低下へとつながっていくと考えております。

では、出産祝い金の支給によってこれを食いとめることができるのかといいますと、私は少々懐疑的に捉えているところでございます。我が国における少子化には幾つかの要因があると思いますが、そのうちの一つが合計特殊出生率が低いということと言われております。これは1人の女性が一生の間に産む子どもの数を数値化したものでありますが、平成27年の我が国の数値は1.46となっております。2.03なければ人口が縮小していくと言われていた中、その格差は非常に大きいものがあると思います。

また、本市における数値も国の平均とほぼ同レベルという具合に言われておりますので、その点については大きな危機感を感じているところであります。その数値が低い要因といたしまして、若者の未婚化、非婚化、それに伴う晩婚化、晩産化の進行が指摘されているところであります。国が定めました新たな少子化社会対策大

綱によりますと、「子育て支援策の一層充実」「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」「多子世帯への一層の配慮」「男女の働き方改革」さらには「地域の実情に即した取組強化」、この5つを重点課題と掲げています。

本市における子育て支援策につきましては、単に他の自治体で行われているから追随するといったようなものではなく、繰り返しになりますが、総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく中長期的な視点に立って、総合的な少子化対策の構築、これがまず重要であると考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 5番、吉田太一君。

○5番（吉田太一君） 部長の言うこともわかるんですけども、まあ、他市がやっているのでそれに追従するようなどうのこうのっていうのも、十分わかるんですよ。でも、実際問題として、やっぱりこういう出産祝い金をもらえればうれしいし、家計も助かる。先ほども言いましたが、子育て世代が一番お金を使うんですよ。それが地元で買い物をするによって商店も、また活性化になるし、活性化になりゃ次の年、税金を払うようになってくるんですよ。増えてくるっていうことも考えながら、やっぱり出産祝い金を出さないっていうんじゃないかと、今後考えていただきたい。

先ほど晩婚化というのもありましたが、H E E C E構想の中で縁結び応援という事業をやっております。こっちの方にも最大限の力を注いでいただいて解消していただきたいと思います。

あわら市は5歳児無料化、第3子以降こども園無料化、義務教育まで医療費無料化などを行っていますが、これもあわら市だけがやっている事業ではなくなってきました。最初は、あわら市が一番最初に取り組んできましたが、今はもうあわら市だけの事業でなくなってきました。全国で調べると、出産祝い金だけでなく各入学時に祝い金を出している自治体もあります。子育て時に必要な準備等の購入に、例えば子育て時にチャイルドシート助成をするとか、育児期間中の助成をする。先ほど池田町、3歳児までですか、町内で使えるような商品券を配って、活性化していくような、そういうなのをする考えはありませんか。

市内の小学校、中学校時に祝い金を出すなどの考えもないのか。それと、市内を活性化するには子育て世代が元気になることだと思いますが、いかがでしょうか、お答え願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長（城戸橋政雄君） 現金による出産祝い金は考えがないということをおし上げたんですが、今のご指摘のありました中で、地域がともに潤うというような考え方、私は現金の給付は必ずしも地元に戻元されないという考え方も一方で持っております。そこで、例えばこれも全国の例でございますが、子育て応援クーポン、これは必ずしも官がやるものではなくて、民が主体となってやっているものもございまして、まちを挙げてですね、例えば各業態のお店屋さん等がですね、子育てを

応援するために、そのクーポンをお持ちのお母さんに1割引きをすとかですね、さまざまなサービスを付与するというようなことで、まちを挙げて子育てを応援しようといったようなことの取り組みも進められております。私といたしましては、そのような方策が最も「住み、生み、育てたくなるまち」の魅力を高めていくものではないかという具合に考えております。

また、一方でチャイルドシートなどの助成という話、あるいは節目節目でのお祝い金というような話もありましたけれども、子育て支援センターなどでも既にそういう取り組みも行っておりますけれども、先ほど申し上げたようなクーポンの活用とかですね、そういったことで節目節目で子育てを応援する、それをまちを挙げてみんなが応援するといったような、子育てに優しいまち、これを構築するために、先ほど申し上げましたように、中長期的な視点で総合的な子育て支援策として再構築をしていく、そういったことも含めて検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

○5番(吉田太一君) 是非クーポン等をね、部長、やっていただきたいと思いますが、やっぱり出産祝い金、これは是非前向きに、また何回か後に質問をしますが、前向きに考えていただきたいと思います。

今回、人口減少対策、HEECE構想について質問をさせていただきました。私の考えを押しつけるつもりはありませんが、あわら市がいい市だなと思えるように、あわら市はよいところだねと言われるような市になってもらいたいために、しつこく質問、提言をさせていただきました。当然、財源の問題もあります。財源はつくっていくものだと思います。

今回、子育て世代にこだわったのは、この若い世代が一番消費をします。あわら市の活性化には、市内で消費をしてもらい、地元が活性化することによって財政もよくなってきます。観光事業により外貨を得ることも必要ですが、市内が活性化、にぎわいを取り戻さないところに人、観光客は集まってこないと思います。HEECE構想、あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略により、着々と住みやすいまちへとあわら市は進んでいると思います。でも、まだ足りない部分も多々あると思います。今回提言させていただいた人口減少対策、子育て世代への市としての応援をこれからも考えていただき、1人でも多くの若い世代があわら市に住みたいと思えるような市にしていきたい。

繰り返しますが、子育て世代が一番お金を消費します。市内でお金を使っただけならば、市内の商店が活性化し、また人口が増えれば食料の消費も増え、農業にもよい影響を生んでいくと思います。前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、今月をもって定年退職をされる佐藤総務部長、堀江土木部長、塚田理事、三上会計管理者、そして長谷川議会事務局長、長年にわたり市役所での勤務、あわら市への協力、ご尽力、大変ご苦労さまでした。私は議員としてこれまで委員会や、

この一般質問等でいろんな議論をさせていただきました。大変勉強になりました。ありがとうございました。定年後は、第2の人生を歩むこととなりますが、一市民として変わらずあわら市へのご支援、ご協力をよろしく願いをいたします。長年にわたり、本当にご苦労さまでした。

これにて、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（坪田正武君） 暫時休憩といたします。なお、再開は11時5分といたします。
(午前10時52分)

○議長（坪田正武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前11時05分)

◇八木秀雄君

○議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、10番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 10番、八木秀雄君。

○10番（八木秀雄君） 議長の指名を受けました。10番、八木秀雄、一般質問をさせていただきます。

質問の内容は2つございます。1つ目は、農業者全般の後継者不足のことについて、そして2つ目は、芦原小学校通学路の交通量削減の対策について質問をさせていただきます。

農業全般の後継者不足（担い手）の対策について。

初めに、農業者の担い手についてであります。昔は農業の担い手となる後継者は、必然的に親が子に農業を継がす担い手として育成確保できました。しかし、米に対する情勢は、平成5年のGATTウルグアイラウンド合意後、環境が大きく変わり、50年以上続いていた食糧法を改め、平成17年には新食糧法に移行しました。新食糧法では大幅な規制を緩め、生産調整についてはそれぞれの農家の選択に任せ、流通については、それまで自由米を新たに計画外流通米として認めて、計画流通米との2本立てとしております。農家は米をつくることも売ることも自由になって、米の販売でも新しい業者が参入し、より競争原理が働くことになりました。しかし、価額も下落傾向に推移することになりました。このことにより先行きが見通せない状況となり、農業の離農が加速しました。今日、先の見えない農業の中、農業者の高齢化も要因となり、離農が増えてくるものと考えられます。今それらの対応として、農地の保全と後継者の育成が重要と思いますので、質問をさせていただきます。

1つ目の質問内容は、農地保全の対策として、どのような方策をあわら市は行なっていますか、具体的に説明をいただきたい。そして、その成果と今後の目標値を伺いたい。

2つ目は、就農者、就農定住者促進のための研修事業は行なわれていますか。実施されているのであれば、具体的に説明を伺いたいと思います。

3つ目は、農業に興味や関心を持ってもらうために、児童から高校生までの方、一般の方にもどのような事業や体験学習が行われていますか、具体的に伺いたいと思います。

以上、1回目の質問です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

○経済産業部長(川西範康君) 八木議員のご質問にお答えします。

本市では、これまで担い手の農地の集積を奨励し、集落営農組織と個人の認定農業者の育成に力を入れて参りました。現在、認定農業者数は103であり、10年前と比較しますと倍増しています。なお、このうち半数が法人組織です。水田地帯では、この法人組織を中心に農地の集積を図ることにより、地域での営農を推進しております。あわせて、農地集積・集約化対策事業による協力金の交付や、多面的機能支払交付金事業により、地域における農道や水路などの施設や農地の保全を支援しております。

また、坂井北部丘陵地の畑作地帯では、主に個人農家が営農しており、高齢化や後継者不足により遊休農地が増加しております。このため遊休農地対策として、丘陵地農業支援センターでは、認定農業者や「イオンアグリ創造」「レインボーファーム」などの企業的営農法人への農地の貸し付けを推進し、また平成26年に設置された「福井県園芸カレッジ」では、県内外からの新規就農希望者が丘陵地で新規就農するための栽培技術を指導しております。市といたしましては、新規就農者となる園芸カレッジ卒業者に対する就農地のあっせんや、移住定住などの支援をしていきたいと考えております。

なお、農地集積などの成果と今後の目標値についてであります。現在、利用権設定状況は、3,900ヘクタールの農用地面積のうち1,840ヘクタール、率にしますと47.3%であり、県内でもトップクラスの集積率となっております。

なお、本市では農地集積の目標数値は設定しておりませんが、今後も認定農業者等への農地の集積、集約を促進し、農業経営基盤の強化を図って参りたいと考えております。

次に、担い手への研修につきましては、市内の認定農業者で組織する「あわら市認定農業者会」において、研修会や意見交換会を開催しているほか、新規就農者や企業の農業従事者につきましては、「福井県園芸カレッジ」において実技とあわせて研修が随時行われております。

続いて、小学生から高校生までの農業に関する体験学習についてであります。まず、小学校では社会科の副読本「私たちのあわら市」に地域の特色や特産物が掲載されており、本市の農業についても学習しています。さらに、各地域の農地や施設などを見学する校外学習も行われているほか、各小学校により異なっておりますが、農家の方々にご指導をいただきながら学校農園や地域の水田や畑などに出かけ、田植えや稲刈り体験をはじめ、サツマイモや越前柿などの収穫などを行って

ます。また、あわせて餅つきやそば打ちなどの収穫祭を開催するなどして、農業に対する興味や関心を持つ学習に取り組んでいます。中学校及び高校では、キャリア教育の中で、JAをはじめ農業生産法人などにおいて、職場体験やインターンシップを通じて農業に対する理解を深めています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 10番、八木秀雄君。

○10番(八木秀雄君) 今、部長の方からお答えがございました。もう少し内容をお聞きしたいと思いますので、順番に伺いたいと思います。

まず、1つ目の農地の保全対策ということで、ご説明がございました。水田地帯と農作地帯に分けまして説明がございまして、まず水田地帯に関しては、法人化された組織が103ありまして、10年前の倍ぐらいになりましたということは説明を受けました。法人化することによって皆さんのメンバーのアイデアとか、いろんな補助事業とかそういうものを使いまして、農地を集積して無駄のない耕作を行っているということで、非常に全国から、特に芦原の中浜のファームのところには全国からたくさんの方が視察に来て、非常に皆さんもびっくりして帰ると。これでしたらうちらも人手不足とか、そういうものを緩和してできるんだというようなことも覚えながら帰っていくと。そのような説明だったと思います。

しかし、一方では、畑作地帯ではやはり水田の水稲米と違いまして、非常に作物というものは天候とかいろんな気象条件ですね、そういうものが左右されて、本当に日々、毎日どういう具合に成長しているかというものをしっかりと監視しながらやらなければならない。非常に畑作地は手間がかかるということで、なかなか後継者もそれを思い切ってやってくれないと。そういういながら、だんだんと年をとれば先人たちがつくったすばらしい、特に北部丘陵地のパイプラインですね、あそこは本当につくっていただいて、それを維持管理すると。作物をつくりながら、いろんな果樹園をつくりながらやっていくことは非常に大変だと私は思います。

そういうことを踏まえまして、今特にこの畑作地帯ですね、これの農地を保全する抜本的な策が見出されてるのではないかと。もう歴史的にも50年以上たちましたので、パイプラインもつくりまして、もう少し担い手というんですかね、保全をする、そのために何か策はないかと。もう1度伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

○経済産業部長(川西範康君) 再度のご質問でございますが、坂井北部丘陵地における遊休農地対策ということでございまして、これまでどんどん増え続ける状況を踏まえましてですね、遊休農地対策としましては、企業算入、企業誘致をいたしまして、企業に集積をしていく。または、新規農業者、新規就農者を育成しまして、その育成した方がそこで就農して、また農地の集積をします。そういった取り組みを続けてきているわけがございまして、市としましては、坂井北部丘陵地の農業者支援センターというのを坂井市と共同で組織をいたしまして、そこにJAさんである

とか県の組織であるとか、そういった皆さんのお力をかりながら、支援センターを中心にこういった取り組みのサポート、そういったものをさせていただいて参りました。

ただ、新たな企画といいますか、市独自の施策というものは持ち得ておりませんが、こういった平成26年に園芸カレッジが県の方で開設以来ですね、丘陵地支援センターでは、市外からの新規就農者を高めようということで、首都圏、特に大阪とか東京の方に出向きましてですね、そういった県外からの誘客誘致活動といいますか、市のPRと就農のPRをして、そういったことを行っておりまして、これによって、ここ数年ですね、そういった県外からの就農者の研修をする方も着実に増えている状況でございます、今後につきましても、そういった取り組みを継続して努めて参りたいなというふうに考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 10番、八木秀雄君。

○10番(八木秀雄君) 今、部長の方から2つ目の質問の中をしようと思ったんですけど、2つ目の質問のことも、就農定住者の促進のための研修事業が行われているかと。実際やっているのであれば、具体的に説明してほしいということで、今1番目と一緒にご説明していただきました。

私も農家の生まれで、今はまちの方へ出てきましたけど、本当に小学校から帰りますと、昔はどこどこにいるからこびりというんですかね、おやつを持ってそこへ行ってきなさいと。行ったら、親と一緒に夜おそくまで仕事をさせられたと。私のところは舟津というところですから、水稻もありましたし、それから今言った北部丘陵の、僕らのときにはまだパイプラインのパイロット事業はしていませんけど、そこで本当に手伝ってきたなということで、これは当たり前のようになっていました。

しかし、だんだんと米価とかいろんなつくったものがいろんな地域でも同じようなことをしてますからね、やっぱり特に米価に関してはだんだんと価額が下がってきた。それから、先ほど言いましたように、この畑作は非常に手間がかかって、本当にいいときにはたくさんと収穫ができるけど、悪いときには本当に最悪のような状態になると。これではもう跡継ぎの方は働きに出かけと、我々はまだ若いから、やっぱり先祖からいただいた土地を守るために一生懸命お百姓をするから、若い者は働きに行って、そこから収入を得てくれと。そういうような時代になってきました。

重ねて言いますと、本当にそういう具合なやり方をしてて、もう50年がたちました。本当に今はもう何とかあの手この手を使いましてね、今、部長が説明しましたけどね、園芸カレッジですね、こういうパンフレットもございますけど、こういう具合に三国町と芦原町、県外から来ていろんな後継者づくりをやっているという具合に説明をしていただきました。

しかし、私なりに県内の農業、水稲が盛んなところへ行って聞き取り調査をしてきました。そうしましたところ、やはり担い手というのは、県外ですね、先ほど部長からも説明がありましたように、県外の方がほとんど農業というものをやってみたい、農業というこの環境ですね、集落の環境で農業をしながら生活をしたい、そこで住んでみたいということで、園芸カレッジの方もデータを見ますと県内外からたくさんの若い者が来ていると。そして、インターンシップという制度もございませぬけど、そういうものをクリアして、あとは集落の仲間たちのご理解を得ながら、そこへ定住していくと。そういうようなことでやってるといふことは、私は聞いてきました。このあわら市も同じように、たまたま北部丘陵地に園芸カレッジというのがございませぬからね、本当に自分の近くでそういうことを県がやってるといふことで、それに移行してやってるといふことですが、それだけではちょっと僕はね、なかなか引きつけるものがないかと。若い方の担い手を引きつけるものがないかと私はこのように思います。

それで、私自身はもう少しあわら市独自のね、園芸カレッジというんですかね、これに増すような、そういうようなことが本当にあわら市というのは観光と農業のまちだと、これは市長もうたってます。しかし、農業というものが本当にあわら市というものは、これだけ作物や水稲とか穀物がとれるところはございませぬ。この立派な環境を是非残したいといふことで、園芸カレッジもあって当然ですが、それにまさるようなね、そういうものがないかといふことで私は思うんですけど、いかがですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

○経済産業部長（川西範康君） 園芸カレッジにまさるようなというふうなご意見でございますが、実際、園芸カレッジといふのは新規就農者、外からも内からもですが、育成しまして、あわら市というか坂井北部丘陵地の管内で就農いただくということがその大きな目的で動いている組織でございます。

議員が言われる、将来に向けたといふは、丘陵地の自然、そういったものも活かして、あわら市のまちづくりといふは、そういったものにも参画できるような人づくりといふは、なんかそういった思いがあるのかなというふうにも感じられるわけでございますが、今の園芸カレッジそのものは前段に申しましたように、就農と集積、そういったものを目標にしてなっているものでございませぬので、それにかわる施設という話であればですね、また目的というものもまた違えた形の中であるのかなとも思いますが、現在はそういった目的で丘陵地対策というのが進められているところでございますので、市独自でまた別の新たなものといふのは、なかなかちょっと考えられないのかなというふうにご存じます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 10番、八木秀雄君。

○10番（八木秀雄君） 今、部長はね、園芸カレッジにかわるようなものはなかなか見

受けられないというように、僕はそういう具合にお聞きしたんですけど、私の提案ですけどね、実はパンフレットを持っているんですけど、これはかみなか農楽舎という歴史が大分古いんですけど、ここへ私は行ってきました。そうしましたら、本当にかみなか農楽舎というのは、水稻米というのが中心でありまして、水稻米が中心でありますけど、こういうあわら市みたいに坂井平野で本当にフラットな状態で、そういうところが多い状態でやるのと全く条件が違うんですね。例えば、すぐ水田を放っておきますと草がぼうぼうになったり、そんなところが多いと。そういうところを再生してやると。そういう具合にして、私は是非かみなか農楽舎を参考にしたいのは、ここに書いてありますけど、新規就農者や田園の維持を考えている方、かみなか農楽舎が最大のサポートをさせていただきますと。就農以上に適した農業研修、農業生活体験制度、充実した就農定住研修制度、農村生活体験制度、多くの若者が都会から若狭町に移住してきますと。本当に12年ぐらゐの実績がございますけど、たくさんの方がね、この上中、若狭町に集まりまして、みんなで盛り上げて、それを農家の方がサポートすると。こういう都会から新しい農業に対して頑張りたいという方が来て、一生懸命頑張ってくれていると。実績も少しずつ上げているとお聞きしています。

一番大切なのは、集落地の活性化ですね。本当に集落地の活性化のために都会からの若者の力をかりると、本当にありがたいことだという具合に、今これこそ全国から集まってくるというのがあります。

市長ね、僕、是非、全国にも珍しい、珍しいではないけど、本当に頑張っている、あそこの若狭町の町長さん、これは課長時代にこれを提案して今も実践しています。こういうやり方をね、あわら独自で、市長、何かできませんでしょうかね。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

○市長(橋本達也君) かみなか農楽舎という組織が町がやっているものなのか、民間がやっているものなのか、ちょっと私は存じませんので、まだ何ともお答えはできませんが、先ほど部長が答弁いたしましたように、今は幸いにもあわらの丘陵地の中に県の園芸の学校ができたわけでありまして、最初の卒業生が今年度でしたか、もう地区に張りついて就農を始めております。まだ毎年毎年、卒業生が見込まれておりますので、先日も実はそちらに行って入所者の方と私も話し合いをして参りました。市としての何か支援策はないのかというようなことも質問もされました。これはいろいろと新規に就農する場合に、初期投資も大きいでしょうし、いろいろと課題があると思いますので、それについては国や県、あるいは市としてですね、支援できるものはやらせていただきますというお話はして参りましたし、これはあわら市だけの問題ではなくて、坂井市、近隣市町にとっても、今この学校に来ている皆様は宝物に見えていますよというふうに励ましもしてきたところでもあります。

当面は、私は今動き出したところのこの組織をですね、十分に地元の人も活かし

ていくということが一番現実的もでもあり、有効な手立てではないかなというふうに思っているところであります。

むしろ、今あわら市の置かれている状況は、集落営農を中心にして農地の集積を図って参りました。これは先ほど答弁で申し上げましたけれども、全国でもトップクラスまで来たわけです。大規模化をしてうまく運営されているところもありますけれども、やはり中には、ちょっと運営そのものが厳しくなっているところもあります。特に2年後の直接支払交付金がなくなる、転作制度がなくなると言われている時期にあつてですね、どうやってこの経営体を維持していくかというのは、非常に大きな課題だと思っています。この営農組織が破綻をしますと、私はそれぞれの集落コミュニティが崩壊するという非常な危機感を持っております。そういうこともありまして、新年度の予算では、モデル的に実施いたしますので金額は非常に小さいものでありますけれども、それぞれの経営体の経営体質、あるいは運営内容等についてですね、専門の方にアドバイスをいただいてそれを組織の人たちに共有をしていただいて、どうやって改善していくのかというようなことを実施していく事業も、今、新年度予算に盛ったところでありまして、その辺のこの方が今はあわら市にとっては大事なことかなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 10番、八木秀雄君。

○10番(八木秀雄君) 市長からちょっとお聞きしました。今、園芸カレッジというのがあって、それをうまく利用してやっている。実績も十分あるんだということも聞きました。

私は水稻の方はね、先ほど私が言いましたけど、非常にうまくいっていると思います。僕はやはり畑作地帯、ここの農家の方が収穫して収入もあって、そしてなおかつ後継者も増えてきたし、なおかつ若い人たちがね、そこの北部丘陵地で都会からの方が頑張ってやっていきたい。これも今、市長は園芸の方でもやっているというようにお聞きしました。いろんな負債とかそういう例があって、非常に危険なようなこともあるというようなことも聞いたし、それから専門の方のお話もアドバイスを聞きながら着々とやっているということもお聞きしました。

しかし、私が思うのは、今日、明日、つけてくれというんじゃないで、やはり長い目で見て、将来はいいモデルが若狭のかみなか農楽舎というのがございますからね、そこのいいところ、かみなか農楽舎は企業と、それから地元の農家の方、それから上中町と、今職員が1人、今年から配置されますけど、それがタッグを組んでやっている。非常に企業の力も大きいということであまりいいということであらうので、是非またそれを参考にして、長い目で農楽舎みたいなものが独自であわらのために、本当にあわらとはすごいところだと、園芸カレッジだけが頼りでなく、是非やっていただきたいと思ひましてご提案をさせていただきました。

それでは、2つ目の芦原小学校通学路(市道田中々舟津線)の交通量削減の対策について質問をさせていただきます。

芦原小学校の通学路の一部は、市道田中々舟津線を利用して通学しており、この通学路は舟津温泉地区、それから舟津地区の学童が、地域の1年から6年まで上級生を先頭に下級生を間に挟み、安全を確認しながら学校に雨の日も雪の日も元気よく通学しています。

通学途中には、えちぜん鉄道の踏切と温泉街、市道芦原三国線を福井方面から通勤する自動車で非常に混雑しているのが現状でございます。年間を通してこの通学路を交通安全協会・PTAの役員で通学の安全を確保するために街頭指導を行っています。これは毎日ではありません。これ以上、通学時に自動車の交通量が増えると、ますます児童、歩行者が危険に遭うのは言うまでもありません。

現在、市道三国金津線の延長上を、県の施行で県道三国金津線の工事が行われております。これが完成しますと、市道芦原三国線から通学路を通り通勤自動車が金津方面、坂井町方面へと行くことが便利になり、交通量が増えていくことは間違いありません。この通学路の交通量を削減するための対策を伺います。通学路の交通量を削減する具体的な方策はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 市民福祉部理事、塚田倫一君。

○市民福祉部理事（塚田倫一君） お答えいたします。

まずは、八木議員が取り組まれている街頭指導に深く敬意を表します。

さて、本市における小中学生の交通事故者数は、近年では平成28年に1人のみであり、県内の交通事故者数も年々減少傾向にあります。

県が策定した第10次交通安全計画では、学校へ通う子どもの交通の安全確保と、事故を未然に防止するためには、通学路の歩道整備などによる安全な歩行空間の確保や、自動車の走行速度を低く抑える意識の定着に加え、子どもの成長に応じた交通安全教育の推進、社会全体で子どもを交通事故から守ろうという意識の向上を図ることが重要であるとしています。

ご指摘のあった県道三国金津線が完成した後の市道田中々舟津線の交通量削減についてであります。通過交通を円滑にするための案内標識の設置のほか、電車やバスなどの公共交通機関の利用をさらに促進することが効果的であると考えております。

なお、この道路は自動車の規制速度が30キロであり、歩道も整備されておりますので、子どもの安全対策は確保されているものと考えているところでございます。

今後とも、あわら警察署や交通安全団体と十分に連携し、子どもや運転者への交通安全教室と街頭での啓発活動を推進し、交通事故防止に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 10番、八木秀雄君。

○10番（八木秀雄君） 今ね、理事の方から安全は確保されているという具合にご答弁がございました。

しかし、今の場所はね、マスタープランの中にはコミュニティ道路という具合に位置づけしています。私はね、これ、コミュニティ道路と位置づけるけど、大変失礼ですけど、あの程度でコミュニティ道路かという具合に、一つの疑問が起こります。

それから、もう一つ、県道福井加賀線、この一部16mがあわら市市街地の都市計画道路、この整備状況の中ではまだこの16mが未整備なんですよ。これ、通学路ですよ。だから、確保されているというのは理解できますけど、もう少しその辺はもっとやるべきことがあるのではないかと思いますけど、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部理事、塚田倫一君。

○市民福祉部理事(塚田倫一君) 道路の整備に関しましては、また建設課の方から説明をお願いするとしまして、安全を確保するために歩道を整備しているというふうに聞いております。それによりまして、車の交通の対面通行の幅が狭いというふうにも聞いておりまして、ここにつきましては制限速度30キロという制限を設けまして、実施しているところでございます。

この安全確保というところで、もう一つ、三国側の手前の交差点につきまして、そこを右折して、そこを流すことも考えられるのではないかとのご指摘もございましたので、警察と土木部と一緒に協議をしております。そこでの協議の内容でございますけれども、やはりあそこのえちぜん鉄道が通っているために、あそこを右折して3車線化するという事は非常にハードルが高いというふうに聞いておりますので、そういった方法を用いずに、先ほど説明しましたように車によらない社会づくりのために、公共交通の推進を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 10番、八木秀雄君。

○10番(八木秀雄君) 理事の方からね、私は別に質問してないんですけど、この市道三国芦原線、ちょうど清風荘の交差点ですね、えちぜん鉄道も並行して走っている。そこを右折したらどうかという協議はしたと。私もそれは聞きました。私が思うのは、今の交差点ね、清風荘の交差点と同じく通学、ここは芦原中学校の通学路になるんですよ。教育長ね、それからこれは自転車通学ですけど、あと市道田中々舟津線のJネットのレンタカーのあるあそこの交差点、ここをね、本当にもう少し3車線でやっていかなければ、これ、去年はね、清風荘のあそこでは18件の交通事故が起きてるんですよ。これは福井県で僕は一番最高だと思います。それから、Jネットのところも2年ぐらい前には4、5件の事故が起きていると。18件もこれが起きるようなところ、そこが通学路になるんですよ。だから、そういうものを含めてね、芦原小学校の子どもたちが通学するのに、本当に安全で安心なこういう道にしてほしいと思うんですよ。そこら辺のところをもっと抜本的にやらなければ、これは大変なことになりますよ。18件って、これ、何ですかって取り上げられます

よ、はっきり言いまして。そこら辺で、もう少し詳しく対策のご説明をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

○土木部長(堀江与史朗君) ただいまご質問のありました道路の件でございます。

通学路については南北方向、それから通過交通に関しては東西方向ということで、特にこれまで温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業の中で、芦原三国線ですか、特に清風荘の横、歩道がなかったわけなんですけども、そちらの整備はしたところでございます。

今ほどありました右折レーンといいますかね、その設置につきましては、限られたスペースの中での配置ということなので、現時点では困難ということでこのような整備の仕方になったということでご理解いただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 10番、八木秀雄君。

○10番(八木秀雄君) これで質問を終わります。

○議長(坪田正武君) 暫時休憩といたします。なお、再開は午後13時といたします。
(午前11時49分)

○議長(坪田正武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

◇仁佐一三君

○議長(坪田正武君) 続きまして、通告順に従い、1番、仁佐一三君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 1番、仁佐一三君。

○1番(仁佐一三君) 通告順に従い、1番、仁佐が質問いたします。

質問の内容は、健康長寿祭の見直しをということではありますが、健康長寿祭の区域割の開催、また健康長寿祭をお楽しみ会的な要素を取り入れた企画をということ、質問をさせていただきます。

現在、健康長寿祭は2日間にわたりまして開催されておりますが、10年ほど前には、かなりの参加者があり、広いトリムパークの体育館も満員になるぐらいとの話も聞いております。

しかし、この6年ぐらいを振り返ると、対象年齢者が多くなっているのに参加人数が少なくなっていると。昨年などは、かなり減少したように感じました。やはり参加人数の減少には、何らかの要因があるかと思えます。催し物にも少しワンパターンになっているのではないかと、また75歳以上になると、足腰に不安を抱える人が多いためか、畳の席の空席が目立つようになってきている。椅子席を増やすと会

場を広く使用するようになるので、舞台までの距離が遠いために見にくくなる、こうした要因からも、魅力が少しずつ薄くなっているのではないかと。

また、健康長寿祭の経費は、27年度は750万ぐらい、参加人数も1,040人ぐらいとお聞きしております。担当課の人などは、本当に大変にご苦勞をされていると思いますが、しかし、今後の健康長寿祭の開催方法や取り組みについては、やはり見直すときが来ているように感じます。これからは、公民館や小学校などの区域割での開催に切りかえた方がより地域密着性が出て、参加人数も増えるのではないかと考えられます。

これは一つの事例を取り上げますが、年金受給者協会あわら支部が行っております「ふれあいお楽しみ会」という催し物であります。各地域での1月、2月の大変寒いときの行事として行っておりますが、これは60歳以上の会員さんを対象であります。内容は講演会、また音楽演奏会、地域の名人歌謡ショー、抽選会、多彩な催し物で1日を過ごしていただいているとのことでもあります。できれば、このような事例が大いに参考になるのではないかと思います。まずは多くの75歳以上の人が楽しめる、また参加しやすい、そういう雰囲気づくりもやはり地域密着型にすれば、必ず成果が出るものと感じております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) 仁佐議員のご質問にお答えいたします。

まず、昨年開催した健康長寿祭の状況であります。75歳以上の対象者4,771人のうち1,034人のご参加をいただき、参加率は21.7%となっております。なお、外出することのできない要介護者などを除いた参加率は28.5%となっております。

また、開催経費は約754万円ですが、これには福井県後期高齢者医療広域連合から助成金490万円余りを充当していますので、市の実質負担額は約260万円となっております。

さて、参加者が減少する要因につきましては、議員ご指摘のとおり、「催し物の固定化」や「開催会場の大きさ」など、さまざまな理由があるものと思われま。

12月定例会における山本議員のご質問にもお答えしたとおり、今後とも参加率の減少が続くようであれば、事業の存続も困難になると危惧しているところです。しかしながら、1,000人を超える参加者を集める催しでありますので、まずは、より多くの参加が得られるよう対象者のニーズや安全確保、会場、送迎方法などを総合的に勘案しながら継続することとし、並行して地区開催における実施主体や助成金のあり方等を含め「今後の健康長寿祭のあり方」につきまして協議を進めて参りたいと考えているところです。

また、対象者ニーズの把握につきましては、本年1月に老人クラブ連合会のご協力により、アンケート調査を実施したところです。参加された皆さんからは、「現在の内容におおむね満足している」との回答が多く寄せられていますが、参加されて

いない方々からは、さまざまなご意見を頂戴しています。特に、活動的な対象者からは、「数多くの選択肢がある中で、健康長寿祭を選ぶ順位が低くなるのは仕方がない」とのことであり、この傾向は今後も続いていくものと思われま

す。なお、小学校区や地区公民館のエリアを区域として開催する際には、市が主催するのではなく、地域が主体となって開催することを前提としているところです。

いずれにいたしましても、1人でも多くの皆さんが参加され、お楽しみいただける「長年のご労苦に感謝する場」となることが重要であります。今後、地域包括ケアシステムの構築と連動しながら、2、3年をめどに結論を得て参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 1番、仁佐一三君。

○1番(仁佐一三君) 私もですね、老人会の会合とかに参加して、いろいろと健康長寿祭についての参加できない理由などをお伺いいたしました。その中でですね、まず1点目ですけども、やはり仲間意識、友達に連れられてというんですかね、「誰々さんが行くから」という、そういうことで参加することにしたと。本当に高齢者になるほど仲間意識がより強くなるような感じがいたしました。このような意識がですね、参加人数が少ない原因に一番大きなウエイトを占めているのではないかと考えております。

それからですね、2番目に椅子席は大変にいいという方もたくさんおられます。しかし、周りとのおしゃべりができないと。そういうこともものすごくさみしいというんですかね、ほん横に知ってる人がおればいいんですけれども、全く知らない人がいると。そうすると、じっと耐えているような状態で過ごしていると、そういうことも参加しにくいという理由の中の一つでもあります。

それからですね、健康長寿祭には小さな幼稚園児というんですかね、そういう子どもさんがたくさん出て、本当にお孫さんが出ているような感じなんですけども、やはり会場の広さと関係あると思うんですけれども、かなり遠くて見えにくいと。どこに孫がいるのかもちょっとわからないというような、そういうお話も、そういう意見が多かったのも、事実、私が老人会などに出たところのご意見なんです。

この辺については、いかがでしょうかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) 今、3点についてご指摘をいただきました。

仲間意識、連れ立ってお誘い合わせの上、参加いただくという方が非常に多いと思いますが、この参加する方々のご意見の中には、普段の地域で顔を見ることができない方に久しぶりに会えるといったようなことも、大きな理由の一つになっているという具合にお聞きしております。そういった意味では、一堂に会する場という設定につきましては非常に重要なものであるという具合に考えているところです。

それから、椅子席の件でございますが、最初のご質問でご指摘のありましたように、足腰がなかなか畳の上ではおつらいということもあって、年々椅子席を増やしてございます。椅子席という性格上、前に置くことができず後ろに設置することによって、結果的にステージから遠くなりまして見えづらい、聞こえづらいといったことを招いているんだろうと思います。

3点目で、その椅子席の件でございますが、お隣の方としかお話ができないという理由もありまして、ご希望からすると全て椅子席にしようかという検討を進めていたんですが、そういうこともありまして、やはり畳席も残すというのが今の現状になっております。

それから、ステージとも関係いたしますが、今現在、トリムパークかなづの体育館アリーナを使って開催しておりますが、これも最初のご質問でご指摘のとおり、当初はですね、1回当たりの参加人数が1,000名規模ということで、あの会場で開催をしてきたと。ところが今現在、2日間合わせても1,000人程度でございますので、例えば金津地区600、あわら400といったような数字からするとですね、あの会場の大きさというのは、やはり大き過ぎるのかなということも思います。といいましても、じゃ、1日で開催できるかということ、それにはまだ面積が不足しているということもあります。そういったことも含めまして、今現在の開催のあり方について、今後とも見直しについて検討を進めていきたいという具合に考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 1番、仁佐一三君。

○1番(仁佐一三君) それからですね、先ほどちょっとこのことに触れたんですけども、大きな問題点になるんですけども、地域割での開催に当たっては、私が言いましたが、これは何といってもお世話する人、これがやはり一番のネックになると思います。

これもちょっと例なんですけども、年金受給者協会なんかはですね、会の役員、約10名ぐらいで100から130名ぐらいの人をいろいろとお世話すると。そして、その中でも準備とか設営とかも全て兼ねてそういう催しを行っている。健康長寿祭につきましてはですね、地区の区長さん、または民生委員、こういう人がやるとしても、きちっとした形で参加してもらわなければならないと思うんですけども、やはり60歳代の少し若い地域の人ボランティアなどの力をかりてですね、行うようにすることで、そういうことができないかと。こういう人たちにお願いをして、そしてシフトできるような計画をつくり上げていくと、こういうことが可能になるのかなという感じがいたしますが、その辺はいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) ご指摘のとおりですね、今現在の健康長寿祭に関しまして、例えば招待状をお配りいただくのは区長さんであり、また把握も区長さ

んにお願いします。また、当日の開催の際には、民生委員さんをはじめですね、各種の助成団体のご協力があつて当日が運営されているということでございます。

この方々に、実は以前、地区開催ということをお聞きしたところ、例えばある民生委員さんは、地区単位になると2回も3回も出なくちゃいけない、そういうことはできるなら1回に集約してほしいというような意見もございました。そういったことも一因として、なかなか地区開催に切りかえてこれなかったということもあろうかと思えます。

それから、準備に関しましては市で行っているものにつきましては、業者委託で行っておりますが、それがゆえに経費もかかっているという面もあろうかと思えます。

それで、今後の地区開催にシフトしてはどうかというお話でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、今後、地域力を高めていただいて、地域包括ケアシステムを構築していくということを予定しておりますけれども、その地域におけるまとまりの中で、例えば健康長寿祭的なお楽しみ会も開催していこうといったような思いを、是非とも地域において持っていただければということも、一方では我々は考えているところでございます。

したがいまして、先ほど申し上げましたように、2、3年を一つの目安として地域包括ケアシステムの構築の進捗と合わせまして、地区開催によってそれぞれの地区の独自性を活かしたお楽しみ会的要素を強めたもの、あるいは地域それぞれの特色に合わせてご苦労に対してお応えする場というものが形成されるようであれば、それに対して積極的に支援すべきという具合に考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 1番、仁佐一三君。

○1番(仁佐一三君) こういうような地区割で開催することについては、やはり地域が主体とならなければならないというのは、私自身もすごく感じます。しかし、これについてはですね、やはり何といても、市が今までどおりにバックアップしてくれるような体制を是非とってもらわなければならないと思います。

それからですね、例えば区域割で行った場合ですね、490万とかという広域連合の助成金なんかは、そういうお金は地区割になっても使えるのかどうか、その辺はちょっといかがなものか、教えていただきたい。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) 市のバックアップというお話でございますが、地区開催で行う場合の一番大きな問題としては、経費という問題があろうかと思えます。例えば、今現在、決算額でいいますと、先ほど申し上げたように750万でございますけれども、これを参加者割で割りますと、非常に少額な金額になってしまいます。ところが、先ほど申し上げたように、今現在の開催経費のうち、その多くは会場設営費であったりといった固定経費で消えておりますので、そういったものを例えば

お一人幾らというような助成単価でお示しをして、地区において創意工夫をしていただくというのも一つの方法であろうと思います。

また、各種関係団体のご協力、ご参画をいただく上でも市としてお願いをすることになったようなことも、これもバックアップの一つかと考えております。

それから、今現在、福井県後期高齢広域連合から助成金が出ておりますが、これは健康づくりという名目でいただいておりますので、そのような要素が加わったものであれば、今後とも継続して得られるものと思いますけれども、この制度に関しては、恒久的にあるということはこの場では確約できませんので、継続されることを前提として検討していきたいという具合に考えているところです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 1番、仁佐一三君。

○1番(仁佐一三君) 健康長寿祭がですね、やはり市全体でなかなかできないということになればですね、できるだけ早い時期にですね、モデル地区などを決めて是非こういうことを取り組んでいただきたいと思います。

そういうことを最後にいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

◇平野時夫君

○議長(坪田正武君) 続きますして、通告順に従い、3番、平野時夫君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

○3番(平野時夫君) 通告順に従いまして、3番、平野時夫、一般質問をさせていただきます。

最初に、無電柱化推進について質問をさせていただきます。

国土交通省は無電柱化の目的について、次の3点を挙げています。1つは、良好な景観の形成、2つ目は歩道の安全性・快適性の確保、そして最後の3つ目は、大規模災害時の電柱倒壊による道路の寸断防止であります。

この無電柱化の動きは、各地で徐々に広がっています。国も今年度第2次補正予算に関連経費を盛り込み、無電柱化推進法が議員立法で成立いたしました。

残念なことに、日本は世界有数の地震大国でありながら、「無電柱化後進国」と言っても過言ではありません。無電柱化率は、全国で整備が最も進んでいる東京23区でもわずか7%、大阪市で5%とおくれが目立っています。電柱は戦後の経済復興の歩みとともに増え続け、現在我が国には3,500万本を超えています。しかも、毎年約7万本のペースで増え続けているそうであります。

一方、ロンドンやパリ、香港では既に無電柱化率は100%達成しております。こうした中、1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災では約8,100本、そして2011年3月11日に起きた東日本大震災では約5万6,000本の電柱が倒壊などの被害を受けました。その影響によって、電柱にかかる電線などのケー

ブル線も断線被害が相次いたのです。しかし、阪神淡路大震災において、電柱の架空線の被害率は2.4%でした。地中化された通信ケーブル線の被害率は0.03%と架空線のわずか80分の1の被害にとどまり、無電柱化がいかに災害に強いかが改めて実証されたのです。また、東日本大震災でも、津波エリアでの地中化された通信ケーブルの被害率が、架空線に比べて25分の1で済んでおります。このことから無電柱化は防災上、非常に大きな意義を持つことは明白であります。

近年、大地震や台風・竜巻が列島を襲うたびに大きな被害が発生し、大規模な停電も頻発しています。電柱が倒壊し道を塞いでしまうことによって、被災者や緊急車両の通行の妨げとなってしまいます。災害時に最優先すべき人命救助や消防活動に大きな支障を来してしまうのです。また、空にクモの巣のように張りめぐらされた電線は、まちの景観を損ねており、歩道上にある電柱が車椅子やベビーカーなどの通行の妨げになっているケースも多く見受けられます。こうした課題を解消するのが、電柱を地中に埋めて電柱をなくす「無電柱化」なのであります。

防災対策推進、歩道の拡幅による交通事故の防止やバリアフリー化の推進、景観の改善の面でもメリットが大きいことは申すまでもありません。したがって、私は子どもにも、障がいのある方、そしてお年寄りにも優しく安全で安心して生活ができるまちづくりを官民一体となって築く必要があるのではないかと考えます。

東京大学大学院の松原教授は「防災の視点から、まちの無電柱化は早急に進めるべき施策だ」と述べておられます。

それでは質問いたします。

初めに、無電柱化推進事業についてであります。あわら市として現在どのような認識をお持ちなのかをお聞かせください。

また、北陸新幹線開業に向けた芦原温泉駅周辺整備基本計画の中で、無電柱化の推進計画を策定するお考えはありますか。

そして最後に、市内には道幅が狭く交通量が多くて危険な通学路を、学童が地域の見守り隊によって安全がどうか保たれている箇所が存在しています。そこで提案いたします。通学路の安全確保のための調査を実施していただき、その結果を踏まえた上で、無電柱化に向けての中長期的計画を策定してはどうでしょうか。是非ご検討願います。

1問目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

○土木部長(堀江与史朗君) 平野議員のご質問にお答えします。

まず、無電柱化についての認識につきましては、議員ご指摘のとおり、景観形成の向上、歩道通行帯の確保、災害時の電柱倒壊の回避などと考えております。しかしながら、無電柱化が進んでいる東京23区でもわずか7%、大阪でも5%と国内における整備率は大変低いのが現状であります。

整備が進まない要因としましては、無電柱化に向けた整備コストが非常に高いこ

とや、電力・通信事業者においても、入線や維持管理に新たな費用が発生することで、費用負担などの合意形成に時間がかかることがあると考えております。

さらに、電柱はなくなるものの、かわりに地上器を設置する必要があり、歩道が狭い場合には必ずしも歩道幅員の確保につながらないことや、既に上下水道管が埋設されている場合には、地中のスペースの関係で困難な場合もあります。

なお、市内には良好な景観と環境に配慮し、団地造成の計画段階から無電柱化を進めた地区として、県の住宅供給公社が造成した「花乃杜ハイツ」や民間業者が造成した「セントラルガーデン」があり、一部の路線で無電柱化が図られています。これらの地区では、団地造成と同時に整備することにより、コストの縮減が図られたことが、無電柱化を実現できた要因の一つであると考えております。

一方、市といたしましては、無電柱化は特に景観に配慮すべき地区を対象として、道路の新設や歩道の整備と合わせた事業化を考えており、JR芦原温泉駅周辺の一部において無電柱化を計画していますが、ほかの地区において直ちに事業化を図ることは、非常に困難であると考えております。

次に、芦原温泉駅周辺整備基本計画の中で、無電柱化の推進計画を策定する考えはないのかとのお質問であります。今回改定する「駅周辺整備基本計画」の中では、今ほど申し上げましたとおり、シンボルロードに位置づけている県道芦原温泉停車場線と、西口広場に隣接している市道105号線において、景観整備の一つのメニューとして無電柱化を計画しているところであります。これらの計画については、「福井県無電柱化地方部会」に既に登録されており、昨年11月に道路管理者と電力・通信事業者を含めた関係機関での合意形成を終えております。今後は、事業推進に向け手続きを進めていくこととなります。

最後に、議員ご提案の通学路の安全確保に向けた無電柱化の中長期的計画の策定についてであります。通学路の安全確保については、あわら市通学路安全推進協議会が平成26年5月に「交通安全プログラム」を策定し、危険箇所を道路管理者、警察、各小中学校、PTA等が連携して合同点検を実施するなど、順次その対応を行っております。

先にお答えをさせていただいたように、無電柱化には多額の費用を含め、多くの課題があります。現時点では、芦原温泉駅周辺地区で計画していますが、無電柱化は景観形成で特に重要な地域や緊急輸送道路などを優先すべきであり、一般的な通学路における安全確保のための無電柱化については、困難であると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 3番、平野時夫君。

○3番（平野時夫君） 大変に厳しい事業だと思いますけども、ハードルの高い事業だと思います。1キロ当たり約3億5,000万、工事費としてかかるという。普通の電柱に比べて10倍から20倍の予算が必要だということですけども、またいろいろ制限がありまして、歩道の幅が2.5m以上ほどの幅が必要だと。そこに共同溝方

式というのが今は主流だそうでありまして、経費も若干安くできる方法というか、方式もできておまして、ケーブル地中直接埋設方式というのがあります、そんなに幅広く歩道が2.5mも必要としないところ、電柱の埋設だけをやっていくと、1キロ当たり大体約8,000万程度ということで、随分安く上がるということが今現在注目されております。

いろいろ金沢方式とかあるんですけども、つくば市においては2016年9月、全国初の市無電柱化条例を施行したと。一部の区域への電柱の新設を認めないと。原則、地下埋設を義務づけていると。これに違反した場合は、名前の公表もするという規定された、こういった条例もできているところもございます。

いずれにしても、私も走ってまして、歩道のところが通学路になっていまして、ここ電柱がないといいな、子どもたちが通学するのに少しでも妨げにならない、安全で通学できるんじゃないかなと思ながらのところがあんですけども、そういったところを優先的にやって、またもちろんまちの中も含めて通学路を優先的にそういう無電柱化にしていなければありがたいなと思っています。

また、本当にこれはハードルの高い事業ということは私も重々承知の上で、今回はこの問題を取り上げさせていただきましたけども、海外に比べると、全然この日本はまだまだおくらしているという現実があります。そういうことを考えて、先ほど部長の答弁にもありましたけども、厳しいと。でも、やっぱりそれを念頭に置いて、無電柱化を徐々に本当に1ミリでも前に進めていくということを念頭に置いていただきたいなって、このことを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

無電柱化の推進については、以上で質問を終わらせていただきます。

次に、空き家の活用について質問をさせていただきます。

現在、人口減少や高齢化に伴う世帯数の減少で、全国の空き家は約820万戸を数える。そのうち賃貸住宅は約420万戸です。一方で、地方自治体の公営住宅については、応募倍率が高く全国平均で5.8倍、比較対象にはならないいんでしょうが、東京都では何と22.8倍にも達するなど、入居困難な世帯が非常に多い現状があります。

ここで、「住宅セーフティネット制度」について簡単に説明させていただきます。この制度は、戦後の復興期に創設された低所得者向けの公営住宅制度が基本となっております。公明党は2007年、高齢者の方々に安定的な住宅の供給を目指す「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の制定に尽力いたしました。住宅セーフティネット法とも呼ばれています。経済的な困窮など、人の生活を脅かす危機にあっても、最低限の安全を保障する社会制度の一環として、住宅困窮世帯に対して行われる施策なのであります。

国土交通省は、高齢者や障がい者、子育て世帯などのうち、住宅を確保することが困難な人たちを支援するための新しい住宅セーフティネット制度を2017年度に創設します。増加する民間の空き家・空き室を活用し、家賃補助や家賃債務保証の支援を通して円滑な入居を促します。今国会で関連費用として27億円の予算案

が閣議決定されました。本年秋ごろから実施する見通しです。

この新たな住宅セーフティネット制度の具体的な内容についてであります。地方自治体に専用住宅として登録された空き家・空き室に高齢者の方が入居する際、国などが最大月4万円の家賃補助をします。その対象は月収15万8,000円以下となっています。また、賃貸契約の際に必要な家賃の債務保証料も最大6万円を補助し、家賃の半額程度とされる保証料の負担を軽減いたします。そしてまた、円滑な入居を促す支援策として、NPO法人や自治体、不動産関係団体らで構成する居住支援協議会の機能を拡充します。NPO法人などを居住支援法人として新たに指定し、住宅情報の提供や入居相談とともに、保証人の問題などで入居を断られるケースが少なくない現実に苦勞されている方に家賃の債務保証を支援いたします。また、受け入れる家主に対しては、耐震化に向けた改修などで1戸当たり最大100万円を補助します。住宅金融支援機構の融資も受けられるようにするという制度であります。

去る27年度において、本市内全域で各区長さん方のご尽力のもと、空き家実態調査の業務を実施していただいたところではありますが、今後しっかりとこの調査データを踏まえ、空き家の利活用のために取り組んでいかなければなりません。

では、質問いたします。

今秋から新たな「住宅セーフティネット制度」の運用が開始されることになるわけですが、あわら市として、これからこの制度のもとでどのように取り組んでいけるのか、お聞かせください。

ところで、今は現存する木造市営住宅については、仮に空き室があっても老朽化しているために新たに入居はできないことになっております。したがって、鉄筋建築住宅を含めた市営住宅が満室の場合、空き室の数は当然ゼロカウントであり、全く余裕がない状況となります。今、むしろ空き室のまま余裕を持たせておいては、逆にもったいないことになるわけです。また、新たに市営住宅を建設しようとするれば、多額の予算措置を講じなければならず、効率的ではありません。しかし、市民の公営住宅に対するニーズは、非常に高いことをご承知のことと思いますが、あえてここでお聞きいたします。将来、市営住宅建設計画を立てる予定はあるかないのか、お伺いいたします。

また近年、全国各地で地震、台風、火災等さまざまな災害が頻発しております。幸いあわら市は今のところは助かっていますが、いつ何どき襲ってくるやもしれません。

質問いたします。

災害時には、住宅を失う人が多く発生することが想定されますが、その際、多くの被災者の方々にどのように対応するのでしょうか、お聞きかせください。

これで2問目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

○土木部長（堀江与史朗君） お答えします。

住宅セーフティネットについては、経済的な理由等によって住宅の困窮する世帯に対し、最低限の安全を保障するための社会制度を指す言葉で、戦後の復興期における公営住宅制度が基盤となっていますが、現代では低所得者に限らず、高齢者、障がい者、母子世帯や父子世帯、DV被害者など、想定する対象者が幅広くなってきました。

ご質問の新たに拡充される制度につきましては、現在、国会で新年度予算案として審議されていることから、制度の詳細についての周知は今のところはありませんが、国土交通省の予算概要によれば、主な枠組みとしては、まず空き家は入居を拒まない賃貸住宅として都道府県に登録することで、改修に対する支援措置と家賃補助や家賃債務保証料に対する支援が受けられるようになります。また、登録住宅などの情報提供や入居相談も実施されることとなります。

しかしながら、今回の制度は、従来の公営住宅における入居要件や保証人の有無など、募集方法についても異なっているところがあります。今後、予算が成立し詳細な情報が提供された後、県や関係部署と連携をとりながら制度の運用について検討していきたいと考えております。

次に、将来の市営住宅建築計画を立てる予定についてであります。市内には民間の賃貸住宅が数多く建築されており、住宅の数としては供給過多の状態であると認識していることから、現時点においては、新たな市営住宅の建設については考えておりません。

なお、将来の市営住宅のあり方につきましては、平成23年3月に策定した「あわら市営住宅長寿命化計画」に基づき、最終的には、金津地区の鉄筋住宅6棟136戸と、芦原地区の田中々団地の簡易耐火住宅48戸に集約する方向で、今後も内部改修等の工事を計画的に進めて参りたいと考えております。

最後に、災害時における被災者への対応につきましては、「あわら市地域防災計画」では、災害のため住宅に被害を受けた者で自己の資力では住宅を得ることができない者については、応急仮設住宅を設置し、救護措置を講じることとしております。この応急仮設住宅の建設は、原則、市が行いますが、災害救助法が適用される大災害が発生した場合には、県が建設することとなります。

また、市営住宅に空き家がある場合は、被災者の一時入居に活用しますが、空き家がない場合には、県及び近隣市町に対し、災害時相互応援協定に基づき、住宅のあっせん等を要請いたします。さらに、民間賃貸住宅のあっせんや、議員ご指摘のとおり、空き家調査データをもとにした空き家の利活用等により、被災者の住宅確保に万全を期したいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 3番、平野時夫君。

○3番（平野時夫君） 民間のアパート、空室があっても、なかなか予算的に簡単には入居できないという方を対象に話しをさせていただいているんですけども、安価で

入居できる、そういった施設ですね、用意すべきじゃないかという私の提案なんですけども、周辺の自治体に要請してそういうところを受け入れるところがないかということで、緊急避難先のところを打診して入居してもらおうと。今の答弁もありましたけども、市として市独自でそういったものもたくさん確保はできないと思えますけども、現在、調査した空き家の中で使用の傷み具合が少ない、またすぐ入居できる、ちょっと改修すれば入居できると。家主さんというか、持ち主さんや所有者が市に提供していただければ一番ありがたいわけですけども、維持管理はこちらでしなきゃいけないですけども、そういったところも募りながら、幾つかのそういう余裕を持って確保しておく必要があるんじゃないかということなんですけども、再質問として、ここ最近、火災事故が多く発生しています。今後、こうした緊急時における一時避難受け入れ先として、空き家を含む幾つかの市営住宅を何らかの形で確保しておく必要があります。あわら市は、合併当初、先ほどは吉田議員の質問の中にもありましたけども、人口減少が進んでおります。約13年間で2,300人余りが減少しております。少しでも歯どめをかける施策を講じなければなりません。HEECE構想の理念をベースに、平成27年10月に策定された、あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中のキーワードの一つに、移住定住に取り組むとありますが、この点について具体的にどのような取り組みをされているのでしょうか。先ほどの答弁の中にも含まれていますけども、再度質問させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 土木部長、堀江与史朗君。

○土木部長（堀江与史朗君） それでは再度のご質問にお答えします。

まずは、最初の市営住宅についてですけども、市営住宅については経済的理由により住宅に困窮している世帯に対し、住まいを提供していくものであります。したがって、ご質問の趣旨としては、重要であると認識しておりますが、災害時の一時避難所を目的に、別枠で常時確保していくことは困難であるというふうに考えております。

火災を含め、災害が発生した場合には先ほどもお答えをさせていただきましたが、市営住宅に空き家がある場合には、一時的な入居に活用していただくことも可能でございますが、空き家がない場合には、まずは民間賃貸住宅のあっせんなど被害者の住宅確保に努めて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 総務部長、佐藤雅美君。

○総務部長（佐藤雅美君） では、移住定住の関係のご質問ですけども、先ほどの吉田議員からのご質問にお答えしたのと全く同じになってしまいますが、今年度は政策課に配置いたしました移住定住支援員を中心に、都市圏での移住相談会等への参加や移住を含めたあわら市全般の情報発信などですね、各種施策を進めているところでございます。引き続き、新たな取り組みなども検討しながら移住定住政策の強化に努めて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

○3番(平野時夫君) 今月末までに空き家対策計画を策定する予定になっていると思います。その中に定住化促進、子育て支援、地域活性化等に向けた対策計画が示されているのでしょうか。これはいつごろ公表されるのでしょうか、お聞きいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部理事、塚田倫一君。

○市民福祉部理事(塚田倫一君) 現在、空家等対策計画につきまして、パブリックコメントは終わりました、3月末に協議会を開催する予定でございます。そこで最終的に空き家対策の計画が承認されるという形になります。

今やっておりますのは、空き家の所有者、または空き家の状態、これを調査いたしまして、さらに所有者の意向調査といたしまして、貸すつもりがあるのか、売るつもりがあるのかといった意向調査をもとに、空き家の適切な管理、活用をするための計画でございます。

計画の中には、これらの空き家を有効に利用していこうということも示されております。空き家の情報バンク、または福井県の不動産でつくっております「のれん会」などと連携をして、空き家の情報発信の協力体制を構築して参りたいというふうに考えております。

お尋ねの移住、子育て、地域活性化対策につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で定めておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

○3番(平野時夫君) あと、市営住宅解体撤去後は、遊休地となり長期間放置されていますが、地権者への借地料金の支払いは継続中であります。たとえ低い家賃でも収入は途絶え、持ち出し増になってしまいます。

そこで提案いたしますが、この空いた土地の有効活用及び行政負担の軽減策として、既存の1世帯の月額家賃を借地代金に置きかえて、公募によって決まった借地希望者に、これ、住居の目的以外の利用に限定しますけれども、に貸してはどうでしょうか。車の駐車や畑づくりに使ってもらえれば、管理も任せられメリットは大きいと考えますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

○土木部長(堀江与史朗君) お答えします。

市営住宅解体後の遊休地の活用についてのご質問ですが、市内の11団地のうち耐用年数が経過している木造、簡易耐火でつくられている6団地については、棟全体が退去した段階で順次解体を進めています。これらの6団地については、1団地

を除いて5団地は借地であることから、団地内の全ての住宅を解体した後は、市において新たな土地活用策がなければ、一般的には土地所有者へ返還することになります。

段階的に解体した跡地の利活用に対するご提案ではありますが、住宅用地としてお借りしていることから、市営住宅以外の用途での貸し出しについては想定をしておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

○3番(平野時夫君) やはり、用途目的という壁があるかなと思うんですけども、これは条例で定められておるんですかね。住まい以外の目的として使ってはいけないという決まりはあるわけですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

○土木部長(堀江与史朗君) 土地の賃貸借に関しては、民法に規定されていると思います。この中で、いわゆる又貸しといいますか、それについては判断がいろいろあるわけなんですけども、貸し主との関係もありまして、控えた方がいいというようなことがインターネットの中で書かれておりましたので、あわら市としましても、そのように対応したいなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

○3番(平野時夫君) 私の目の前に市営住宅、稲越の団地があるんですけども、かなり空いてきまして、でも地主さんは返していらないと。返してもらってもどうにもならんと、困るというふうなことも、声も聞こえているんですけども、まあ、わかりました。

先月から今月にかけて、新聞、テレビ等で空き家対策について報道されておりました。池田町の定住化促進や子育て支援等に重きを置いた記事、また敦賀市の空き家活用ツアー実施の記事、美浜町が空き家適正管理を推進との記事などが掲載されておりました。そして、NHKの番組では、高校生に空き家活用の提案をしてもらい、地域活性化につなげようとして取り組んでいる自治体の模様が流れておりました。

空き家対策は、官民挙げて取り組まなければならない大きな課題であることに疑いはありません。本市も空き家、空き店舗活用の提案を高校に働きかけて、生徒たちの斬新なアイデアを求めてみてはどうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 総務部長、佐藤雅美君。

○総務部長(佐藤雅美君) ご提言ありがとうございます。これまでの例なんですけども、3年前に金津高校生とコラボいたしました課題探求プロジェクト「まちの未来を考えよう」という企画がございました。これは金津高校の中高一貫クラスにおいて、政策課の職員が講師として出向いて、毎週1時限の演習を半年間行いまして、

市の将来の姿について考えてもらおうという企画でございました。演習の成果発表につきましては、議員の皆さんにもご案内いたしまして、市役所の正庁で行いましたので、記憶しておられる方も多いと思います。

中には空き家とか空き店舗の対策について触れた班もございました。若い皆さんのアイデアは、熟度という点ではですね、やや足りない部分があったかと思いますが、いわゆる大人が思いつかないような、きらりと光るようなアイデアがあったのも事実でございます。

ご提案いただきました件につきましては、このような実績も踏まえまして、今後対応して参りたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 3番、平野時夫君。

○3番（平野時夫君） 空き家対策事業をしっかりと取り組みをよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坪田正武君） 暫時休憩といたします。再開は2時15分といたします。

(午後2時04分)

○議長（坪田正武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時16分)

◇山川知一郎君

○議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、12番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

○12番（山川知一郎君） 日本共産党の山川知一郎でございます。今までに質問された事項もございしますが、3点にわたって質問をしたいと思います。

まず第1は、芦原温泉駅周辺整備についてでございます。

芦原温泉駅周辺整備については、昨年11月、将来デザインについての市民投票を行い、伊藤孝紀氏のデザインを採用したとして大々的に宣伝されておりますけれども、市民投票に参加した市民約400名のうち、伊藤氏のデザインを選んだ市民は150人程度とのことであり、これが果たして市民の意向を反映したものなのか、大いに疑問があります。

また、市長自身「これは将来デザインなので、現実にそのままの姿ができるものではないにせよ、実現に向けた取り組みを進めて参ります」と述べておられますが、何をどうするのか、これではさっぱりわかりません。具体的にどのようなものを幾らぐらいで、いつまでにつくるのか、市民に示して理解を求めるべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

私は具体的に、駅周辺に商業施設と文化会館、ビジネスホテルを一緒にした複合

施設をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1問目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

○市長(橋本達也君) 山川議員のご質問にお答えをいたします。

昨年11月の市民投票で選ばれた将来デザインについて、今後どのように実現していくかについては、さきの森議員からのご質問にお答えしておりますので、それを前提にお答えさせていただきます。

まず、当日の参加者のうち、150人の支持を集めた伊藤氏のデザインが果たして市民の意向を反映したものと言えるかとお尋ねですが、そもそも、このデザインは、市内の全世帯、企業、そして小中高校生を対象にアンケートを行い、そこで出てきた意見や、産官学金労と市民の代表者で組織するブランド戦略会議での意見等を踏まえた上で、3人のデザイナーが描いたものの中から当日の投票で選ばれたものであり、市民の意向は十分に反映されたものであると考えております。

なお、平成29年度からは、伊藤氏にもアドバイスをいただきながら、これらを具体化する作業を進めることとしており、ほかの2人のデザイナーについても助言をいただく予定です。

次に、どのようなものを幾らぐらいで整備するのかとお尋ねですが、こちらについては、今後の作業の中で事業内容とあわせて事業費を積み上げながら明らかにしていきたいと考えております。

続いて、駅周辺に商業施設と文化会館、ビジネスホテルなどの複合施設をつくってはどうかのご提案もいただきましたが、29年度から施設の配置等を具体化していく予定であり、議員ご提案のような複合施設の誘致、建設については、その中の課題の一つとして捉えております。

なお、事業の実施に当たっては、事業費、財源等も含めて、その都度、議会とも相談して参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

○12番(山川知一郎君) 市民投票、選ばれたデザインについては、十分に市民の意向を反映しているというお答えでしたけれども、市長自身ですね、いわゆる100畳敷きの座敷、あれはそのまま実現するものではないと。政策課長もあれをつくるつもりはありませんというふうに答えておられますし、市民の皆さんにいろいろ聞いても、具体的にどこがどうなるのか、さっぱりわからないと。まさか本気で駅前に100畳の座敷をつくるのではないんでしょうかというのが大方の意見ではないかなということです。具体的なのはこれから決めていくんだということですがけれども、それならば、あの市民投票はですね、一体何のためにやったのかと。あれだけ大々的に宣伝をしてやりながら、誰も具体的に駅周辺がどうなるのかわからないと。私はあのやったことは、全く無駄ではないかなというふうに思いますが、その点につ

いてはいかがでしょうか。

あわせてですね、昨年、駅周辺整備について市民アンケートをとったと思いますが、その中で出てきた主な意見は、どのようなものがあつたでしょうか。あわせて伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

○市長(橋本達也君) いろんな部会などですね、活動の中で市民の皆さんとのワークショップなども開催して、その中で3人のデザイナーがそれぞれ参画をしてですね、その結果、3人の持っているいろんな個性を表に出してデザインしていただいたのも3種類あつたわけでありまして。その中の一つが市民の投票によって選ばれたということです。

その中に、例えば駅前の100畳敷きのアイデアもありました。実際、ご本人にお伺いしますと、気持ちとしては200畳ぐらいの広さなんだというふうにおっしゃっておられましたけれども、要はこれ、デザイナーとしての一つの案でありまして、今風の言葉でいえば、とがったアイデアなのかなというふうに思っております。あのもの、そのものができるかどうか、それはこれから1年間かけて具体化していく中で決められていくことだと思っております。あれをあのままつくりますとも言えませんし、あれはつくりませんとも言えません。いずれによせ、あれぐらいのものを市民が望んでいたのだということだけははっきりわかつたと思っております。

以前にも、これ、議会で、あれは全員協議会の場でしたか、お知らせをしたと思っておりますけれども、まず市民の皆さん方が望んでいた、はっきりわかつたことは、あの駅前にですね、交流の広場あるいは、にぎわいのスペースが欲しいと。これは明確になったと思っております。したがって、それを駅周辺基本整備計画の中に活かした結果ですね、それまで10年間か11年間は、2つのロータリーという計画であつたものを今回1つにしたわけですね。1つにしたことによって、市民が求めているスペースを確保した。それをついこの前、議会にもお示しをしたと思っております。したがって、この前の市民投票、いろんなアイデアを出したことが全く無駄であつたなどとは全く思っておりません。私は反対であります。その反対の意見を持っております。

400人の中で、いわば150票しか票がなかつたから、これは市民全体の意向を反映したものではないというようなご指摘は、私はこれは当たらないと思っております。失礼ながら、我々選挙を受ける身の者もですね、市民全員の票を加えて市長になつたわけでもありませんし、議員になっているわけでもありません。それは制度の中において決定をされたからこそ、そこに法的効果を持っているんだろうと思っております。

あと、議員は今ほど駅前にいろいろな施設を入れた複合施設をつくってはどうかと。これは私は案としてはあり得ると思っております。ただし、それもですね、全ての市民の評価を得たものか、賛同を得たものかといえ、それはそうではないわけでありまして。いろんな意見を聞く中の一つの手法として、この前の市民投票はあつたと思っておりますし、極めて革新的なといえますか、いまだやつたことのないような

市民直接のご意見を伺ったという意味では、私は日ごろの山川議員の物の考え方に近い手法でやったと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 総務部長、佐藤雅美君。

○総務部長(佐藤雅美君) じゃ、私からアンケートの内容についてお答えいたします。

アンケート自体はですね、大きく4問質問があったわけですが、「あわらの「誇り」「宝」「オンリーワン」は何かと思いますか」あるいは「幸せを実感できるまちはどのようなものですか」とかですね、「将来のJR芦原温泉駅周辺はどうなったらいですか」、それから「新幹線芦原温泉駅のデザインコンセプトについて」だったんですが、山川議員がおっしゃっているのは、申しあげました3番目の将来のJR芦原温泉駅周辺のことだと思しますので、そのことで申しあげますと、一番多かったのはですね、「買い物ができる施設」ということですね、「商業施設」それに続いては、「町並みとか環境の整備」でした。以下「イベントや観光ができる」あるいは「お土産が買える場所」そして「公園」、「休憩所」などが続いております。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

○12番(山川知一郎君) 市長は、あの手法は理解が得られるというふうにおっしゃっていますけども、私はですね、ワークショップとか役員をしておられて参加している方にも何人か意見を伺いましたけども、どなたもですね、あの100畳の座敷があれば素晴らしいとか、ああいうイメージならいいなというふうに言われた方はどなたもいらっしゃいません。どなたも、まさかあんなもんを本気でつくるつもりはないんやろうというのがほとんどの意見でございました。

私が提案している複合施設がいいか悪いはともかくとして、具体的にこういうものをつくりたいということを幾つか示して市民に説明会をやって、そしてその上で意見を集約していくということをするべきではないかというふうに思います。

今までもですね、結局、駅前のにぎわいづくりの一つとしてaキューブがつけられましたけども、aキューブはどう考えてもですね、今や半分ぐらいは物置みたいな状態になっております。非常に市民からは批判が強い施設です。やっぱり今までの事業の進め方にちょっと無理があるといえますか、そういう点が私は目立つのではないかと。やっぱりこのaキューブにしても、吉崎の県境の館なんかもそうだと思いますけども、こういうものについて、きちんとつくった後をですね、市民の反応とか、そういうもので総括とか反省とかというのがされているのかなど。どうもそういうことを、つくったらつくったで、とにかく何とか使うんやと、使えばいいやろうというような感じでですね、ずっとやられているというふうに感じています。そういう点は、少し進め方は考え直した方がいいのではないかなというふうに思います。

私の提案している複合施設ですが、私は1階の商業施設というのは中心にはです

ね、きららの丘のような農産物の直売所を中心に是非入れていただきたいなというふうに思っております。それから、この点については昨年、吉田議員も質問されたと思いますが、私はもう老朽化して耐震上も問題がある文化会館はやめて、新たにここへ一緒に入れるというのがですね、いろいろ集客とかそういう点でも有効ではないかなと。また、ビジネスホテルも市内にある各企業からはかなり需要があるというふうに聞いております。そういうものを具体的にですね、こういう形で幾つかの案を提案してどうですかということにしないとですね、あの100畳の座敷では本当に何とも答えようがないといえますか、そういうことではないかなというふうに思っております。

そこらの説明、進め方について、再度市長の考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

○市長(橋本達也君) この前の3人のデザイナーに描いていただいた絵というのは、一応地権者の方にもこういう絵を描かせてくださいというお願いはしてあったみたいですが、一応地権者の意向は関係なしに、いわば勝手に描かせてもらったわけですね。地権者の問題もそうですし、法律的な問題、あるいは規制上の問題も余り意図してはいません。もちろん財政的なことも余り意図せずに描いていただいています。それぐらいのものでないと市民の皆さんに見ていただいても、やはり夢もないですし、なかなか将来に明るい希望を持つようなものはなかなか描けないだろうと思います。

今、議員ご指摘のようにですね、地権者のがちがちの了解を得てから描けるような絵というのは、早々皆さんに期待を持ってもらえるようなものって描けるんでしょうか。むしろ描いた夢をですね、いかに実現させるかについて地権者との交渉、法律的な解釈、規制の問題、財源の確保、これをこれから努力していくことが必要だろうと思いますし、そのことについて折あるごとにこれから議会とご相談させていただきますというふうに私は先ほど答弁させていただきました。そのようにご理解いただきたいというふうに思います。

それから、aキューブは誰に聞いても評判が悪いと、山川議員にかかっては悪いことは誰に聞いても悪くなるし、ご自身の主張が全部になってしまうので困りますけども、あれもですね、たびたびこれは建設といいますか、計画当時から申し上げておりますけども、あの当時は、金沢が開業してから福井開業まで10年間かかると言われていた時期です。あそこも壊してしまえば、恐らく公園になっていたと思います。芝生になっていたと思います。ただし、その10年間が非常に危ない。何らかのちょっとした市民の活動、イベントなんかができるものにできないかということで、たまたまあそこに工場があったものですから、それを使ってああいうものをつくったということです。その結果、使い勝手が十分かと言えば、そうではないと思います。そういう趣旨でつくったものですから、本当に立派なものならもっと立派なものを建てているはずですね。その当時、これといったものが決定できな

ったはずで、あれを建てたということです。

まあまあ不十分ながらも、例えば商工会を中心にしてですね、いろんなイベントをやったかなり今まであそこにあれだけの人が集まったことがないというぐらい、今集まってくるようにはなってきたとっております。そういうふうにはひとつお認めいただけないかなと思います。集まった人の数も統計的にはとってあると思いません。

また、県境の館、芦湯についても、山川議員からは税金の無駄遣いであるというご批判を受けたのを今でも覚えておりますが、両施設ともかなりの集客力を持っております。願わくば、そういうふうな形で駅前もなっていけばいいなど。あるいはそういうふうな努力をしたいなと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

○12番(山川知一郎君) 私、別に地権者の了解を得てからということは何も申し上げてないんで、もう少し夢みたいな100畳の座敷というようなことではなくて、私が提案しているような1階には農産物の直売所、2階は文化会館、3階はビジネスホテルと、こういう具体的な案をですね、幾つか示して住民に理解、納得してもらおうということが必要ではないかというふうに言っているわけでありまして。

それとですね、ちょっと文化会館について伺いたいと思っておりますが、是非私はこの複合施設の中へ入れてもらいたいと思っておりますけれども、あの文化会館が耐震上問題があるというのははっきりしておりますけれども、改めてあそこの借地契約の期限はいつまでになっているのか、それから文化会館の今後について教育委員会はどう考えているのか伺いたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 教育部長、久嶋一廣君。

○教育部長(久嶋一廣君) それでは、文化会館についてお答えをさせていただきます。

まず、文化会館にかかります土地の契約の期限でございますが、今の契約では平成31年8月末までの期限となっております。

文化会館の今後ということでございますが、ご存じだとは思いますが、現在の文化会館は、先ほど議員もおっしゃったように46年に竣工して以来、45年余りが経過をしているということで、耐震性もそうですが、老朽化も進んでいるというのが状況でございます。

しかしながら、今のところ具体的な改築案と申しますか、新しい文化会館というような案が具体的なものはございませんし、ましてや600人、700人という集客ができる施設そのものの代替もございませんので、こちらとしましてはできれば当面、具体案が決まるまでは、現在の施設を維持したいと考えております。

ただし、これはいろいろ議会からのご指摘を受けていることでもありますし、それについては、今後、議会と十分協議をさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

○12番(山川知一郎君) 今後、相談していくということですが、借地期限は31年の8月、再来年でございます。時間はあるようでそんなにないと。ですから、是非とも31年の8月前にきちっと具体的なですね、あとをどうするのかという案を出していただきたいなど。その際に、どう考えても今のですね、耐震とかいろんな建物上の問題もありますけども、今の場所もですね、やっぱりあわら市全体から見れば、適当ではないと私は思いますので、是非、駅周辺整備とあわせてですね、できれば考えていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

では、2つ目の問題に移りたいと思います。

先ほど空き家対策について質問がございました。重なる部分はできるだけ省いて質問したいと思いますが、昨年からです、ずっと空き家の状況を調査しておられると思いますが、現在、市が把握している空き家の件数はどれだけあるのでしょうか。そのうち解体や売却・賃貸等、所有者の意向が明確になっているものはどれだけありましょか。インターネットを見ますと、建設課が所管していると思いますが、空き家バンクというのは、わずか3件しか載っておりません。これ、昨年からずっと3件のまま、一向に変わらない状況です。

それから、先ほどありましたけど、不動産屋が出している「のれん会」の情報は、あわら市内で8件しか載っておりません。私が住んでおります後山にも空き家で売りに出ている物件がありますけれども、これは市の空き家バンクにも「のれん会」のところにもどちらにも載っていない。こういう状況では、空き家を探している方にとってはですね、なかなか情報がわからないということになると思います。

今、この市のですね、所管も、建設課もかかわっているし、生活環境課もかかわっている、なんか窓口もですね、もう一つはっきりしないという感じがあります。是非、この空き家対策は、もう少しスピード感を持ってですね、そして窓口もきちっとはっきり市民にわかるようにして進めていただきたいというふうに思いますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部理事、塚田倫一君。

○市民福祉部理事(塚田倫一君) お答えいたします。

まず、市が把握している空き家の数につきましては、本年度の空き家台帳整備業務におきまして、空き家の詳細調査を行っており、現在結果の取りまとめを進めているところですが、現時点で611件を確認しております。

また、売却や賃貸、解体などに関する所有者の意向につきましては、611件のうち所有者が判明している552件について、昨年12月に調査票を送付しております。こちら結果の取りまとめを進めておりますが、現時点で216件の回答を得ており、回答率は約40%となっております。

所有者の意向は、この調査票により把握しているものに限られますが、その内容

は「売りたい」が35件、「貸したい」が20件、「解体したい」が30件、「今後の利用は考えていない」が131件となっております。市といたしましては、「売りたい」または「貸したい」という所有者には空き家情報バンクへの登録を、「解体したい」という所有者には解体を促すとともに、「今後の利用は考えていない」という所有者に対しましては適正な管理を含め、管理責任に対する自覚を促して参りたいと考えております。

次に、空き家情報バンクへの登録件数についてであります。議員ご指摘のとおり、現在の登録は売買3件のみとなっております。なお、空き家情報バンクは、所有者の意思に基づき登録することとなっておりますので、所管する建設課や関係各課との連携を図りながら、積極的な登録を促して参りたいと考えております。

次に、空き家対策の所管を明確にし、スピード感を持って取り組むべきところのご指摘ですが、昨年4月の生活環境課設置にあわせ、その所管を総務課安全対策室から移しており、空き家対策の総合窓口として明確化したところであります。

なお、空き家対策は、建物やその敷地、工作物の適正管理を促すことのみならず、生活環境に悪影響のある危険な家屋の除去や使用可能な空き家の良質化など、その対策はさまざまな視点から多岐にわたります。このため関係各課との連携を図ることを目的として、市役所内に空き家対策に関する庁内連絡会を設置し、情報の共有化を図っているところです。

現在、あわら市空家等対策協議会におきまして、専門家等の意見を伺いながら、あわら市空家等対策計画の策定を進めているところですが、本来、空き家の管理は所有者の責任においてなされるべきものであります。市といたしましては、毅然とした態度で臨むべきもの、所有者の意に沿って柔軟に対応すべきもの、また利活用や除去に対し支援策を講ずるべきものなど、対策後の計画に基づく効果的な空き家対策について次年度以降、本格的実施に移して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

○12番(山川知一郎君) 今の回答でですね、所有者が解体したいというのが30件ということでございましたけども、所有者の意向は別として、これは危険であると、解体撤去することが必要だというふうに判断しているのは、今の時点でどれくらいあるのかということと、それから解体撤去が必要だという所有者に対して、できるだけ自分で解体するようにと促しているということですが、例えばいつまでにとかですね、どういう通知をしているんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部理事、塚田倫一君。

○市民福祉部理事(塚田倫一君) 解体撤去についてでございますけれども、いつまでにと期限をつけるかどうかというのは難しいところでございます。まず、撤去をするべき特定空家として認定するかどうか、これが第一番目の作業となります。

これにつきましては、素人で判断することではなく、専門家を多数、この協議会の中に含めまして総合的に判断をいただくという方向を進めて参りたいというふうに考えております。

また、特定空家というものに認定されますと、下の底地は非住宅用地というふうにされますので、たとえ撤去されない特定空家がありましても、税法上の特例が外れるということになりますので、ひょっともすると訴訟というようなこともあるかというふうに考えておりますので、ここの点につきましては、慎重に専門家の意見を交えて認定していきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

○12番（山川知一郎君） 慎重にというのはわからんでもないんですけども、私の住宅の隣にですね、もう何十年も空き家になっている建物があります。窓とか玄関とかですね、全部壊れていて、多分アライグマかなんかだと思いたいますが、いっぱい出入りしているようなところがあります。今までにも何回か言ったと思いたいますが、誰が考えても、もう住宅として使えるような状況ではないということなんですけれども、所有者もはっきりしているわけですけども、こういう所有者に対して、例えばできるだけちゃんとしてくださいよと言っているだけではですね、一向に解決しないのではないかなと。ですから、きちっといつまでというふうなことでですね、もう少し強く指導すべきではないかなというふうに思いたいますが、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 市民福祉部理事、塚田倫一君。

○市民福祉部理事（塚田倫一君） 我々も所有者の意向をやはり一番大事だというふうに考えておりますので、もう使えないというふうな認定をどう判断されるかというのは、今後の判断によるものと考えます。

まずは、撤去をしたいという方につきましてはいろいろご相談にも乗りたいなというふうに考えておりますし、現在もそういう作業を進めております。本年度に入りまして、今年1月末でございましたか、既にご自分の負担で家屋を取り壊しまして、その底地につきましては、こちらの方に帰ってくるつもりもないと。地面につきましては区の方に寄贈したいということで、うちの課の方で間に立ちまして、その地区の地縁団体に対して寄贈するという作業を今行っておりますので、そういった方向で、一つ一つ解決していかないかなというふうに考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

○12番（山川知一郎君） 是非ですね、もう少し本当にスピードを持ってやっていただきたいなど。まだ使えるですね、売りたいとか賃貸にしたいという住宅もですね、この間も私に問い合わせがありまして、名泉郷で貸してくれる住宅はないやろかと

いうのがありましたけれども、空き家バンクにも「のれん会」のところにもですね、名泉郷の情報は1件も載っていないという状況ですが、聞くと、いや、たくさんあるよという話なんですけども、だからもう少し何とかですね、それは所有者の意向を無視はできんと思いますけども、ただ賃貸に回したいということであれば、やっぱりもっと空き家バンクなりですね、「のれん会」のところにどんどん情報を出してもらえば、所有者もその方がいいんじゃないかなと。

だから、本当にですね、所有者にきちっと是非のぞいてくださいよというようなこともですね、もっと督促をしてやらないとですね、さっき600何十件あるという空き家の解消にはほど遠い、今の現状ではないかなというふうに思いますので、是非、スピード感を持って当たっていただきたいなという要望をしておきたいと思います。

3つ目の問題ですが、国保税の問題についてちょっと伺いたいと思います。

あわら市の1人当たり医療費は、県内の自治体では、勝山市、大野市に次いで3番目だと伺っております。ところが、1人当たり国民健康保険税は9万9,768円と。一番高い福井市は10万を超えておりますけれども、福井市に次いで2番目に高い保険税になっております。市民が安心して医療を受けられるように、法定外の繰り入れも行って、当面、1世帯当たり1万円の引き下げを求めたいと思います。

坂井市も法定外繰り入れを行って、あわら市よりも安くなっております。1万円引き下げに必要な財源は約4,000万円ぐらいだと思いますが、やりくりをすれば財源も何とかなるのではないかと思います。この点について、市長の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成27年度における本市の1人当たり医療費は、県内9市の中にあって第3位、国民健康保険税額は第2位となっております。

まず、医療費の状況についてであります。22年度から26年度までは、ほぼ横ばいで推移してきたところですが、27年度以降、増加傾向が続いています。これは、国保への加入者が減少しているにもかかわらず、C型肝炎治療薬に代表される高額な新薬が保険適用されたことなどにより、医療費が高どまりしていることが主な要因となっております。

次に、国民健康保険税のこれからについてであります。国の制度改革により、平成30年度以降、国保運営の主体が県に移されることとなります。今後、県において市町ごとの標準保険料率が算定され、29年度中に公表されるとされています。この標準保険料率は、医療費水準が高い市町は高く、水準が低い市町は低くなるものと思われませんが、本市における医療費は、県内でも高い水準にあることから、この原則に従うならば、本市に示される標準保険料率も、県内の平均と比較して高くなるものと予測しております。

市では、県から示される標準保険料率を参考に、30年度以降の保険税率を決めていくこととなりますが、以上のことから保険税率を低く抑えることは難しいものと考えています。

なお、一般会計から法定外繰り入れを行うことにより、世帯当たりの税額を引き下げてはとのご提案でございますが、社会保険の加入者にあっても保険料が引き上げられている中、国保加入者の負担を引き下げのための法定外の繰り入れ、すなわち、国保に加入していない人にも負担を求めるという方法は、保険料の二重負担との批判を招きかねず、理解は得られないものと思われま。想定を超える医療費の急増といった特別の事情等を除き、この手法は用いるべきではないと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

○12番(山川知一郎君) 今までにも何回か申し上げていると思いますが、非常に国保税が高いという最大の原因は、国が負担すべきものを負担していないというところにあることは十分理解をしております。ですから、100%市の責任ということは言いませんけれども、しかし非常に高いというのは多くの市民の声でありますし、今、法定外繰り入れは二重負担になるからやるべきではないということですが、お隣の坂井市は、私の聞いたところでは法定外繰り入れを2億円やっていると。そして、できるだけ低く抑えているということで、やっぱり市民が安心して医療を受けられるようにするためには、そういうことも考えるべきではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) 法定外繰り入れをすることで結果的に保険税を低く抑えるという手法は、県内の他市町においても導入されていることは議員ご指摘のとおりであります。

しかしながら、つい最近、新聞報道でもご承知かと思いますが、鯖江市におきまして、このたび保険料の税率改定を行うということが示されました。これによって鯖江市が福井市を抜いて1位の、一番高い保険料になるということになるわけですが、この際の報道でも示されたように、国保運営協議会の会長の意見として、先ほど私が申し上げましたような保険料の二重負担になることは避けなければならないという意味合いから、一般会計からの法定外繰り入れは行うべきではないということも紹介されていたと思います。

一般会計の繰り入れはルールに従って、今行っているわけですが、そのルールの中にも、例えば保険税の軽減措置というものがございまして、その軽減を埋めるための繰り入れ基準などもありますように、そのルールに従って、一定の負担を行うということで、国民健康保険会計全体の負担軽減、先ほど国の負担が少ないとおっしゃいましたけれども、それはルールに従って応分の負担をしていることも含めまし

て、現時点では本市といたしましては、このルールに従って運営していきたいと思
います。

また、30年度以降、これは県が財政の運営主体になって参りますので、ここの
骨組みが今のところはっきりまだ見えて参りません。見えたところで、30年度以
降における、これからの本市における国民健康保険会計をどのようにするか、これ
につきましては、また議会にもお示しをし、またいろいろご意見を賜りたいと考
えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

○12番(山川知一郎君) 国保加入者がですね、お勤めをされておられる方に比べて、
非常に負担が重いと。社会保険に入っておられる方は事業主負担もあってですね、
本人負担は国保加入者に比べればずっと安いわけですからね、そういう点ではやっ
ぱり国保の負担をできるだけ軽減して、本当に安心して医療を受けられるようにと
いうことは、ほかの自治体もやっているわけですから、そこは十分考えていただき
たいなというふうに思います。

それから、ちょっと来年から国保が一本化されて県がやるということに伴って、
国保税のことではないんですが、あわら市としては今行っている中学校卒業までの
医療費の支援、この月500円の自己負担を廃止して窓口で無料にしたいというふ
うに聞いておりますけれども、それはそれで間違いないでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) 今、お尋ねの前の国保税の負担のあり方、社会保険
は負担が低いというお話がございましたが、この点だけまずちょっと申し上げてお
きます。

29年度の決算ベースで、国の負担金と国保税の収入額はほぼ同額でございます。
歳出における保険給付費21億円余りでございますが、これに占める国保税の割合
は3割程度となっております。したがって、医療費が高いからその多くを国民健康
保険税で負担しているということではなくて、その比率は3割であるということ
をご理解いただきたいと思ひます。国民健康保険会計というのは、このような財政運
営の仕組みによって運営されているということをご理解賜りたいと思ひます。

それで、後段のご質問で、こども医療費の助成は今後どうなるのかということ
でございますが、現在、県におきまして、平成30年度から医療機関での窓口無料化
を実施するための調整が進められております。ただし、小学校以上の受診につつま
しては、医療費に対する意識を啓発し、過剰診療を抑制する観点から引き続き50
0円の自己負担を求めるといたしております。

お尋ねいただきました本市における自己負担の廃止につきましては、これまでも
申し上げておりますように、財政負担や窓口無料化に伴う電算システムの改修など
に対する議論を経て判断し、さらには条例の改正も必要となりますので、議会とも

十分に協議を重ねて参りたいと考えているところです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

○12番(山川知一郎君) 是非ですね、来年から自己負担の廃止と窓口無料化、大変これは市民に喜ばれることだと思いますので、是非実現する方向で頑張ってくださいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(坪田正武君) 暫時休憩といたします。再開は15時20分といたします。

(午後3時04分)

○議長(坪田正武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時19分)

◇山本 篤君

○議長(坪田正武君) 続きまして、通告順に従い、2番、山本 篤君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) 通告順に従いまして、2番、山本 篤、一般質問をさせていただきます。大変長時間にわたっておりますが、いましばらく私の質問をよろしく願いいたします。

市長におかれましては、去る2月14日から越前加賀インバウンド推進機構で香港にトップセールスに行かれていたとのことで、ハードなスケジュールの中で大変お疲れさまでございました。5つの市町で足並みをそろえ、インバウンド観光を進めていくという考え方には、大賛成でございます。しかしながら、越えなければいけないハードルも多く、何かと大変だと感じております。

昨年3月議会におきまして、越前加賀インバウンド推進機構につきまして幾つか質問させていただきました。今回は、当あわら市における市民の足とも言えるデマンド交通とインバウンド誘客のために必要な二次交通について質問させていただきます。

以前のコミュニティバスの運行に比べ、デマンド交通の実施によって、去年は幾らぐらいの経費削減になったのでしょうか。デマンド交通の利用者も横ばい気味から、やや予測を下回る状況になったと感じておりますが、これからますます過疎化と高齢化が進むと思うだけに、このデマンド交通の必要性を強く感じております。それだけに、この事業を継続していくに当たり、現在の運行の仕方でよいと感じておられるのでしょうか。直すべき点、改良すべき点はないのでしょうか。あるとすれば、どのようなものと認識しておられるのか教えていただきたいと思います。

また、観光における二次交通整備の必要性は、どうお考えになっておられるのか。以前より、観光のためデマンド交通を土曜、日曜も運行してはいかがかと意見させ

ていただいておりますが、業者との交渉も難しいということでした。では、どうすることを考えておられるのか。特に、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅、JR芦原温泉駅を核に、創作の森、北潟湖畔公園、越前加賀県境の館を結ぶ、市内観光を結ぶための二次交通について、どうお考えなのかお聞きしたいと思います。

現在行われております「ぐるっとタクシー」の利用状況、これは一体どうなっているのでしょうか。そして、その経費は幾らかかっているのか教えていただきたいと思ひます。

そして、更なる観光誘客のための交通の便の確保は、どうお考えになられているのかお聞きしたいと思います。特に越前加賀インバウンド推進機構での広域にわたる二次交通の取り組みについて、少しは進展があったのかどうかも含めてお答えいただきたいと思ひます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市民福祉部理事、塚田倫一君。

○市民福祉部理事（塚田倫一君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、コミュニティバスとデマンド交通の経費についてであります。平成23年度におけるコミュニティバスの運行経費は約5,400万円で、料金収入と県補助金を差し引いた実質経費は3,700万円でございます。

一方、27年度におけるデマンド交通に要した経費は約3,000万円で、県補助金を差し引いた実質経費は1,900万円と、コミュニティバスと比較して1,800万円の経費を削減しております。

また、登録者数は29年1月末で3,709人となっており、伸び率は鈍化しているものの、年々増加を続けております。年間の利用につきましても、27年度には3万人を超えるなど、23年度のコミュニティバス一般利用者2万4,500人を6,000人近く上回っているところでございます。

次に、今後の運行のあり方についてであります。本市におけるデマンド交通「乗合タクシー」は、路線バスとタクシーの中間的な位置づけの交通機関であり、集落や市街地の地理的条件のほか、鉄道やバスなどの他の公共交通機関と連携したネットワークとして機能することにより、その役割を果たしております。超高齢化社会におけるデマンド交通への期待度は高く、土曜日の運行のほか、停留所の増設にも柔軟に対応するなど、これまでも改善を加えてきたところでございます。引き続き、地域や利用者の実情に配慮しながら、満足度の高い運行の維持、改善に努めて参りたいと考えております。

なお、観光における二次交通整備の必要性に関するご質問につきましては、経済産業部長からお答えいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

○経済産業部長（川西範康君） お答えいたします。

観光における二次交通整備についてであります。北陸新幹線金沢開業以来、首

都圏や海外からの個人旅行者が増加傾向にあることから、二次交通の必要性が以前にも増して高まっている状況と考えております。

このような中、ぐるっとタクシーは周遊滞在観光を推進するため、市内の観光施設等13カ所を結ぶ交通手段として平成27年7月から土日祝日に運行しており、昨年4月より新たに立ち寄れる観光施設等を4カ所増やしています。

なお、本年度の利用者は380人、必要経費は25万円を見込んでおります。

更なる観光誘客のための交通の便の確保については、首都圏や海外からの個人旅行者が増加する中、これらの旅行者の周遊性を高めるため、広域的二次交通の整備及び目的地までの経路やその利用方法、利用料金などの情報を提供する仕組みの構築が必要と考えております。

昨年5月に設立した越前加賀インバウンド推進機構では、昨年11月に国の地方創生推進交付金の採択を受け、平成28年度から32年度までの5年間を事業期間として、構成市町と民間企業が連携し、インバウンドの受け入れ体制の整備と誘客戦略の策定を進めており、29年度においてはエリア内の二次交通整備の中期計画策定等にも取り組む予定です。この中で、現行の二次交通について精査し、観光客の行動を予測した乗り継ぎ情報の把握、より効率的なダイヤ設定、交通事業者など関係機関の調整等について進めたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) それでは、ちょっと中身の濃い質問をさせていただきますが、現在のデマンド交通におきましてはですね、5時までで終わっております。先ほどのお答えによりますと、他の交通とのネットワーク、そういったものが非常に大事だとおっしゃっておられました。5時に終わるということになりますと、例えば福井から帰ってきた電車で帰られる方、そういった方の利用というのは、全く使えないということになってしまいます。今大事なことは、村部とそれから中央中心部を結ぶ、このデマンド交通がこれからも大切になると、そういう質問をさせていただいております。ですから、先ほどですね、直すべき点、改良すべき点はないのかということに関しましては、あんまりお答えになっておられませんが、今問題なのは、5時以降も利用できるようにするということが、利用者にとっては大変大事なのではないかと思います。いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部理事、塚田倫一君。

○市民福祉部理事(塚田倫一君) このタクシーを利用したデマンド方式の乗合タクシーでございますけれども、平成24年にタクシー業界と市の方とでいろいろ意見を交換しながら定めたものでございます。

議員も覚えておいでではないかなと思いますけれども、最初の運行は月曜日から金曜日までと。それが土曜日にも要望があり、土曜日にもさらに拡充したという経緯がございます。さらに、時間につきましては、この24年に立ち上げたときには5時

までであろうということで、そのように運行して参りましたけれども、もうこれで結構年数もたつて参りましたし、業界の中でもまたいろんな「ここまでは余裕がある」というものがつかめてきているのじゃないかなというふうに感じておりますので、これにつきましては、また粘り強く交渉していきたいというふうに考えております。

ただ、業界の方も1社ではございません。5社と契約をしておりますので、みんなの業界の足並みがそろわないとなかなか実施するのは難しいと考えておりますけれども、粘り強く交渉していきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) 粘り強くということは、前向きにと捉えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

やはりですね、デマンド交通は、利用者の観点からいろいろなことを考えていかなければいけないと思ひます。以前からもですね、タクシーによってすごく親切な運転手さんもいれば、そうでない運転手さんもいると。そういう話も聞いております。特にですね、足の悪い方、そういった方に対してですね、それなりに配慮してくれるものと思ひておりますが、やはり運転手さんによっては全然配慮されていないという点もござひます。このような問題というものは、今まで聞いたことがないでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部理事、塚田倫一君。

○市民福祉部理事(塚田倫一君) 担当課の方にはそういった声も届いておりました。

おりましたという過去形でござひますけれども、最近も聞いておりませんが、私が来たときにはそのような対応がよくないという話も聞きました。業界の方にお願ひをいたしまして、今はかなり改善が進んでいるのではないかなというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) やはり福祉という観点でですね、このデマンド交通のあり方を検討しなきゃいけないところはあると思うんです。足の悪い方は本当に大変で、このデマンド交通のおかげで病院に行けるという、そういうことでありがたく思ひていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その辺を踏まえながらより温かく、そのところを運転手さんに対応していただくように交渉のほどをまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きましてですね、この二次交通で一番私は大事なことは、今後このインバウンド観光が進めば進むほど、いろんな観光地をどう結ぶかという点だと思ひます。先ほどのお答えでいきますと、これから中期計画としてインバウンド推進機構の中でもいろいろ考えていきたいというお話でござひました。

特にですね、あわら市におきまして、JR芦原温泉駅、先ほど山川知一郎議員は税金の無駄遣いと言っておりました、aキューブも含めて、芦湯にしろ、吉崎の県境の館にしろ、結局それをどう使っていただくかという点だと思うんですよ。そのためには使いやすくしてあげる、それによって税金の無駄遣いという考え方はなくなると思うんです。ですから、早目早目に、このデマンド交通をもし観光に使えないということになっているのであれば、そのほかの二次交通の策を早く示すべきだと思います。それによってインバウンド観光でほかの国の方、外国人の方々がですね、ホームページで調べてから日本にいらっしゃるわけですよ。それとどこどこを回りたいと、そういうのを早目に言ってやった方が、この地域間競争に勝てるのではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

○経済産業部長(川西範康君) 先ほど答弁いたしましたように、インバウンドにつきましては、平成28年に採択をいただいて、いよいよ受け入れ態勢の整備ということで29年度からいろいろな具体的な検討をさせていただく予定でございます。

インバウンドと二次交通というふうな、当然二次交通もインバウンドの対応の一つであるわけですが、その前に既存の各市町の二次交通の状況、特にあわら市は、ぐるっとタクシーによる二次交通というのを推し進めておるわけございまして、そういった各市町の違いというのは、やはり明らかにこれから調整の中でどうされていくのかなというのが今からの問題であると考えております。

まずは、各市町の主要な観光施設というのをいかに結ぶかというのが、まずは手取り早い話なのかなというふうに思いますが、そういった二次交通というのは、単に観光地だけではなくですね、地域の中でほかにもそういった施設はありますので、そういったものもできるだけ結びたいと。各市町の担当は、いろいろそう思うところもあると思いますので、そういったことを今から調整しながらするというふうな状況でございます。

非常になかなか難しいということございまして、今、デマンド交通エリアぐるっとタクシーにつきましても、平成28年にまだ始まったところございましてですね、いわゆる今は実証実験というふうなことで、いろいろ反省すべき点もいろいろ内部で検討しておりまして、時折それに改善を加えながら状況というのを、今推移を見ているというところございまして、ご理解賜りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) やはり他市とですね、足並みがそろわないというのはなかなかあると思います。であればですね、早目にあわら市内だけでも、このぐるっとタクシー以外の二次交通を考えるべきだと思うんですが、そういうことは考えることはしていないのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

○経済産業部長（川西範康君） 今の地域の足となっているデマンドタクシーは、もともとはコミュニティタクシーという、そういったものの失敗とは言いませんけど、いろいろな経験、そういったものも踏まえてデマンドタクシーというふうな経緯がされているわけございまして、いわゆるバスとかそういったもので、市内の観光地をいかに運ぶかという話もございしますが、それにかわるものとして、今ぐるっとタクシーというのを提案いたしまして、実証実験をされているという状況でございます。そういう意味で、今これにかわるものというお尋ねでございますけども、今の段階でそれを具体的な検討というのは、これからなのかなというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） 実証実験中のぐるっとタクシーということでございますが、ならばですね、土曜、日曜だけ観光バス、地域を回るようなね、観光コミュニティバスを走らせるというのもね、実験的にやってみればいいんですよ、これからね。ですから、利用者がどうのこうのの実態というのは、まだまだわからないと思いますんで、一遍走らせてみてやるというのが、この実証実験でぐるっとタクシーだと思いますので、それなら地域の足、各集落を結ぶような、そういったものを土曜、日曜だけやってみようかと、そういう取り組みも必要だと思います。これは所管課で話し合っていたかと思いますが、お答えはできないと思いますので、一応要望として一遍検討していただきたいということで、いずれまたこの質問はさせていただきますかと思っております。

それでは、続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

常日ごろより、自分は金津創作の森という施設のあり方について、いろいろな角度から支援させていただいている1人ではありますが、どうも最近うまく運営されていないのではないかと懸念を抱いております。

まず、建設当時のコンセプトというものが忘れられているのではないかと思っています。あわら市における文化啓発と文化水準の底上げという、あわら市の文化形成における役割、またあわら市のイメージアップと活性化など、本来の考え方抜きに、現在運営されているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。この「森」全域を使ったドキュメントの開催も、ここ数年、見劣りして今一つでございます。作家と地域住民の一体化という点で見劣りするようになってしまい、金津という自然環境を利用する「創作の森らしさ」のオリジナリティーがなく、ただほかから持ってきて展示するだけの企画展だけでは、全くこの森の特徴が活かされていないと感じるのですが、いかがでしょうか。

この施設の運営に際し、昨年度は一体幾らの歳費を投入しているのか。また、ここ3年間、入場者数の推移はどうなっているのか教えていただきたいと思っております。

また、この2、3年間で職員の退職が激しく、元来必要な専門的分野を重視した

運営ができず、労働面で負担を強いられている状況があるのではないかと市民からご意見をいただいておりますが、市当局としてどのように把握されているのか教えていただきたいと思っております。まして、専門性を重要視する施設だけに、職員の配置など、どのような考え方で運営を任せているのか。

そして、入居作家の高齢化に伴い、今後どのような観点でこの施設を運営していくつもりなのか。観光面とその連携はまだまだなされていないと感じるだけに、担当所管課のお考え方をお聞きしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 教育部長、久嶋一廣君。

○教育部長(久嶋一廣君) お答えをします。

まず、金津創作の森の運営方針については、建設当時からコンセプトである「創作活動の振興によるあわら市のイメージアップ」「創作活動を中心とした交流による地域住民の意識の活性化」「将来に誇れる文化遺産の形成」の3つの基本方針に基づき、毎年度、事業計画を立てています。

昨年度のアートドキュメントでは、光のアーティスト高橋匡太氏によるアートコアでの映像や写真展のほか、水辺の広場での光のインスタレーションや地域住民の参加型アートプロジェクト「ひかりの実」が森の木々を彩り、大変にぎわってまいりました。平成29年度は、開館から続く現代アート展が20回目の節目の年となり、その記念に著名な現代美術家「河口龍夫展」を森という特徴を活かして実施することになっており、コンセプトに沿った企画運営であると思っております。

次に、27年度の運営費は補助金として1,323万円で、管理費は委託料で8,559万円です。また、入場者数は、蜷川実花展があった25年度は22万9,000人と大変多くの入場者がありました。26年度、27年度については、ほぼ例年どおり12万人前後と推移をしています。

また、運営にかかわる職員の退職者は、ここ2、3年ではございません。確かに、労働面では企画展の開幕近くになると、担当職員の負担が大きくなると思っておりますが、職員間で協力し合い負担の軽減に心がけていると聞いております。

次に、職員の専門性を活かした運営についてですが、アートコアや創作工房にいる職員につきましては、専門分野での仕事をもう何年もやっております。プロ意識を持って業務に当たっていると思っておりますので、今後も自己研さんを積みながら、更なる高度な企画運営を行っていただきたいと思っております。

最後に、入居作家の高齢化は、市としても当面する重要な課題であると考えております。今後は、若い芸術家に創作の森に入居していただきたいと思っておりますが、現在のように家を新築して入居することは、若者にとっては大変負担が大きく難しいものと考えております。課題解決には、入居にリスクを伴わない新しい仕組みづくりが必要であり、住居等を市が整備し、貸し付けるようなことなど、今後検討していく必要があると考えております。若い芸術家が入居し、森が活気づくことによって、市全体の文化振興が図られ、観光面との連携も活発化するものと考えて

おりますので、ご理解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) 先ほどは、職員の退職はないというお答えでした。これは多分正職員、プロパーだと思います。たくさんの臨時職員がいらっしやると思います。その方についてはどうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 教育部長、久嶋一廣君。

○教育部長(久嶋一廣君) 先ほど申し上げた、確かにいわゆる正職員のことを申し上げさせていただきました。臨時職員につきましては、森の管理等をしておられる方が3名でしたかね、やめられているのは聞いております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) それからですね、約1億円の運営費がかかっているわけなんですけど、2010年ぐらいですね、結構前から調べるとですね、かなりこの運営管理費が倍ぐらいになっていると。その倍に近くなっている分というが、実は人件費とならない、臨時職員は人件費と呼ばないらしいので、いわゆる物件費と呼ぶらしいですけども。そこにかかなりかかっていると。そういうふう聞いていますけど、その点はいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 教育部長、久嶋一廣君。

○教育部長(久嶋一廣君) 今ほど申し上げました委託料の件ですね。委託料につきましては、先ほど8,500万余りと申し上げました。このうち人件費、職員にかかります分で11名分をこの中で見ておりますが、これで約5,200万余りと。あとについては、各施設の維持管理にかかる経費となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) 各施設の維持管理の中に臨時職員の経費が入っているんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 教育部長、久嶋一廣君。

○教育部長(久嶋一廣君) はい。今申し上げたとおり、中に臨時職員の経費も入っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) この創作の森ですけれども、20年たちましたか。私は最初のころから、実はちょっと携わっていたことがありまして、その当時から言っていたことなんですけども、幾らでも経費はかかる、人が増えれば。だから、専門職は専門職で、それ以外の方は臨時職員で対応すると言っていたんですけれども、その臨時

職員もですね、やはり枠組みというのをつくっておかないと、何かをするから臨時職員を増やしてくれ増やしてくれで今きていると思うんですよ。

実際、最初の当時はボランティアをどれだけ募れるか、ここがポイントだったんです。やはり監視人1人雇うと4、5千円かかる作業員費が、ボランティアで来ていただければ弁当代だけで済むと、そういうような考え方で進めていたわけですよ。今そのボランティアをですね、募集しても来ないんだ来ないんだと言ってますけど、本当にボランティアを募るような努力はなさっているんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 教育部長、久嶋一廣君。

○教育部長(久嶋一廣君) 今のご質問は大変申し訳ありませんが、中身については、あくまでも財団法人の仕事でございます。おおむね職員等、臨時職員についての人数は、仕様書の中である程度、予算の問題がありますので定めております。

ただ、ボランティア、その他については、あくまでもその辺の考え方は財団法人の考え方かと思っておりますので、そういうご理解をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) 詳しくいえば、財団に指定管理してもらっているんで、市当局ではわからないということよろしいですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 教育部長、久嶋一廣君。

○教育部長(久嶋一廣君) わからないと言いますと、ちょっと語弊がありますので、それはちょっとあれなんです、実質その辺の予算等についても合わせて見ているので、こちらがわからないという回答はおかしいかと私も思っておりますが、一応あくまでも、運用そのものは財団法人だということをご理解をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) 私が言いたいのは、経費削減のためにボランティアを使っていた時代から、今ボランティアがすごく少なくなっていると、こういう実態がありますよと。そのためにその臨時職員の仕事も増え、また人数も増えているんじゃないかという点なんです。ここは把握されてないんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 教育部長、久嶋一廣君。

○教育部長(久嶋一廣君) ある程度、管理その他については、もう決まった業務だと思っておりますので、それをボランティアというわけにはいかないと思っております。今ボランティアでやるとすれば、展示品の監視業務とかそういう形になってこようかと思っておりますが、それもなかなかやはり人が集まらないというのが現実の問題だろうと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） 現実の問題としてそう捉えてらっしゃるということが教育委員会サイドの話だと思います。これは財団の方で聞かないと難しいと思いますけれども、やはりボランティアが増えて、一番最初のコンセプトに戻りますが、地元と一緒に何かやるという考え方が、今はないのではないかと思うんですよ。

ここにはね、当時の出向でね、創作の森に行かれた方が2人もいらっしゃるんで、大変言いづらいんですけども、あの当時、とにかく地元の人に来てもらって一緒に仕事をしましょうと。仕事をすることによって人件費を浮かせましょうという考え方だったですよ、お願いしますと。知り合いでも何でもちょっと来たら、行ってちょっと草刈り手伝ってくれよって、そういう感覚が今はない。だから、どんどん人件費が膨らんでいくんじゃないですかということを指摘させていただいているんです。この点については。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 教育長、大代紀夫君。

○教育長（大代紀夫君） お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に申し上げておきますが、私も理事長という立場と教育長という立場を兼務いたしますが、あくまでも、この公益財団法人金津創作の森は、これは別個の法人でございますので、今、議員がおっしゃっているような運営管理の話について、ここで議論されるということはどうなのかなということを感じます。というのは、あくまでも教育委員会文化学習課が所管をしておりますから、全く知らぬ存ぜぬというわけにはいかないわけでございますけれども、本来、労務管理や人事管理云々については、財団に委ねていることでございますから、ボランティアの件についても財団において、いろいろとまた検討していかなければならないことかもわかりませんが、そういう意味で、細かい運営管理については、答弁はそういう形でお断りをさせていただきたいです。そういう意味で、財団に委ねられているということでのご理解を賜りたいと思います。よろしく願いをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） 当然知り得て質問をしています。先ほど言いましたように、指定管理団体である公益財団法人創作の森、そこに対しての質問というのはこの場ではできませんので、先ほどから教育長を名指しでは絶対しません。教育長は教育長であって、指定管理団体の長ではあってもね、ここでは答弁できないとわかっています。

ただ、予算の計上をされるに当たり、そこの運営をしている管理団体から上がってきたことを鵜呑みにして予算をつけていたんですかということ言ってるんですよ。そこを経費削減するような努力はしなかったんですかということ聞いています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 教育長、大代紀夫君。

○教育長（大代紀夫君） それも含めまして、公益財団法人金津創作の森財団が運営管理全てをやっているわけでございますね。ですので、そこに任せているわけでございます。一つの会社と同じでございますので。

議員ご指摘の点は、私は理事長と教育長を兼ねてますから、お聞きしています。普通の会社の者がここへ来て答弁することはないと思うんですけども、議員は以前からボランティアとして創作の森にご協力いただいているということは、私もよく存じ上げておりますので、そういうご意見があるということは承っておきたいというふうには考えております。

ただ、運営管理については、これは創作の森財団に任せておるということはご理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） 次の質問にも関連するんですが、次の質問はセントピアあわらについてなんですけども、これは最初からですね、指定管理料を払ってやっているセントピアあわらなんですけども、個々の財団に関してはですね、予算というのは自分らでつくれるわけですか。今の言い方をいいますと、指定管理団体の方からこんだけかかりますからお願いしますと、それで通るわけですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 教育部長、久嶋一廣君。

○教育部長（久嶋一廣君） 確かに、予算は財団法人から出てきます。ただ、それは市の予算と同じであって、あくまでそれは全額認めるわけには当然いく話でもありませんし、その中身を精査しながらやっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） 施設は市のものがございます、創作の森は。創作の森を借りますと、使用料というのがかかって参ります。その使用料は市に入ってくるんですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 教育部長、久嶋一廣君。

○教育部長（久嶋一廣君） それの使用料は創作の森の方に入っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） 企画展等を開いた場合、先ほど蜷川実花展の話が出ましたが、ああいったときの収入というのも財団の方に入ります、お金は。そこで自由に使えるわけえすよ、実は。じゃ、財団でプールされたお金もあるということはお存じですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 教育部長、久嶋一廣君。

○教育部長（久嶋一廣君） 自由に使えるお金というわけでは決してありませんので、あくまでもその企画展の中で使用する、決算上もそれであらわれておりますし、余剰金はしっかりあるということでございますが、実際の運営はなかなか厳しい状況で、かつてあった分についても、今はどんどん少なくなっているのが現状です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） そういった会計的な問題もですね、きちっと把握して運営というものも任せていかないと、これは僕はだめだと思ふんですよ。一番最初の答弁で、それは財団に任せているんでという、その発言自体が僕からしたらかちんとくるんですけども、やはり公の施設というものの指導、これからどうやってやるんだと。そういったものに対しては、教育委員会がしっかりと責任を持つべきです。それについてはどう思いますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 教育部長、久嶋一廣君。

○教育部長（久嶋一廣君） その点についてはおっしゃるとおりだろうと思います。ただし、あくまでも財団は財団ですので、その組織の中身としては別になると思います。

今もおっしゃるとおり、あくまでも決算にしろ、予算にしろ、その点については担当課の方で十分精査していることでございますので、その辺はご理解をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） 私が言いたいのは、こんだけかかるからいいよいいよなんて言っているようなところではないと。やはり1億円もの歳費を使っている施設だということをよくわかっていただきたい。そして、これを運営するには職員だけでは絶対できない。いろんな方の協力がなければできないんですよ。それを把握してくださいと。もうちょっとそれをきちっと把握しながら管理指導に当たっていただかないと、教育委員会が所管だからそれはあっちに任せているからというような、私からいいますと無責任な発言は慎んでいただきたいと思ひます。

これは一応、要望として出させていただきますが、この問題はあくまで深いと思ひます。ちょっとしたイメージがダウンされることは職員なり、その施設の対応で変わってしまう場合があります。先ほど私、二次交通でもね、創作の森の名前を出しました。創作の森という施設があわら市には本当に貴重な施設であって、オリジナリティーのある施設であるからこそ、インバウンドのところでも全てこれをPRして前面に出すべきだと。だから、二次交通の中にもこれを含んだことを考えてくださいと、それを言いたいわけです。

この施設に関しましてはね、今後とも委員会等でもまた話はさせていただきますが、大事なことは最高責任を持つてるのは所管課で教育委員会であるという、その自覚

は持っていただきたい。そして、臨時職員であろうが、一般職員であろうが、そういった職員のこととも全て教育委員会が責任を持たなければいけませんよということをつけ加えたいと思います。

この問題はこれで終わらせていただきまして、3つ目の問題に行きたいと思いません。

3つ目の問題に行きます。

あわら市、またあわら市のシンボルとも言えます施設、セントピアあわらについてですが、旧セントピア財団の解散に伴い、指定管理制度を取り入れて現在運営されております。

2年間のあわら市観光協会の指定管理の後、あわら市としては初めて公募を行い、現在5年間の指定管理として運営を任せているわけですが、来年度で4年目となり、そろそろ次の指定管理についての考え方を詰めていく必要があると思われまます。まず、この施設の基本的なコンセプトは何でしょうか。この施設の必要性を含め、ご説明いただきたいと思ひます。

また、指定管理決定に当たり、現指定管理企業は、ほかの市民団体との協力体制を確立して、温泉地区の活性化と観光事業への連携、そして純利益の50%を市へ還元するというものが目玉であったと思ひます。企業独自の社内規定により、経費総額の20%を事業管理費として上乗せして差し引かれるという企業主導型で経費算入が行われており、これは指定管理者決定時には、市当局も把握されていなかったという行政のミスだと私は思っております。

つまり、この点で指摘させていただきたいのは、市の施設であるセントピアあわらが、その企業のものという私物化された扱われ方をしているのではないかとこの点でございます。このような経理条件につきましては、毎年の決算審査委員会などで指摘させていただいておりますが、契約してしまった以上、もう仕方がないこととして処理されてしまっていて、大変遺憾の意をあらわすものであります。

また、所管課において収支計算の監査徹底を要望しておりましたが、現在のところ、不具合はないという回答でした。しかし、平成26年におきまして、セントピア利用券の不正使用があるのではないかとこのことをお聞きしております。自分のところに情報が入りまして、独自に調査いたしましたところ、利用券を着服した職員がいて、外部に漏えいする前に企業側がその職員を異動させてしまったということなのですが、この点について、市当局は把握されているのでしょうか。

指定管理者を公募してプロポーザルにより決定された段階から、この企業の書類作成に対しましては、不正作成もあり得るのではという疑問を抱いております。また、最初の公募条件であります旧セントピア財団から引き継いだ職員の待遇についても、5人全てが辞職してしまっております。この件に関してどう思われるのでしょうか。業務委託当初から5人の職員のうち4人がそろって退職するという異常な事態について、以前指摘させていただきましたが、その原因究明をするために旧セントピア財団から一生懸命業務に携わってきたその職員たちに対し、聞き取り調

査を行うなり、その後の仕事をあっせんするなり、何か行動することを考えなかったのはなぜでしょうか。

そして、決算審査委員会で指摘しましたが、当初からの案件である各種団体と協力して観光事業を行うという点では全く行っていないのが事実であり、これは指定管理者を決定した行政側の失政だと感じております。この点についてどうお考えか、お聞きしたいと思います。

最後に、現在幾つかの指定管理制度を利用した施設があります。歳費削減という立場を含め、この指定管理制度を利用していることについてどうお考えなのか。また、これから作成していく公共施設等総合管理計画の中で、これらの公共施設に対する考え方をお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

○経済産業部長（川西範康君） お答えいたします。

セントピアあわらについてですが、この施設は、温泉街の観光シンボルとして建設されたもので、市民福祉の増進と観光振興を図ることを目指して、平成6年度にオープンいたしました。以来、大変多くの市民及び観光客に利用いただき、去年は県内4万3,600人、県外5万6,800人、合わせて10万400人と、北陸新幹線金沢開業直後の一昨年と比較しましても増加している状況です。このことから、セントピアあわらは、温泉街のにぎわい創出に必要な観光資源の一つであり、また市民の憩いの場としても定着している重要な温泉文化施設であると認識しております。

指定管理者制度導入に当たっては、あわら市観光協会を指定管理者に指定することとしておりましたが、議会の強いご指摘により、24年から2年間の指定にとどめ、公募により事業者を募集いたしました。この応募事業者の中から、学識経験者2人を含む7人で構成する指定管理者選定委員会において選定基準に基づいて選定を行い、現在の指定管理者を決定しています。

指定管理者選定後は、基本協定書及び年度協定書等により施設の維持管理やリスク分担などについて詳細に明記し、施設運営を行って参りましたが、記載のない事項等については指定管理者と市の間で協議の上、決定することとしています。

ご指摘の事業管理費については、社会通念上必要であると考えておりますので、妥当な経費であると判断しており、26年のセントピアあわら利用券の不正使用というご指摘につきましても、これに関する報告はなく、そのような事案も確認されておられません。

なお、従前のセントピアあわらに勤務していた職員5人については、指定管理者の公募の際に、継続雇用することとして管理業務仕様書に明記しておりましたが、4人については本人が希望しなかったため、採用に至らなかったと聞いております。

また、各種団体と連携した観光事業では、花菖蒲まつり実行委員会やあわら湯かけまつり実行委員会、芦原芸妓協同組合等々と連携し、年間を通してさまざまなイ

ベントを実施しており、「全く行っていない」というご指摘には当たらないと考えております。

なお、指定管理者制度に関するご質問については、総務部長よりお答えいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 総務部長、佐藤雅美君。

○総務部長（佐藤雅美君） お答えいたします。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正に伴い創設された制度で、それまでは、地方公共団体が2分の1以上出資する法人や公共団体、公共的団体に限られていた公の施設の管理を、株式会社や法人格を持たない任意団体まで含めた第三者に行わせることができるようにしたものです。

また、管理に至る手続きも、委託という公法上の契約から、指定という行政処分に変更されました。改正の趣旨としては、行政が主体となって実施してきた公の施設の管理を、一定のルールのもとに民間団体等に開放することで、サービスの向上と経費の節減を図ることが挙げられると思います。

本市では、平成16年の合併と同時にこの制度を採用しておりますが、指定する施設数に増減はあったものの、各施設はおおむね法の趣旨どおりに運営されているものと認識しております。

なお、公共施設等総合管理計画は、将来の人口減少を見込みながら財政シミュレーションを行い、本市が所有する全ての公共施設等を対象として、総合的かつ計画的に管理する計画であり、指定管理者制度の運用について具体的に定めるものではありませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） 最初の利用者の件ですけれども、10万400人というのは、これは間違いじゃないですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

○経済産業部長（川西範康君） いや、当方の調査した数字でございますので、間違えていないと確認しておりますけれども。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） 観光協会が指定管理のときにですね、20万人を超しているはずなんですよ。それを今10万人ということは、半分に落ちたということになりますよ。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

○経済産業部長（川西範康君） その20万人という数字につきましても、ちょっと今

は確認できないわけですが、比較している数字としまして、一昨年1カ月ほど休館させていただいたところで収益が落ちておりましてですね、利用者の数もそれによって減っているというのは確認しております。

ただ、今20万人という差というのは大きな開きでございまして、ご指摘のところについてはまだ確認できておりませんので、お答えとしてはできないということであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) まあいいです。数字の問題は一遍調べ直してみてください。

それからですね、もう時間もないので、ほどほどにしたいと思いますが、利用券の問題、利用券の不正、この利用券というのは、非常に収入して上げるのが大変難しいところなんです、実際、観光協会が指定管理のときに、この利用券で1,000万ぐらいの利益を得ているんですよ。ですから、その利益を上げているところに対して、きちっと監査が入っているかどうか、それだけお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

○経済産業部長(川西範康君) 監査委員と一緒に立ち会った職員に対しましては、適正に処理されていたというふうに聞いておりまして、具体的なそういったところまでの数字的な確認はしておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

○2番(山本 篤君) 毎回毎回、この経理についていろんなことを言わせていただきましたが、セントピアあわらに最後まで残っていた職員がやめられまして、大変残念に思います。

やはりそのときにですね、最初の4人がいきなりやめたときにですね、もうちょっときちんとお話をすればよかったですけども、やはり給与の保障、所得保障というものがね、その契約、仕様書の中に入ってなかった。ここが問題だと思うんです。これに対しても、これは市の落ち度だと思います。本当に一生懸命セントピア財団のために働いてくれていた5人の職員に対して、申し訳ないという気持ちで私はいっぱいでございます。

同じように、嘱託職員であれ、臨時職員であれ、正職員であれ、一生懸命やってくださる方に対して、その貢献をきちっと把握して、それに対応していくのがですね、この指定管理にした施設に対しても一緒だと思います。指定管理にしたから、市当局は何の関係もないみたいな言い方は慎むべきです。全ての責任は、市の施設に関しては市があるという、そこだけを言わせていただきまして、本日の一般質問を終わります。

なお、今回退職される職員の皆さん、長い間本当にご苦労さまでございました。皆さんの経験を活かして、いろんなところでまた市に対して協力していただきたい

と思っておりますので、よろしくお願ひします。

これで終わらせていただきます。

- 議長（坪田正武君） 暫時休憩といたします。再開は16時30分といたします。
(午後4時13分)
-

- 議長（坪田正武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後4時28分)

- 議長（坪田正武君） お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◇卯目ひろみ君

- 議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、16番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長（坪田正武君） 16番、卯目ひろみ君。

- 16番（卯目ひろみ君） 16番、卯目でございます。一般質問させていただきます。

これまで介護サービス事業の中で行われていました要支援1から2の方々に対する事業が、新しい地域支援事業として平成29年4月からは各市町村が行うことになると聞いています。坂井地区での要支援の認定者数は、平成28年で1,200人となっています。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援1・2、またそれ以外の方に対するサービスだとは思いますが、これまでとはどこがどう変わるのか。なぜそうしなければならないのかをお聞きいたします。

また、要支援1・2の方への自立に向けた取り組みとしまして、その構成の中に既存の訪問介護事業のほかに「NPO」「民間事業者」「住民ボランティア」「住民主体」といった言葉が書かれてあります。地域全体で高齢者の自立した生活を支援するための取り組みであることはよくわかるのですが、実際には、少なくとも私の周りでは、それ相応ものを目にすることは余りないように思います。今現在そのような住民主体の体制というのは、どこまで整っているのでしょうか。

ここからは予防事業に入るかと思いますが、過去にこんな話が出たことがあります。数年前のことですが、町中で空き家を使い、比較的元気な高齢者の集まる場所をつくれないかと話題になったことがありました。しかし、維持管理費、消防施設、防災施設、安全面など現状のままお金をかけずにちょっとした場所をいざつくりとすると、ボランティアといってもなかなか難しいとなり、そこで話は終わってしまいました。いわゆる健康寿命を少しでも長くするために、高齢者が気楽に気軽に

ちょっと集まれる場所が近所であれば、何かと心強いのですが、理想と現実のギャップに悩みます。介護事業者とボランティアとの違いなど、いろいろな方面から住みなれた地域で自分らしく暮らせる、みんなで支え合うまちづくり、そういった実現を早急に目指すべきだと思いますが、市の所見をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) 卯目議員のご質問にお答えいたします。

今回の介護保険制度の改正につきましては、団塊の世代と言われる皆さん全てが75歳を迎える2025年(平成37年)に向け、我が国の高齢化が急速に進展することを見据えて、高齢者を地域全体で支えていくことを大きな柱といたしております。

この改正により最も大きく変更される点は、要支援1・2の皆さんが利用するホームヘルプサービスとデイサービスであります。従来は、全国一律の基準に基づく保険給付サービスであったものが、地域支援事業の中の介護予防と日常生活支援総合事業、いわゆる「新しい総合事業」として、地域の実情に応じて、効果的かつ効率的に細分化された「市町村独自のサービス」として実施できるとされたところであります。

本市において、要支援1・2と認定された人は、1月末現在303人となっております。このうち新しい総合事業の対象となるホームヘルプサービス、またはデイサービスのみの利用者につきましては100人前後と見込んでいます。

一方、この新しい総合事業の担い手のうち、身体介助等の専門的なサービスにつきましては、既存の介護事業者を活用したサービスを提供することとしています。また、より介護予防に重点を置いた簡易型のサービスにつきましては、行政区や老人会、生活介護支援サポーター、シルバー人材センター、NPOといった住民が主体となった組織が受け皿となり、地域全体で高齢者を支え合うことが期待されています。しかしながら、これら受け皿の構築につきましては未だ十分とはいえず、早期に体制を整えていかなければならない分野となっております。

なお、現状の地域における介護予防事業への取り組みにつきましては、各地区の区民館や公民館のほか、老人福祉センターや保健センター等を活用した健康体操や認知症予防教室、地域の高齢者が集えるサロン事業などを実施しているところです。

市といたしましては、次年度以降における地域包括支援センターの機能強化や生活支援コーディネーターの配置、また地域全体の介護サービスを考える協議体の設置など、これらサービスの支援体制づくりを推進することとしています。また、元気な高齢者には、これまでの豊かな経験や知識、技能を活かし、多様なサービスの担い手となっていただくことにより、生き生きと地域で活動し、元気な生活を送っていただけるものと考えております。

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がますます増えていく中、外出をせずに引きこもりがちになるケースも増えてくるものと予想しています。高齢者の

外出を積極的に促し、交流が活発化することにより、健康維持や介護予防にもつながるものと考えておりますので、公民館などを拠点に地域における通いの場、集いの場が一つでも多くつくられるよう努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 16番、卯目ひろみ君。

○16番(卯目ひろみ君) 内容としましては大体わかります。今求められているものというのは、介護事業の施設とかそういうものではなくて、公民館、区民館など、そういったところでの地域の助け合いといいますか、そういうものに重きが置かれていくようになるのかなとは思っていますが、実際にですね、その地域の中の足元の人といいますか、一番近い人たち、そういう人たちとの連携はとれていますか。例えば、区長さん方、そういった方たちと何か話し合いがあるような、そういったことはあるのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) これからの生活支援の中心となるのは、地域であり各区の区長さんをはじめとした区の役員さん方、あるいは民生委員さんといった方々をお願いするということが多くなって参ります。

そこで、どのようなこれまでのアプローチがあったかということでございますけれども、幾つかの手法を取り入れておりますが、例えば健康寿命を延ばすという観点で申し上げますと、健康づくり推進区というのを毎年5地区程度、モデルとしてお願いし、引き続き継続してお願いをしていると。これが今現在39地区となっております。

また、社会福祉協議会の方で行っている事業といたしましては、小地域福祉ネットワーク、これは各行政区等に福祉委員会を設置し、区長さん、民生委員さん、区の役員さん方でその区における今後の福祉のあり方、老人福祉のあり方等をご検討いただくものでございますが、これが今現在15地区ございます。また、そのほか地区懇談会を毎年各地区に赴き開催をしております、そこでその地域の実情に応じた今後のあり方等についても、共通テーマとして認識をいただくというような機会を設けて、区長さん方にお集まりをいただいているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 16番、卯目ひろみ君。

○16番(卯目ひろみ君) 今お聞きしましたお話なんですが、それは地域の中でピラミッド型といいますか、区長を中心にして、そしてその組織の中でお年寄りたち、高齢者たちがそこに通って、いわゆるデイサービスとかそういうところ、施設に行ったような、もっと小さい小規模なものをそこでやるということだと思っております。それはそれでいいんですが、私が思いますのは、これからはそれも確かに大事です。それもあります、もっと小さい単位で、例えば5人、10人、その地域の人が歩

いて出かけてこれて、そしてそこで好きなことをするといいますか、その人たちに合わせた、そういった集まる場所といいますかね、今ちょうど細呂木地区でカフェというのが始まっていて、そういうところに当たるかなと思うんですが、そういうものがもっとたくさんできてくるというのが、これからいく上での理想といいますか、そういうものかなと思います。

ただ、とってもそれは難しいことだと思います。まず誰がするのか、どこでするのか。さっき言いましたように、空き家を借りようと思ってもいろんな問題もありますね。私は思うんですが、やっぱりこういうことにはもちろん自助、公助、共助ということが必要だと思います。そして、健康寿命を延ばすということがまず大事なことであって、要支援1とか2に特定されてしまいますと、そこから介護の方に入っていくわけですし、そうならないための予防というのがやはり大事になってくると思います。それはやってもらわなければならない、自分自身がそういうことに気をつけながら毎日を暮らすという、そのことに尽きるかと思うんですが、地域の人たちが本当の意味で予防のための集まれる場所づくり、そういうものが本当に必要であるというのならですね、思った人、またそういう人たちが自分でもやってみたいという、そういう小さな望みといいますか、それは男性、若い人もあるかもしれない。いろんな人がいると思いますが、そういうふうには思った人、自分でもやってみたい、もしかしたらやれるかもしれない、そういうふうには考えられるような、例えばノウハウですとか、それから準備ですね、順序などいろんな形のTPOに合わせた手ほどきといいますか、何から取り組んでいっていいのかわからないというのもあると思いますので、そういう手ほどきの例をこれから幾つか示していただければというのも、また少しでも進む、本当に親切な方法かなって思うんですが、そういうことに関しましてはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長(城戸橋政雄君) 今ご指摘いただいたことはごもっともでございます。

先ほど私、小地域福祉ネットワークとか健康づくり推進区の区の数、15区とか39区とか申しましたが、市内には130の行政区がありますので、このペースではとてもとても追いつかないということになって参ります。

一方で、地域包括ケアの構築ということは急務でありますし、また今回、新しい総合事業で行う、いわゆるインフォーマルな部分、法令等の制度に基づかないサービス、ここの構築が急がれているということの状況にあります。

そこで、自助、公助、共助というお話がございましたが、自助、もともと介護保険制度が導入された際には、極力自立した生活を自宅で送っていただくことが目的であり、そうでない方にはさまざまなサービスを用意するということが趣旨でございました。そのときに自助、みずからの生活が維持できない方のための制度として介護保険制度ができました。これが保険制度と同じでございますが、共助というものでございます。また、公助につきましては、生活保護等がございますが、これか

ら求められる地域における福祉力でございますが、ここは今や余り聞かなくなりましたが、互助というところが非常に重要になって参ります。お互いに助け合って生きてきた日本のかつての社会を今一度再構築する、地域力を今一度呼び戻すということが非常に重要になって参ります。

そこで、議員ご指摘の今後順序立てて、例えばどのような方向があるかということを示すべきということでございますが、お話の中にありましたように、健康寿命を延ばすことが一つの介護予防につながります。ただし、残念ながら日本における健康寿命でございますが、男性の平均寿命がおおむね80歳に対して、健康寿命は約72歳ということで、8年ないし9年の間、自立した生活を送ることができない。また、女性にあっては約87歳で75歳ということでございますので、12年間、自立した生活がなかなか厳しい状況になっているというのが現状でございます。

この健康寿命を少しでも延ばそうということに取り組んでいこうという具合に考えておりました、後ほどの毛利議員の中でも紹介させていただくことにしておりますが、新年度から坂井地区広域連合とともにですね、坂井市とも歩調を合わせながら、フレイルチェックというものを導入していこうと考えているところでございます。

「フレイル」というのは聞きなれない言葉でございますが、日本語に訳しますと「虚弱」ということでございます。要支援1・2、要介護となっていくにつれてですね、体のどこかが悪くなる。例えば歩行が困難になるとかですね、そういったことと健常の間をフレイルという具合に位置づけています。このフレイルの状態、筋力が落ちるとかですね、あるいは食事の改善、そういったことが必要になりますが、そこを早目早目に手当てすることによって、要支援1にいくことなく、健康に過ごしていただくという取り組みでございます。そのためには幾つかの手法があります。

ただ、このフレイルチェックを入れる最大の目的は、その結果がご本人にも周りにも見えると。単純に言えば、オーケーの項目には青シールが張られ、だめな項目には赤いシールが張られるということが、定期的にチェックするということでございますが、そういう効果を見える化するということが一つのご本人の励みにもなりますし、そういうツールを入れることで、地域においても取り組みやすくなると思います。これは先ほどご指摘があったように、5人、10人の小さいところから始めても、あるいは公民館、小学校区というような大きなスパンで始めても、いずれにしても効果は上げられると思います。

しかしながら、そのフレイルを理解していただいて、それを地域に広げていただくフレイルサポーターと申し上げておりますが、こういう方々の要請が極めて重要かと思っております。29年度において必要な講習会等を開きながら、なるべく早期にフレイルサポーターを増やし、地区における健康寿命を延ばす対策に取り組んでいきたいという具合に考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 16番、卯目ひろみ君。

○16番（卯目ひろみ君） 全くそのとおりだと思います。私も同感です。要は、今、私たちが年がいつていますが、それを自分が自覚をする。まず自覚をするということが第一歩かなと思うんですね。

このフレイルチェックって、この間、私もわからなくてちょっと聞いたんですが、こういうことを誰がするのかというのが、今フレイルサポーターを要請するのが大変だということなんです、誰がするのかということが、やはりそれを見つける手だてといえますか、それをやっぱり地味かもしれないですけども、まめに地域の中へ入って行って、そういう方に育っていただく。または、少しでもそういうことをやっていただけの方がいたら、嫌にならずにずっと続けていっていただけるような、そういう方をどのようにして探していくかということが、これからの一番の大きな問題ではないかなと思います。

それから、まず自分が自覚をするということ、人ごとにはしないということ。それもやっぱり地味にそういうのをずっと言っていっていただきたい。発信していただきたいと思います。自分がいつも健康でいられるというのは、何より自分が一番うれしいことですよ。あそこが痛くなった、ここが痛くなったということではなくて。それを是非進めていっていただきたいと思います。

それから、最後になりますが、行政の方々、今それに携わっている方々はわかっていてお話をしてるんですね。全部自分たちがわかっていて、話しをするんですが、受ける側、私たちはよくわからないまんま、あやふやなまんま来てしまっているということもあると思います。だから、いろんな意味でやはり詳しく、わかりやすく、親切に皆さんの中へ溶け込んで行って、そして地域全体で助け合っていないといけない。そこのところを私たちも考えないといけないし、みんなで考えながら、本当に一歩でも二歩でも長く、元気に明るくいられるように努力していきたいと思えます。

ありがとうございました。一般質問を終わります。

◇毛利純雄君

○議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、4番、毛利純雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 4番、毛利純雄君。

○4番（毛利純雄君） 大変長い時間で、議員の方にはもうしばらくおつき合いをいただきたいと思えます。議員の方々、私を含めてですね、65歳以上の高齢者が大半かと思えますので、それらの対策について一般質問をさせていただきます。先ほど卯目議員の質問と重なる部分がございますが、よろしく願いをいたしたいと思えます。簡潔に質問しますんで、明快なる答弁をお願いしたいと思えます。

少子高齢化が進んでおり2025年（平成37年）ごろには、団塊の世代、昭和

22年から24年生まれと、私もその中の1人ですが、75歳以上になり全国的に見ますと約800万人いると言われます。また、15歳から64歳の現役人口も減少するため、5人に1人が75歳以上になり超高齢化社会が到来すると言われています。2013年（平成25年）現在、生涯医療費は75歳から79歳にピークを迎え、要介護になる可能性は75歳から上昇していることから、2025年ごろには医療、介護、福祉サービスの需要が高まり、医療、介護などの負担と給付が大きく変わり、健全な社会保障財政の運営に影響が出ると言われています。

そのような状況の中で、厚労省では2025年をめどに高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築を推進しています。

あわら市の各集落を見ると年々空き家が増えており、人口減少、また核家族化等により高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの高齢者世帯が多く、自助努力だけでは到底生活は厳しいものと思われ、地域ぐるみでの互助、共助が大変重要なことと思えますし、また公助も今まで以上に必要かと思えます。

そこで3点について質問をいたします。

1点目、地域包括ケアシステムの構築については、以前より坂井地区広域連合とともに取り組んできていることであり、さきの広域連合議会において来年よりの第7期計画の中でも構築に向け考えておられると思います。そこで、あわら市地域包括支援センターとして、今日までケアシステムの構築に向け、いろいろな事業を進めてきたことと思いますが、それらが市民にどれだけ理解されているか、それにより地域あるいは個別的にでも、何らかの形ができていくのか。今後またどのように進めていくのかをお伺いいたします。

2点目は乗合タクシー（デマンド交通）の発着地は、現在はバス停からバス停となっており、しかし高齢者の中には大変足の不自由な方、病気、例えば透析を受けられる方等は、バス停までもが大変な方が多くおられます。そういう方たちだけでも発着地をDD、つまり自宅から施設あるいは病院等に変更できないか。

3点目につきましては、最近認知症と思われる方の逆走による事故が新聞あるいはニュース等でよく出ております。そこで、高齢者の運転免許証返納に対する助成制度はどのようになっているのか、以上3点について質問させていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長（城戸橋政雄君） 毛利議員のご質問にお答えいたします。

まず、「地域包括ケアシステムに対する市民の理解」についてであります。「地域包括ケアシステム」の概念といたしましては「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」などのサービスについて、自分の住まいを中心におおむね30分以内の範囲で包括的に受けられる仕組みのこととされています。これを実現するためには、地域医療を担うかかりつけ医や病院、介護事業者、協同組合、NPO、ボランティ

アなどによる一体的かつ継続的な支援が求められているところです。

地域包括ケアシステムでは、介護保険制度に基づく介護サービスを必要とする高齢者あるいは家族に直接対応するなど、市または社会福祉協議会に委託して行う公的な事業、すなわちフォーマルな部分と、地区単位や集落単位など、地域における自主的な組織づくりや取り組みをサポートするといった一律の制度によらないインフォーマルな部分、大きく分けますとこの2つに分かれて参ります。

このうち、公的な部分につきましては、広報紙やパンフレット等でも広く周知しており、市の窓口となる地域包括支援センターの役割につきましても、市民の皆様には浸透しているものと考えています。

一方で、地域における高齢者のサポート体制づくりといったインフォーマルな部分に対しましては、「その担い手に誰になるのか」といった面を含め、それぞれの地区の地域性を活かす必要もあることから、一律に「こういったものです」と定義するには難しい面もございます。例えば、先ほど卯目議員の答弁でも触れましたように、地域が主体となってサロンを開催しているのは、準備段階を含め8地区があります。市として現在助成を行っているところであります。このように、徐々にではありますが、市民の皆さんにも「地域包括ケア」の考え方が浸透しているものと考えております。

次に、「今後どのように進めていくか」についてであります。本年4月から始まる介護予防・日常生活支援総合事業におきましては、従来よりも、より介護予防に力点を置いた事業を行っていくこととなります。このため、平成29年度から、県及び坂井地区広域連合とともに、「フレイル予防事業」といわれる新たな介護予防事業に取り組むほか、「活動量計」を活用した健康づくり事業の導入、「健康体操機能付音響セット」の全公民館への配置など、「健康寿命」を延ばすことを主眼に、高齢者の外出を促しながら、介護予防の「見える化」を図って参りたいと考えております。

さらに、ボランティア等の生活支援の担い手の発掘と養成、地域資源の開発やそのネットワークづくりなどを担う「生活支援コーディネーター」を市社会福祉協議会に配置することといたしております。また、生活支援コーディネーターと、多様な提供主体が参画する定期的な情報の共有・連携の強化の場として「協議体」の設置を行うことにより、地域ごとの社会資源を把握するとともに、高齢者を含めた地域住民の参加を積極的に促して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、乗合タクシー等につきましては、市民福祉部理事からお答えいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市民福祉部理事、塚田倫一君。

○市民福祉部理事（塚田倫一君） お応えいたします。

先ほどの山本議員への答弁と重複しますが、乗合タクシーは路線バスとタクシーの中間的な位置づけにある交通機関であり、他の公共交通機関と連携したネットワ

ークの構築が重要となります。

地域における移動需要に応じた発着地の設定につきましては、本市が導入している停留所から停留所までのほか、停留所や自宅から他の公共交通機関への乗り継ぎ施設まで、さらに自宅から目的施設までと多種多様なパターンが考えられます。しかしながら、道路運送法の規定により、乗合タクシーなどの一般旅客自動車運送事業を行う場合は、公共交通機関の役割を担う鉄道やバス、タクシーとの競合を回避することが求められております。したがって、運行形態をドア・ツー・ドアへと変更することは、タクシー事業者との競合を招くこととなりますので、本市においては困難であると考えております。

次に、高齢者の運転免許証返納に対する助成制度についてであります。議員ご指摘のとおり、高齢運転者が関連する交通事故は、大きな社会問題となっております。今後とも、高齢の免許保有者が増加することから、超高齢社会の到来に向けての交通事故防止対策は喫緊の課題となっております。

国では、昨年11月に「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、県におきましても交通死亡事故抑止に向けた方針を立て、交通安全教室に合わせて運転免許証の自主返納を促すこととしております。

また、県内の各市町において自主返納者へのサポート制度を設けております。本市では、自主返納日から3年間、乗合タクシーの利用料金から100円の割引を行っており、この制度の利用者は、2月末現在で99人となっております。

改正道路交通法の施行により、75歳以上の高齢者には、運転免許証更新や一定の違反行為を行った場合に、認知機能検査が義務づけられることとなります。運転免許証の自主返納を促すことは、高齢者による悲惨な交通事故を防止するための大きな対策の一つでありますので、市といたしましては、公共交通機関の利用を促すとともに、個人の尊厳を守る観点も踏まえながら、高齢者の納得を得た上で返納を促す取り組みを推進して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 4番、毛利純雄君。

○4番（毛利純雄君） ただいま答弁いただきました。まず、3点ほど再度質問させていただきます。

まず1点目は、社協に配置する生活支援コーディネーターは何名ぐらいおるのか。それと、生活支援の調整を行うとっておりますが、具体的にはどのようなことをコーディネーターはやるのかと、その点。

2点目につきましては、デマンド交通の発着については、私も基本的には今現在の運行形態としての停留所から停留所と、これがベストとっております。私の質問は、先ほども言いましたが、体に障がいのある人、あるいは人工透析を受けている人などは、停留所までの歩行が大変な方とっております。これからますます高齢化するという中で、そういう方々だけでもですね、自宅から病院と、つまりドア・

ツー・ドアが特例的にできないか。それができないのであればですね、今現在、福祉タクシーという制度があるかと思えます。それをあわせて検討ができないかと。

次に、3点目の運転免許への助成は、これはデマンドバスですか、これの利用料金を100円割り引いているというようなご答弁でございました。ほかの市町を見ますと、もっと手厚い助成がされていると。あわらは一番下の方かなと私は思っております。それらについても、少しでも手厚い助成ができる形を検討できないか、その3点について再度質問させていただきます。

○議長（坪田正武君） 一問一答なんで、またまとめると3問、4問になってしまふんですけども。

○4番（毛利純雄君） それでいいです。

○議長（坪田正武君） じゃ、そういうことでひとつ。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

○市民福祉部長（城戸橋政雄君） 生活支援コーディネーターのお尋ねをいただきました。この生活支援コーディネーターは、今回の制度改正により、各市町村への配置が義務づけられたものでございます。新しい総合事業における生活支援の充実、強化とは、地域の互助力を高めることであり、高齢者に対する生活支援等サービスの体制整備を促進することを目的に、地域におけるサービス提供体制の構築に向けた資源開発やニーズとサービスのマッチング、関係機関などとのネットワーク構築を役割といたしております。

具体的には、地域ごとに不足する高齢者向けのサービスは何かを調査し、地域の課題としての支援体制づくりを促すほか、介護ボランティアなどサービスの担い手育成を支援して参ります。また、関係機関や団体等により構成する協議体において情報の共有化を図り、市全体の生活支援サービスを充実させる役割も担います。

本市においては、市内全域を区域として社会福祉協議会内にコーディネーターを配置いたしますが、人件費負担分として1名、実務に当たる者として2名ということで、29年度からスタートしたいという具合に考えております。

2点目の乗合タクシーでございますが、ドア・ツー・ドアから特定の、例えば足腰の悪い方、あるいは透析の方というようなご指摘がございましたが、こういう方についてどのように対応するかということに関しては、まず1点、現行の乗合タクシーをドア・ツー・ドアに変更する際には、事業者の協力等、あるいは他の公共機関との連携、競合等の問題からいって、基本的にはなかなか厳しいものだと思います。また、特定の方をお認めする基準をつくることも極めて難しいものだと思います。それは経年的に体が弱っていくとか、そういったこともありまして、なかなか厳しいものがあるのかなと思います。

そこで、福祉タクシーというお話がございましたが、今現在、市が行っておりますのが2種類ございます。1つは、人工透析をお受けになっている方々でございます。こちらの方々は、まだ運転免許をお持ちの方もいらっしゃいますので、距離を

基準といたしまして、月額1,000円、2,000円、3,000円を補助するという制度で行っております。一方の福祉タクシーの方は、運転免許証を持たない重度の身体障がい者、あるいは療育手帳をお持ちの方を対象として、タクシーの初乗り料金を助成するためのチケット、これを年間24枚、月に1回の往復のお出かけに対して初乗り運転を助成するという制度で行っております。

最初のご質問の中で、毛利議員は、今後控除の部分の拡大も必要ではないかという具合におっしゃいました。今後の地域支援事業の中でも、いかに自立して生活を営むかということは、いかに外へ出るかということもあろうかと思えます。そういった面では、乗合タクシーの制度の活用ではなく、この福祉タクシーの、例えば対象者の拡大とかですね、こういったことも一つの方策として考えられるのではないかと。その場合の基準にあっても、例えば要支援1あるいは要支援2の方とかですね、具体的な判定を受けた方に対して拡大できるかどうかについて、十分に協議を重ねて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 市民福祉部理事、塚田倫一君。

○市民福祉部理事(塚田倫一君) 3点目の免許証返納に対する助成制度の件でございますけれども、現在デマンド交通の利用者の約8割が助成でございます。かつ高齢者の方のご利用が多いということからも考えますと、もともと免許証をお持ちでないという方が多いのではないかとというふうに分析しております。

確かに、事故防止の観点から運転免許証返納制には一定の配慮が必要と考え、現行の制度を実施しておるところでございますけれども、更なる配慮というものは、もともと免許証を持っていなかった方との公平性の観点から、現時点では考えておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 4番、毛利純雄君。

○4番(毛利純雄君) 2点についてはわかりました。

3点目のですね、免許返納の、これらにつきましては、例えば県内を見ますと、市内バスとかコミュニティバスについて無料で10年間というのは10市町あるんですね。隣の坂井市を見ましても、65歳以上、全員の方にそういう助成をしているということでございますので、隣の市でありますので、その辺も考慮いただきたいなと思えます。これは要望にさせていただきます。

高齢化社会が到来するというところで、大変包括支援センターも頑張っておられるかとは私も承知してございます。今後地域の方を巻き込んでボランティアの方を見つけてというのは、大変厳しい部分があるかと思いますが、まず地域の区長さん、あるいは民生委員さん等の協力を得ながら、ケアシステムの構築に全力を挙げていただきたいなと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

◎散会の宣言

○議長（坪田正武君） 以上で一般質問を終結します。

本日の日程は全て終了しました。

あすから23日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いいたします。

本会議は、3月24日、再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後5時13分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成29年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第86回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成29年3月24日（金）

午後1時30分開議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2号 平成28年度あわら市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 3 議案第 3号 平成28年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第 4号 平成28年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第 5号 平成28年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 6号 平成28年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 7号 平成28年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 8号 平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 9号 平成29年度あわら市一般会計予算
- 日程第10 議案第10号 平成29年度あわら市国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 平成29年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 平成29年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算
- 日程第13 議案第13号 平成29年度あわら市水道事業会計予算
- 日程第14 議案第14号 平成29年度あわら市工業用水道事業会計予算
- 日程第15 議案第15号 平成29年度あわら市公共下水道事業会計予算
- 日程第16 議案第16号 平成29年度あわら市農業集落排水事業会計予算
- 日程第17 議案第17号 平成29年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算
- 日程第18 議案第18号 あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 あわら市職員の育児休業等に関する条例及びあわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 あわら市農業集落排水事業条例及びあわら市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 あわら市老人憩いの家百寿苑条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 市道路線の変更について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（あわら湯のまち広場）
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（金津創作の森）
- 日程第 2 8 発議第 1 号 あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 発議第 2 号 参議院選挙における合区解消に関する意見書
- 日程第 3 0 議員派遣の件

1. 閉議の宣告

1. 市長閉会挨拶

1. 議長閉会挨拶

1. 閉会の宣告

出席議員（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|-----------|
| 1番 | 仁 佐 一 三 | 2番 | 山 本 篤 |
| 3番 | 平 野 時 夫 | 4番 | 毛 利 純 雄 |
| 5番 | 吉 田 太 一 | 6番 | 森 之 嗣 |
| 7番 | 杉 本 隆 洋 | 8番 | 山 田 重 喜 |
| 9番 | 三 上 薫 | 10番 | 八 木 秀 雄 |
| 11番 | 笹 原 幸 信 | 12番 | 山 川 知 一 郎 |
| 13番 | 北 島 登 | 14番 | 向 山 信 博 |
| 15番 | 坪 田 正 武 | 16番 | 卯 目 ひろみ |
| 17番 | 山 川 豊 | 18番 | 杉 田 剛 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

| | | | |
|-----------|-----------|---------------|---------|
| 市 長 | 橋 本 達 也 | 教 育 長 | 大 代 紀 夫 |
| 総 務 部 長 | 佐 藤 雅 美 | 財 政 部 長 | 平 井 俊 宏 |
| 市民福祉部長 | 城戸橋 政 雄 | 経 済 産 業 部 長 | 川 西 範 康 |
| 土 木 部 長 | 堀 江 与 史 朗 | 教 育 部 長 | 久 嶋 一 廣 |
| 会 計 管 理 者 | 三 上 進 | 市 民 福 祉 部 理 事 | 塚 田 倫 一 |
| 土 木 部 理 事 | 長谷川 義 則 | 芦原温泉上水道財産区管理者 | 高 橋 啓 一 |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 長谷川 まゆみ | 事 務 局 長 補 佐 | 宮 川 利 秀 |
| 主 事 | 坂 井 真 生 | | |

◎開議の宣告

○議長（坪田正武君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（坪田正武君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、前川副市長から欠席の届け出が出ております。

○議長（坪田正武君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（坪田正武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、北島 登君、14番、向山信博君の両名を指名します。

◎議案第2号から議案第27号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（坪田正武君） 日程第2から日程第27までを、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

○議長（坪田正武君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 総務文教常任委員長、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） 総務文教常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月8日、9日、10日の3日間にわたり、市長、副市長、教育長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第2号、平成28年度あわら市一般会計補正予算（第6号）をはじめ6議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第9号及び議案第21号は賛成多数、その他4議案は賛成全員で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第2号、平成28年度あわら市一般会計補正予算（第6号）について、監理課について申し上げます。

土地売払収入181万7,000円について、委員からは、具体的にどこの土地かとの問いがあり、理事者からは、全ての場所は把握していないが、法定外公共物となるので赤道等になる。集落内の赤道を売ってほしいとのことであったとの答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

臨時職員賃金672万7,000円の減額について、委員からは、臨時職員を採用

しなかった理由は何かとの問いがあり、理事者からは、両中学校とも市費の講師を配置して手厚い少人数での指導を心がけている。しかし、必ずしも学校が望む教科の免許を持った講師が見つかるとは限らず、また県の講師登録をしている人々に依頼していたが、登録している者が非常に少なくなっている。理由として、免許を持った人が教員を目指し続けるのではなく、一般企業に流れていて、例年の3分の1ほどの講師登録しかない現状があった。加賀市にも問い合わせたが、対象となる人が見つからなかった。中学校側には教員に負担をかけることとなったが、今回は不採用としたとの答弁がありました。

次に、議案第9号、平成29年度あわら市一般会計予算（所管事項）について、所管課ごとに主な質疑について申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

自主防災組織について、委員からは、現在の組織数はどれくらいか、また自主防災組織独自で防災訓練をしているところはどれくらいあるのかとの問いがあり、理事者からは、自主防災組織の状況について、組織数は128区のうち99区であり、組織率は77.3%となり、人口構成率は84.3%をカバーする。そのうち防災訓練を実施している区は約50区であるとの答弁がありました。

また、委員から、組織はつくったが、自主的に機能していない区が見受けられる、そのことについての指導や取り組みはしているのかとの問いがあり、理事者からは、自主防災組織の訓練に対する取り組みについて、各区により温度差があることは事実である。防災出前講習により、自主防災組織における訓練の重要性を説明したりしているほか、変更の届け出が提出されるタイミングで訓練の実施を依頼している。本年度は県の防災訓練において、全ての自主防災組織に働きかけ、1次避難所までの避難訓練の参加を促したとの答弁がありました。

次に、政策課所管について申し上げます。

ふるさとあわらサポート基金について、委員からは、各地で高額な返礼品の問題が出ている、あわら市はどう考えるか、また返礼品3割が適当かどうかとの問いがあり、理事者からは、小浜市は返礼品のバリエーションが豊富で、寄附金額が大きく伸びている。市もバリエーションを増やすため市内企業と協議していたが、高市総務大臣の名前で「高額返礼品等を自粛されたい」との通知があり、国としては5割を超えるものに対しても自粛するようなことであったので、本市は3割の基準を守って対応することとしたいとの答弁がありました。また、委員からは、3割にこだわると、ふるさと納税が伸びないのではと思うが、柔軟に考えるべきではないかとの問いがあり、理事者からは、3割を維持しつつ、寄附状況等を見ながら、市への寄附が特に減るようであれば、割合の見直しも考えないといけないとの答弁がありました。

次に、委員から、駅周辺賑わい創出事業委託料1,150万円について、委託先はどこかとの問いがあり、理事者からは、現在、大広北陸を經由し日経BPを通して各デザイナーをまとめているが、平成29年度の委託先は決まっていないとの答弁

がありました。また、委員からは、市はどのようなことをデザイナーに依頼しているのかとの問いがあり、理事者からは、昨年11月27日の市民投票により、一定の駅周辺のあり方を市民に選んでもらった。それを平成29年度からは具体的に絵にしていく作業を行っていくとの答弁がありました。また、委員から、委託料は今年度と同様に日経BPに委託するというのかとの問いがあり、理事者からは、日経BPへの委託料と決めていない。委託料1,150万円のうち、1,000万円は駅周辺にぎわいに関する事業である。残り150万円は、駅周辺の若手事業者において、まちづくり会社を設立する動向があり、その設立経費を考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、地域ブランド発信事業委託料1,000万円について、どこと契約するのかとの問いがあり、理事者からは、プロポーザルを考えているとの答弁がありました。

また、委員から、ブランドサイト運営委託料300万円について、プロポーザルをするのかとの問いがあり、理事者からは、本委託について既に作業しており随契としたい。現在ロゴマーク作成を進めており、全国公募により561点の応募があった。これをもとにブランドサイトの立ち上げを考えており、このまま継続としたいとの答弁がありました。

次に、監理課所管について申し上げます。

研修バス運転業務委託料144万8,000円について、委員からは、運転手を雇用することは考えていないのか、また年間契約となるのかとの問いがあり、理事者からは、現時点では、運転技能を有した者が見つからないので、時間単位の単価契約であるとの答弁がありました。

次に、財政課所管について申し上げます。

新地方公会計制度導入支援業務委託料583万2,000円について、委員からは、平成29年から制度を導入するとのことであったが、財産の把握はできているのかとの問いがあり、理事者からは、現在は決算統計の数値をもとに財務4表を作成している。平成28年度の決算からは、固定資産台帳整備事業により把握した資産などの正確な数値を、貸借対照表などの財務4表に反映させた全国統一的な基準による財務書類を作成するとの答弁がありました。

次に、収納推進務課所管について申し上げます。

賦課徴収経費の事業目的に「担税能力がありながら滞納している滞納者からは確実に徴収し」との記載があるが、委員からは、どのように対応するのかとの問いがあり、理事者からは、差し押さえであるとの答弁がありました。また、委員から、相続放棄されている場合は調査しないのかとの問いがあり、理事者からは、相続放棄されている場合は調査しない。しかし、収納推進課による相続管理人を選任する経費131万円については、弁護士に相談したところ、相続放棄された土地に対し相続財産管理人に選任することにより売却代金が入ることから費用対効果等もある。なお、全ての案件に相続財産管理人を立てることがふさわしいとは限らないとの説

明がありました。また、委員から、その経費は市が持つのかとの問いがあり、理事者からは、一旦は市が負担するが、売却された際に市に返金されるとの答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

金津東小学校トイレ等改修工事实施設計業務270万円について、委員からは、金津東小学校トイレ改修について、着工はいつかとの問いがあり、理事者からは、国庫補助の関係もあって、本年6月に来年度の建築計画を提出する。平成29年度に県に提出する建築計画は、平成30年度以降の計画となる。したがって、国庫補助がつくのは平成30年度以降見込みとなるとの答弁がありました。

また、委員から、芦原中学校グラウンド改修は以前から提出していたのかとの問いがあり、理事者からは、平成28年6月に建築計画を提出しているので、平成29年度実施となる。グラウンド改修は、そのほとんどが土木工事となり、職員による設計が可能であるため、実施設計費がかからないのでこのようになるとの答弁がありました。また、委員から、芦原中学校は生徒数が減っているのので、両中学校の生徒数等を勘案して投資すべきであるとの問いがあり、理事者からは、芦原中学校の芝生グラウンドは改修しない。グラウンドは比較的大きいが、芝生グラウンドを切り離すことや改修することは難しいので、現状のまま維持する方向で進めているとの答弁がありました。

また、委員から、休校になる小学校の地代をいつまで支払うのかとの問いがあり、理事者からは、土地借上料は小学校全体となる。小学校として休校である限り、地代は市が払っていく。休校の間は教育総務課で予算計上するが、今後の休校の利活用が決まれば、その課が所管するかと考えるとの答弁がありました。

また、委員から、学校給食の原材料費について、執行方法はどのようにしているのかとの問いがあり、理事者からは、食材ごとに見積もり合わせなど、競争をした上で購入している。毎年、歳入の負担金を確認しながら歳出予算を執行している。米については、県内の自治体による公益財団法人学校給食会から購入している。米を市独自で入札することはない。野菜については、1週間ごとの使用を予想して業者に見積もりを依頼している。肉なら1カ月ごと、調味料は1年ごとなど、食材による期間ごとで執行しているとの答弁がありました。また、委員から、地産地消について、野菜は地元のものを使用しているのかとの問いがあり、理事者からは、地産地消について、給食センターで手段として取り組むべき課題である。特に6月、11月は推進月間として、強く地場産の農産物を利用し、通常も可能な限り利用するよう心がけている。また、今年度はJAと協力し、坂井北部丘陵地に進出している企業（企業的農業形態）と協議し、業務用野菜を利用し始めている。今後も、地産地消に配慮して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、パソコン保守点検委託料217万8,000円について、パソコンは何台か、点検は年何回実施するのか、パソコンなどは点検する必要がないのではないのかとの問いがあり、理事者からは、パソコンは443台、タブレットは約1

50台である。パソコン保守点検については、複雑なシステムやセキュリティーも絡み必要なものである。昨年、プロポーザルを実施し、その中で保守も含んだ提案を受けた。さまざまなトラブルに訪問対応してくれているとの答弁がありました。また、委員から、サーバーの保守点検は必要だと考えるが、端末の保守点検は必要ない。リース契約なら、5年間程度で入れかえていくのではないかとの問いがあり、理事者からは、パソコンは全て購入しているので、メーカーの保証期間なら、メーカーで対応するが、教員用パソコン、タブレット、電子黒板及びWi-Fiも含めた全体の保守点検が必要であると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、姉妹都市教育交流事業22万5,000円について、詳しい事業内容の説明をという問いがあり、理事者からは、本事業は新規事業となる。お互いの生徒及び教職員の交流を図る。生徒は学校紹介や交流会、自然体験等を行い、教職員はプレゼンや情報交換等により交流する。具体的な人数は決まっていない。ただし、大型バス1台程度の人数で交流することを、昨年の11月に下妻市の課長2人と協議しているとの答弁がありました。

また、委員から、国際交流派遣事業771万円について、両中学校の派遣人数の割合は決めているのかとの問いがあり、理事者からは、両中学校とも募集要項は同じで、試験及び面接とも同様である。割合は全く決めていないとの答弁がありました。また、委員から、経費の7割は保護者負担となる。行きたくても家庭の都合で行けない生徒もいる。本事業に対して保護者の意見を聞いたことはあるのかとの問いがあり、理事者からは、昨年、参加した生徒のアンケートをとった結果、ほとんどの生徒が「素晴らしい経験になった。現在の職業にも活かしている。」との回答であった。それだけの投資効果、教育効果のあるものである。ただし、保護者の都合で行けない生徒がいるのも事実である。一方で、負担が大きくても子どものために行かせたいようなことも聞く。なお、選考について、芦原中学校から何人、金津中学校から何人とは決めず、厳正な試験、面接の結果、学校や性別にばらつきが出ているのであるとの答弁がありました。

次に、文化学習課所管について申し上げます。

放課後子どもプラン推進事業賃金24万9,000円について、委員からは、児童支援員賃金は時給か、また児童支援員にどのような資格が必要かとの問いがあり、理事者からは、現在、中央公民館に子ども教室の企画・運営する嘱託職員が1人おり月給である。その他2人は教室を開くたびに指導を依頼し、謝礼として賃金を支払い、これは時給である。支援員に該当する資格は、教員免許、保育士免許、社会福祉士の資格であるとの答弁がありました。また、委員から、賃金のほかに講師謝礼があるが、これは別の者かとの問いがあり、理事者からは、子ども教室の講師となる人に支払うもので、子ども教室について、芦原地区は湯のまち公民館、金津地区は中央公民館において全児童を対象に実施する。要望があれば、坪江地区や剣岳地区でも実施するかもしれないとの答弁がありました。

また、委員から、公民館施設管理経費の車輛修繕料18万4,000円について、

公用車はあるのかとの問いがあり、中央公民館に3台、湯のまち公民館に1台あり、その他の公民館は、私用車を使用し、旅費としてキロ20円を支払うとの答弁がありました。

次に、スポーツ課所管について申し上げます。

スポーツ振興事業、市体育協会活動事業補助金712万2,000円について、増額理由の問いがあり、理事者からは、体育協会の嘱託職員の賃金を本補助金の中から出して、昇給が主な理由となるとの答弁がありました。また、委員から、各団体への補助金は例年同じ金額である。協会の加盟人数が年々増えていても補助額が変わらない。これはどこに記載があるのかとの問いがあり、理事者からは、活動資金の振り分けは体育協会で行っていて、毎年一律ではない。各団体の会員数や活動回数によって変動するとの答弁がありました。

次に、国体推進課所管について申し上げます。

カヌー普及推進事業297万8,000円について、委員からは、カヌー仮設コース整備はいつからとなるのか、北潟湖畔公園のボート等の貸し出しはできなくなるのか。公園の管理者には何の連絡もないが、管理者にも連絡すべきではないかとの問いがあり、理事者からは、カヌー仮設コース整備の発注は4月に行うが、現場に入るのは7月からである。受注者が決まったら、公園利用者の迷惑にならないよう協議する。会場整備は金額も大きいので、打ち合わせ会議等も開催し、公園管理者も会議に参加してもらうことも考えていくとの答弁がありました。

また、委員から、プレ大会の会場整備について、本大会まで継続して設置しておくのかとの問いがあり、理事者からは、基本的に1回限りのものである。漁業権もあり、設置したものは一度全て撤去して、1年後に再度設置するとの答弁がありました。

続きまして、議案第18号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、機構改革に伴い、所要の改正を行うものであります。特段の質疑はありませんでした。

続いて、議案第19号、あわら市職員の育児休業等に関する条例及びあわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。特段の質疑はありませんでした。

議案第21号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。委員からは、消費税が10%にならないと改正しないということかとの問いがあり、理事者からは、現時点で平成31年10月1日からとなっているが、消費税が10%にならないと改正は行わないとの答弁がありました。

最後に、議案第27号、公の施設の指定管理者の指定について（金津創作の森）は、金津創作の森の指定管理者として、公益財団法人金津創作の森財団を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間指定するものであります。委員

からは、当該財団は円滑に運営されているのか、1億円を支出することに値する団体なのかとの問いがあり、理事者からは、当該財団は、創作の森を管理、運営するための財団であり、ボランティアを活用しながら指定管理料が抑えられるのであれば、指導していく必要があるとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（坪田正武君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 厚生経済常任委員長、森 之嗣君。

○6番（森 之嗣君） 厚生経済常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月13日、14日、17日の3日間、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました、議案第2号、平成28年度あわら市一般会計補正予算（第6号）をはじめ22議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案22件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、全て賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

議案第2号、平成28年度あわら市一般会計補正予算（第6号）について、所管課ごとに主な質疑について申し上げます。

まず、市民課所管について申し上げます。

広域多目的利用事業からの脱退によるIC標準システムバージョンアップ（基本システム）負担金不用額21万1,000円の減額について、委員からは、事業脱退は理解するが、なぜ負担金が不用となるのかとの問いがあり、理事者からは、本事業は自動交付機の運営であり、県内各市町がコンビニ交付に移行するので、順次脱退している。そのような中、平成29年度も当システムを利用する場合、更新が必要であり、平成28年度当初予算要求の際に、あわら市は事業脱退が決まっていなかった。その後、あわら市の脱退が決まったので、負担金が不用となったとの答弁がありました。

次に、生活環境課所管について申し上げます。

デマンド交通運行事業にかかわる市町生活交通維持支援事業補助金230万7,000円の減額に伴う財源更生について、委員からは、利用者数が増加しているにもかかわらず、補助金が減額になるのはなぜかとの問いがあり、理事者からは、当初の利用見込み数よりも減少したことに伴って、補助金が減額となった。当時の利用者の増加率は3割であったが、最近では1割を切る。利用者が当初の見込みほどは増加しなかったということであるとの答弁がありました。

次に、福祉課所管について申し上げます。

生活保護給付事業2,000万円の減額について、委員からは、生活保護者に対して就労支援することで保護費が減少した。減少した生活保護者はどれだけかとの問

いがあり、理事者からは、平成28年度中に4世帯、14名の生活保護者が減少したとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

農地集積・集約化対策事業1,877万1,000円の増額について、委員からは、機構集積協力金は税法上、一時所得となり課税される。国に協力することに対して課税されるのはどういうことかとの問いがあり、理事者からは、本協力金について、税法上は農業所得または雑所得の扱いとなり、税務署の指示に従うものである。なお、協力金を支払う際に処理の仕方を案内しているとの答弁がありました。

次に、観光商工課所管について申し上げます。

古屋石塚テクノパークに隣接する農地にかかわる公有財産購入費179万3,000円の減額について、委員からは、当初購入予定の面積が減った理由は何かとの問いがあり、理事者からは、当初必要とした土地は2,000㎡であったが、土地所有者が自身の所有する土地のうち、家庭菜園分を残すよう強い要望があり、購入予定面積の一部がそれに該当したため、それを除いた面積1,806㎡を購入したとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

屋外広告物景観改善支援事業644万6,000円の減額について、委員からは、県の補助金は平成30年8月31日までとなり、期間が1年半しかない。どういった進め方をするのかとの問いがあり、理事者からは、事業者に対して、補助金を活用した撤去または改修の依頼を通知し、同時にいつごろの撤去を希望するのかとのアンケート調査も実施している。その結果を勘案しながら計画を立て、市としても個別に対応していきたいとの答弁がありました。

最後に、新幹線推進課所管について申し上げます。

芦原温泉駅周辺整備事業にかかわる繰越明許費1億3,278万4,000円について、委員からは、東口広場の土地の買収は進んでいるのかとの問いがあり、理事者からは、東口広場について、買収の交渉中であり、現時点でメイン広場における買収済みの用地はないとの答弁がありました。そのことに対して、委員からは、難しい案件であり、努力しながらも住民の気持ちを考えて対応するようにとの意見がありました。

議案第3号、平成28年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。委員からは、都会から転入した方から、あわら市の保険税が高い。なぜ資産割があるのかということ聞かれている。保険税について、県内各市町には資産割があるのか。また、保険者が県に移管した場合の保険税率はどうなるのかとの問いがあり、理事者からは、福井市など都市部であるほど資産割は低くなるが、県内全ての市町に資産割がある。また、平成30年度から保険者は県となり、平成29年度は保険税率の改定を慎重に検討する必要があるとの答弁がありました。

議案第4号、平成28年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、

議案第5号、平成28年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第6号、平成28年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第7号、平成28年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）、以上の議案については、特段の質疑はありませんでした。

議案第8号、平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。営業収益のペットボトル水販売収益89万円の減額及び営業費用の売却原価76万8,000円の減額について、委員からは、ペットボトル水の売り上げを伸ばすよう、さまざまな意見がありました。

議案第9号、平成29年度あわら市一般会計予算について、所管課ごとに主な質疑について申し上げます。

まず、生活環境課所管について申し上げます。

公害対策経費394万3,000円について、委員からは、前年度比較9万3,000円の増額理由は何かとの問いがあり、理事者からは、カラスおりについて、既設2基に加え、新たに移動式おり2基を農林水産課予算で設置する。その捕獲及び処分にかかわる委託料の増額であるとの答弁がありました。

また、空き家対策事業にかかわる特定空き家等除去支援補助金50万円について、委員からは、その目的は何かとの問いがあり、理事者からは、建物は個人財産であり、その処分は個人みずからが行うべきものである。特定空き家に認定された建物に対して積極的に除却を促すために補助金を設けるとの答弁がありました。

次に、福祉課所管について申し上げます。

地域生活支援事業にかかわる手話通訳者の賃金208万7,000円について、委員からは、あわら市に手話通訳者は何人いるのか。また資格は必要なのかとの問いがあり、理事者からは、手話に関する資格は手話通訳士及び手話通訳者がある。手話通訳者は、あわら市にも1人いて、その人を雇用するとの答弁がありました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

放課後子どもプラン推進事業にかかわる工事請負費113万1,000円について、委員からは、どこを改修するのかとの問いがあり、理事者からは、新郷子どもクラブが本荘子どもクラブと統合することによって、遊戯室を子どもクラブの教室として利用したく、その空調取り付け費であるとの答弁がありました。

次に、健康長寿課所管について申し上げます。

健康長寿祭事業775万5,000円について、委員からは、前年度比較21万1,000円の減額理由は何かとの問いがあり、理事者からは、参加者の減少による弁当代等の減額であるとの答弁がありました。そのことに対し、委員からは、健康長寿祭を見直す考えはあるのかとの問いがあり、理事者からは、現在1,000人を超える参加者のある催しとなっており、予算上は参加者1,000人以上を計上している。各地区で行うことになった場合、市が主催することは困難と考えている。参加者に何を楽しんでもらえるかが重要であり、各地区の独自性に応じた開催の方法及び補助金等のあり方について協議を進めているとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

鳥獣害防止総合対策事業753万3,000円について、委員からは、昨年の委員会で「イノシシ対策の金網固定柵修繕費について検討する」とのことであったが、当初予算に計上されていない。補正に計上するののかとの問いがあり、理事者からは、固定柵の修繕について、市として予算に計上していないので期待に沿えなかった。なお、今年は熊坂区をモデル地区として、固定柵の調査をした結果、25カ所の抜け穴が確認された。固定柵の修繕に対して支援する必要があると考えており、補正するとの明言はできないが、前向きに検討したいとの答弁がありました。

また、ふれあいスポット事業にかかわる委託料100万円について、委員からは、ヤギのレンタル料及び柵の整備費を含めた金額かとの問いがあり、理事者からは、畜産試験場からヤギをレンタルするのは無料となり、その他、柵の整備、柵内の工作、不足するエサの購入及びイベント会場への運搬などを含めた金額であるとの答弁がありました。

次に、観光商工課について申し上げます。

観光推進事業7,667万1,000円について、委員からは、当初予算概要資料と口頭による説明では内容がわからないとの意見があり、本事業における詳細な資料の提出を理事者に求め、本事業の委託料及び補助金等を詳細に審査いたしました。なお、委員からは、予算が適正に執行されているのであれば問題はない。観光商工課として、適正な事業実施を求めるとの意見がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

北潟湖畔公園にかかわる経費1,595万5,000円について、委員からは、遊歩道の花壇が荒れているが、所管は建設課となるのかとの問いがあり、理事者からは、三国土木が管理するところであるとの答弁がありました。さらに、委員からは、北潟湖畔公園は国体の会場にもなっている。三国土木と協議し、改修するよう求めるとの意見がありました。

最後に、新幹線推進課所管について申し上げます。

花のまちづくり事業112万1,000円について、委員からは、本事業はあわらしのイメージをよくする事業であり継続してほしいと願うが、どう考えているのかとの問いがあり、理事者からは、本事業はボランティア活動で植え替え作業などを実施している。平成29年度以降も、限られた予算内でJR芦原温泉駅前及び湯のまち駅前を綺麗な状態で花を保ち支援していきたいとの答弁がありました。

議案第10号、平成29年度あわらし市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。委員からは、保険給付費における退職分6,901万円について、前年度比較5,420万円の減額理由は何かとの問いがあり、理事者からは、退職医療制度が平成26年度に廃止されたので、新たに60歳で退職しても適用されず、一般被保険者として加入することになり、最終的にはゼロになるとの答弁がありました。

議案第11号、平成29年度あわらし市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号、平成29年度あわらし市農業者労働災害共済特別会計予算、以上の議案について

は、特段の質疑はありませんでした。

議案第13号、平成29年度あわら市水道事業会計予算について申し上げます。委員からは、県水の受水単価を下げ、水道料金を上げた割には経営状況が改善されていないように感じるがいかがかとの問いがあり、理事者からは、大きな要因として、給水人口の減少に伴う給水収益の悪化であろうとの答弁がありました。

議案第14号、平成29年度あわら市工業用水道事業会計予算については、特段の質疑はありませんでした。

議案第15号、平成29年度あわら市公共下水道事業会計予算について申し上げます。委員からは、予算が前年度よりも下がっているにもかかわらず、高資本対策補助金が上がったのはどういうことかとの問いがあり、理事者からは、平成29年11月から劔岳地区が公共下水道に接続することによる5カ月分の維持管理などがある。また、財産区を除く、上水道区域が隔月検針になることで、初年度は1カ月分が入ってこないため、収支差し引きの不足分を一般会計から補っているとの答弁がありました。

議案第16号、平成29年度あわら市農業集落排水事業会計予算について申し上げます。委員からは、平成29年11月から劔岳地区が公共下水道に接続することであったが、その償還金はどうなるのかとの問いがあり、理事者からは、各関係機関と協議中であるが、処理場の廃止に伴い、公共性の高い跡地利用にすることで、補助金を返還しないよう進めている。なお、減価償却について、公共下水道で引き継ぐことができることである。また、残債について、いまだ正式な回答はないが、恐らく補助金返還がなければ、そのまま償還し続けることになるのではないかと答弁がありました。

議案第17号、平成29年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について申し上げます。委員からは、損益分岐点はどれくらいの給水量となるのかとの問いがあり、理事者からは、平成29年度予算における給水量117万トンあたりが分岐点であるとの答弁がありました。

続いて、議案第20号、あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。委員からは、農業委員及び推進委員の報酬に加算される活動内容に応じた報酬とは何かとの問いがあり、理事者からは、当委員が農地の集積や認定農業者の人・農地プラン策定などにかかわる説明会や打ち合わせなどを行った場合に日報を提出してもらい、それに応じて報酬を支払うことであるとの答弁がありました。

議案第22号、あわら市農業集落排水事業条例及びあわら市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、あわら市老人憩いの家百寿苑条例を廃止する条例の制定について、以上の議案については、特段の質疑はありませんでした。

議案第24号、市道路線の認定について及び議案第25号、市道路線の変更について申し上げます。委員からは、3月末で廃止する舟津1号踏切は、その時点で誰

も通らないように何か対策するのかとの問いがあり、理事者からは、現在は警報機のみがついており、それも3月末で撤去する。管理者として、ガードレールの即日設置を予定しているとの答弁がありました。

最後に、議案第26号、公の施設の指定管理者の指定について（あわら湯のまち広場）について申し上げます。委員からは、指定管理料にも人件費が上がっており、予算にも人件費が上がっている。観光協会は何人を雇用しているのかとの問いがあり、理事者からは、観光協会の事務所に事務局長が1人、正規職員が2人及び臨時職員が1人となる。なお、藤野巖九郎記念館に臨時職員が1人いるとの答弁がありました。

以上、厚生経済常任委員会の報告といたします。

○議長（坪田正武君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

○議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これから、日程第2から日程第27までの討論、採決に入ります。

○議長（坪田正武君） 議案第2号、平成28年度あわら市一般会計補正予算（第6号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第2号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第2号、平成28年度あわら市一般会計補正予算（第6号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第3号、平成28年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第3号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第3号、平成28年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第4号、平成28年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第4号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、平成28年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第5号、平成28年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第5号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、平成28年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第6号、平成28年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第6号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第6号、平成28年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第7号、平成28年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第7号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、平成28年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第8号、平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第8号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 暫時休憩といたします。再開は、14時40分からといたします。

（午後2時24分）

○議長（坪田正武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時40分）

○議長（坪田正武君） 議案第9号、平成29年度あわら市一般会計予算について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 反対者ですか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

○2番（山本 篤君） 第9号議案、平成29年度あわら市一般会計予算について、反

対の討論をさせていただきます。

商工費、セントピアあわら管理経費6,349万5,000円のうち、3,060万円は指定管理者への委託料です。セントピアあわらについてですが、本議会における自分の一般質問の答弁にもありますが、「セントピアあわらは、温泉街のシンボルとして建設されたもので、市民福祉の増進と観光振興を図ることを目指している」と位置づけております。平成6年度にオープンいたしましたこの施設も、当時から旧芦原町における観光政策の中心的施設として存在しております。その当時から、施設管理運営を行っていたのは、旧セントピア財団であり、行政と密着した関係を保ち、平成16年に旧金津町と合併した後も、あわら市において芦原温泉地区の観光行政の要として、またコミュニティ施設として存在しております。

このセントピアあわらですが、行政における諸般の事情によりセントピア財団が解散して、指定管理者制度を導入して最初の指定管理者としてあわら市観光協会が指定された後も、旧セントピア財団の職員は、そのまま観光協会の職員として、セントピアあわらの職員として、施設の運営管理に携わっておりました。その後、あわら市が公募して、現在の企業にセントピアあわらを指定し、その条件の中にも、旧セントピア財団時代からの職員5名を継続雇用することとして、管理業務仕様書に明記してうたっておりましたことは、皆さんもご存じのことと思います。しかしながら、給与面・労働面において折り合いがつかず、早々と4名の方がセントピアあわらを離れてしまい、今年度、最後の1人も、この施設管理運営から離れることとなってしまいました。

あわら市における、このような公共施設の管理運営における職員には、正職員でなく、臨時職員として採用された方がたくさんおられます。たとえ正職員であれ、臨時であれ、指定管理団体の職員であれ、あわら市政への貢献度をもっとしっかりと考えるべきだと思います。軽々しく、臨時職員の進退は職員の都合で、社会通念として当たり前のことと口にする人もおりますが、その退職理由にもいろいろあります。この旧セントピア財団で、一生懸命勤務されていた方々は、行政の都合によって整理されてしまい、人生の変更を余儀なくなされてしまったと思っております。その職員の身になり、また職員の家族の気持ちを考えると、公共施設であるセントピアあわらの指定管理者制度導入は、全くの失政であったと考えます。

また、公共施設であるにもかかわらず、指定管理業者の私物的な経理の状況や当初からの案件である、各種団体と協力して観光事業を行うという点に注視しますと、観光協会が運営していたときと何ら変わらず、むしろマイナス方向に動いていると感じてしまい、この指定管理者制度の導入は、本当に行政のためだったのかと疑問を抱くことばかりです。セントピアあわらだけでなく、本予算の中に幾つもの公共施設の指定管理料が含まれております。

所管においては、その運営管理の責任は全て指定管理団体であり、全くその運営に指導や調査をしていない施設もあります。全く無責任としか言いようがありません。このような施設管理を行っている現状において、この予算案には、反対の意を

唱えるものであります。

議員各位のご同意をお願いして、反対討論とさせていただきます。

○議長（坪田正武君） 次に、賛成者の発言を許可します。賛成者はおりませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） では、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

○12番（山川知一郎君） 議案第9号、一般会計予算に反対の討論をさせていただきます。

理由は4点でございます。

第1の理由は、かねがね申しておりますが、皆さんもご承知のように、合併してこの10年であわら市の人口は3,000人余り減少いたしました。今こそ子育て支援が強く求められているというふうに考えますし、たびたび申し上げておりますけれども、憲法では義務教育は無償という規定もございます。そういう趣旨から、学校給食費や中学校のスクールバス利用料は無償にすべきであるというふうに考えます。29年度予算で、特に中学校のスクールバス費用530万7,000円を徴収することになっておりますけれども、せめてこれはやめて、小学校と同じように無償で通学できるようにすべきであるというふうに考えます。

第2点は、今、山本議員も言われましたけれども、コーワに対する指定管理者制度、山本議員が言われた理由に加えて、私は今までも申し上げておりますが、コーワが提出する決算が本当に正しいかどうかはきちっと確認できない。今の状況ではこういうことを続けるのはおかしいというふうに考えます。特にコーワは決算の中で、維持管理費約1,000万円計上しておりますが、これが本当にどういう費用なのかきちっと確認できない。また、コーワの会社全体の中で本当に費用の移動とかですね、そういうことが起こっていないのかどうかということも確認できない。こういうおかしな契約はやめて、新たにきちっとした指定管理者を選定すべきであるというふうに考えます。

第3は、今度の予算の中に自衛官募集事務交付金2万3,000円が含まれておりますが、皆さんご承知のように、今、南スーダンにおける自衛隊、一応5月に撤収するというにはなっておりますが、あの現地の自衛隊からの日報を見ますと、まさしく戦闘状態、PKOの趣旨にも反する、平和維持活動に反する状態だと。いつ自衛隊員が本当に殺し、殺されるかもわからない状況であります。こういう危険な自衛隊派遣を続ける、その隊員を募集することはやめるべきであるというふうに考えます。

4点目は、29年度予算に新幹線推進課関連の予算は約7億円計上されております。その最大のものは、駅西口アクセス道路の延伸と西口広場の整備ということになっておりますけれども、駅周辺整備については、昨年末、将来デザインとして100畳敷きの座敷というようなものが発表されておりますが、具体的にどこをどう

いうふうにするのかというのが明確ではありません。にもかかわらず予算が計上されて整備をするということになっておりますが、地元住民の納得はとても得られていないというふうに考えます。十分に住民に説明をして、理解と納得を得て進めるべきというふうに考えます。

以上の理由で、この一般会計予算に反対するものでございます。

是非、議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（坪田正武君） ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 賛成ですか、反対ですか。

（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 11番、笹原幸信君。

○11番（笹原幸信君） 私は、議案第9号、平成29年度あわら市一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

まず、山川知一郎議員が反対討論されました自衛隊に関してでございます。私は常々、今までもこの場で自衛隊に賛成の討論をして参りました。その中で、自分の国は自分で守らなければならない、それが原則です。自衛隊員は命をかけて国を守っているんです。私はそのことを皆さんにわかっていただきたい。そういうつもりで、今ちょっと思って、この場に立ちました。

また、災害においてもそうです。いかなる困難な災害があっても現場に駆けつけ、国民を守るという大事な役割を持っております。そういうことで賛成討論をさせていただきます。

また、コーワに関してですけども、決算については、私は監査委員をしておりますので、いろいろ申し上げられませんし、守秘義務もございます。山本議員がおっしゃった、市の指定管理は間違っているという発言がございました。しかしながら、この指定管理は議会が求めたものであります。議会の意に沿って行政が動いたものと認識をさせていただきます。そういうことで私は賛成をしたい、そういうふうに思っております。

皆様の後押しをよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（坪田正武君） ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 賛成ですか、反対ですか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 反対はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 次は、賛成の討論を求めます。賛成討論ですか。

（「賛成討論です」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 10番、八木秀雄君。

○10 番（八木秀雄君） 私も笹原議員と同じく、自衛隊を募集するための事務費、これは必要でございます。なぜかといいますと、今、自衛隊員は約24万2,000人おります。先ほど笹原議員も言いましたけど、南スーダン、それから国内のいろんな災害とたくさんの隊員が派遣をされています。特に彼らは、自分から志願をして、そして外国に派遣をして、国のために少しでも役に立ちたいという、そういうお気持ちでやっております。

私は24万2,000人と言いましたけど、非常に隊員の数が少ないために、ローテーションが早く本当に休む暇もなく次の出番を回っていると、そのような状態でございます。自衛隊白書によりますと、やはり最低でも30万人の隊員が必要であります。そうしなければ、彼らが本当に体力も気力も一生懸命やりますけど、いろんな弊害が出ております。

そういうこともございまして、是非隊員を募集する、特に今年の28年度は、あわら市内で1名の方が隊員になりました。ほかの県内では約100名近くの隊員が新隊員になりましたけど、このあわら市においては1名で、これは本当に残念なことでございます。そういうこともありまして、この自衛隊の事務費というのは大変必要でございますので、そういう意味で、賛成討論を行いました。

以上です。

○議長（坪田正武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） これで討論を終わります。

○議長（坪田正武君） これより、議案第9号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立多数です。

したがって、議案第9号、平成29年度あわら市一般会計予算は、各委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第10号、平成29年度あわら市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 反対ですか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

○12番（山川知一郎君） 議案第10号について、反対討論を行います。

一般質問でも申し上げましたが、あわら市の1人当たりの国民健康保険税は、福井市の10万2,621円に次いで、あわら市は9万9,768円と。県内9市の中で2番目に高い額になっております。1人当たりの医療費も、確かにあわら市は高

いんですが、医療費の順位は県内で第3位であります。そして、県内9市のうち、あわら市と小浜市と勝山市を除く6市は、それぞれ法定外の繰り入れを行って保険税を低く抑える努力をしております。越前市が一番たくさん4億6,400万円、隣の坂井市も1億5,000万円繰り入れをしております。

あわら市の国保税が非常に高いというのは、多くの市民の皆さんの声であります。一般質問のときに、部長は国保会計に一般会計から繰り入れをするということは、国保加入者以外にも負担を求めることになって、それは不公平で市民の理解が得られないというふうに言われましたけれども、しかし実態を見れば、6市が法定外の繰り入れを行っておるという状況で、一番国保税が高い原因が国の負担が少ないということにあることは重々理解をしておりますけれども、しかし本当に市民の安心安全に応えるためには、法定外繰り入れをして国保税を引き下げる努力をすべきであると、そういう点で反対するものでございます。

皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（坪田正武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） これで討論を終わります。

○議長（坪田正武君） これより、議案第10号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立多数です。

したがって、議案第10号、平成29年度あわら市国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第11号、平成29年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第11号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、平成29年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第12号、平成29年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第12号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、平成29年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第13号、平成29年度あわら市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第13号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、平成29年度あわら市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第14号、平成29年度あわら市工業用水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第14号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、平成29年度あわら市工業用水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第15号、平成29年度あわら市公共下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第15号を採決します。
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。
したがって、議案第15号、平成29年度あわら市公共下水道事業会計予算は、
委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第16号、平成29年度あわら市農業集落排水事業会計予算について、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第16号を採決します。
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。
したがって、議案第16号、平成29年度あわら市農業集落排水事業会計予算は、
委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第17号、平成29年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第17号を採決します。
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。
したがって、議案第17号、平成29年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算は、
委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第18号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第18号を採決します。
本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第18号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(坪田正武君) 議案第19号、あわら市職員の育児休業等に関する条例及びあわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

○議長(坪田正武君) これより、議案第19号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、あわら市職員の育児休業等に関する条例及びあわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(坪田正武君) 議案第20号、あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

○議長(坪田正武君) これより、議案第20号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第20号、あわら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(坪田正武君) 議案第21号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 反対ですか、賛成ですか。

(「反対」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

○12番(山川知一郎君) ただいま採決に付されております議案は、来年ではなくて再来年、31年10月1日に消費税が8%から10%に引き上げられるという前提に立ったものでありますけれども、再来年10月のことをなぜ今からですね、決めなければならないのかということも疑問でございますが、根本的に私は、消費税は8%になって以来ですね、国内消費を非常に冷え込ませて不況を促進してきた、いまだにデフレ不況から脱却できない大きな原因になっているというふうに思います。これをさらに10%に引き上げれば、ますます不況は深刻になるというふうに考えますし、また消費税は、低所得者ほど負担が重い。高所得者にとっては非常に軽い税制でございます。こういう低所得者いじめといいますか、こういう税制はやめるべきであるというふうに考えますし、さらに消費税は人件費はですね、仕入税額控除の対象にならないということから、人減らしを促進する税制でもあると。どこから考えても不況をますます深刻にする税制であると。こういうものを10%に引き上げるとは絶対に認められないということでございます。

是非、議員各位のご賛同をお願いしたいと思います。

○議長(坪田正武君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) これで討論を終わります。

○議長(坪田正武君) これより、議案第21号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坪田正武君) 起立多数です。

したがって、議案第21号、あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(坪田正武君) 議案第22号、あわら市農業集落排水事業条例及びあわら市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

○議長(坪田正武君) これより、議案第22号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第22号、あわら市農業集落排水事業条例及びあわら市公共下

水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第23号、あわら市老人憩いの家百寿苑条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第23号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第23号、あわら市老人憩いの家百寿苑条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第24号、市道路線の認定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第24号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第25号、市道路線の変更について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、議案第25号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第25号、市道路線の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（坪田正武君） 議案第26号、公の施設の指定管理者の指定について（あわら

湯のまち広場)、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

○議長(坪田正武君) これより、議案第26号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、公の施設の指定管理者の指定について(あわら湯のまち広場)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(坪田正武君) 議案第27号、公の施設の指定管理者の指定について(金津創作の森)、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

○議長(坪田正武君) これより、議案第27号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第27号、公の施設の指定管理者の指定について(金津創作の森)は、委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

○議長(坪田正武君) 日程第28、発議第1号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

○議長(坪田正武君) 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(坪田正武君) 14番、向山信博君。

○14番(向山信博君) 議長のご指名がありましたので、発議第1号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について趣旨説明を申し上げます。

行政組織の再編に伴い、本条例の所要の改正を行うものであります。改正の内容につきましては、第2条第2項第2号中、市民福祉部を市民生活部及び健康福祉部に改めるものであります。

所定の賛成者を得て提案をさせていただいておりますので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、条例案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

- 議長（坪田正武君） 本案に対する質疑を許します。
- 議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。
- 議長（坪田正武君） ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。
- 議長（坪田正武君） これより、討論に入ります。
- 議長（坪田正武君） 討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。
- 議長（坪田正武君） これより、発議第1号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
- 議長（坪田正武君） 起立全員です。
したがって、発議第1号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

- 議長（坪田正武君） 日程第29、発議第2号、参議院選挙における合区解消に関する意見書を議題とします。
- 議長（坪田正武君） 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）
- 議長（坪田正武君） 14番、向山信博君。
- 14番（向山信博君） 議長のご指名がありましたので、発議第2号、参議院選挙における合区解消に関する意見書について趣旨説明を申し上げます。

参議院議員選挙では、憲法制定以来、都道府県を単位として代表が選出され、地方の声が国政に反映されてきました。しかし、昨年7月10日に1票の格差を是正するとして、県政史上初の合区による参議院議員選挙が実施されました。

今、地方は急激な人口減少に歯どめをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところでございます。地方の活性化を図るために地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものです。

今回の合区による選挙は、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されています。よって、速やかに合区を解消し、人口の多寡

にかかわらず、地方の多様な意見を確実に国政に反映することのできる、地方創生にふさわしい仕組みを構築することを強く要望するものであります。

所定の賛成者を得て提案をさせていただいておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくよろしくお願いいたします。

○議長（坪田正武君） 本案に対する質疑を許します。

○議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

○議長（坪田正武君） ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（坪田正武君） 発議第2号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

○議長（坪田正武君） これより、発議第2号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、発議第2号、参議院選挙における合区解消に関する意見書は、提案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（坪田正武君） 日程第30、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（坪田正武君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

◎市長閉会挨拶

○議長（坪田正武君） 市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

○市長（橋本達也君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先月2月27日以来、大変長期間にわたりましてご執務をいただき、大変多くの議案について慎重にご審議をいただきました。そして、今ほどはいずれの議案も妥当なご決定を賜りましたこと、感謝を申し上げます。特に各会計当初予算の執行につきましては、効率的な執行に努めて参りたいと思いますので、またご指導をお願い申し上げる次第でございます。

この会期中に新郷小学校の休校式がとり行われました。議員各位にもご出席をいただきましたこと、御礼を申し上げます。去年の吉崎小学校、波松小学校に続きまして、3校目の休校式、惜別の念は拭い去れませんけれども、これは小学校の適正規模ということで、子どもたちの教育に視点を置いて、教育委員会が平成25年に提示をした計画でございまして、4年間をかけてこれが実現したものでございます。これが実現しましたのは、保護者や地域の皆様方はもちろんでありますけれども、議会のご理解とご指導によるたまものだというふうに感謝いたしております。おかげさまで、穩便に計画を完了することができました。

さて、今年度もあと1週間で終わりでございます。このたび市役所の職員も多くの者が退任をいたします。長年にわたってご指導いただきました議員各位に、私からもお礼を申し上げます。

間もなく新年度を迎えます。また新しい気持ちで議員各位もいろいろとご活動がたくさんあるかと思えます。ご活躍を祈念いたしまして、御礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長閉会挨拶

○議長（坪田正武君） 今ほどは妥当なる決定をいただき、ありがとうございました。今年が一番の課題といたしましては、新幹線芦原駅周辺整備計画が今年中に具体化するもので、期待感がますます膨らみます。市民の声も聞きながら、皆さんから喜ばれるまちづくりに参加できるよう、議員各位のご協力を賜りますようお願いいたします。

また、今、市長からお話がありましたように、このたび3月末で定年退職されます佐藤雅美総務部長、堀江与史朗土木部長、塚田倫一市民福祉部理事、三上 進会計管理者、長谷川まゆみ局長、またそのほかに課長級、その他諸般の事情で退職される方、長年ご勤務、ご苦労さまでございました。皆様におかれましては、振り返れば、予想もしなかった平成の合併でお互いが戸惑いながら業務に、またまちづくりに貢献していただき今があるものと思います。ありがとうございました。退職さ

れましても、健康には十分気をつけられ、第2の人生を堪能するとともに、一市民としてまちづくりに協力願いますよう改めてお願いいたしますとともに、長年ご苦労さまでございました。

終わります。

◎閉会の宣告

○議長（坪田正武君） これをもって、第86回あわら市議会定例会を閉会いたします。
(午後3時25分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成29年 月 日

議 長

署名議員

署名議員